

令和3年度 文教委員会資料 ⑤

【所管事務の調査（報告）】

川崎市人権施策推進基本計画・第1期実施計画「人権かわさきイニシアチブ」（案）について

資料1

川崎市人権施策推進基本計画・第1期実施計画「人権かわさきイニシアチブ」（案）概要

資料2

川崎市人権施策推進基本計画・第1期実施計画「人権かわさきイニシアチブ」（案）

資料3

「川崎市人権施策推進基本計画・第1期実施計画「人権かわさきイニシアチブ」（案）」について御意見をお寄せください

市 民 文 化 局

（令和4年2月9日）

第1章 計画改定の趣旨と本市における人権をとりまく状況等

I 計画改定の趣旨

- 「川崎市人権施策推進基本計画」は、令和元(2019)年12月に制定した「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」第6条第1項の規定に基づく、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する計画であり、人権に関し行政として目指すものを体系的に整理し、本市の各部署の連携と、市民と、関係団体等を含めた事業者との連携協働の下に「人権尊重のまちづくり」を推進し、もって人権を尊重し、共に生きる社会の実現に向けた取組を進めるための今後約10年間の指針となるものです。
- 平成27(2015)年3月に策定された「川崎市人権施策推進基本計画『人権かわさきイニシアチブ』」は、令和8(2026)年3月末までを計画期間としており、経過措置により条例に基づく計画とみなしていますが、条例の規定に基づき「不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を『総合的かつ計画的に』推進し、また、条例で新たに位置付けられた施策を推進するため、計画を全面的に見直し、改定することとしました。」
- 計画の改定に当たっては、条例に基づき、「川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会」に計画の改定の方向性について取りまとめるよう諮問し、協議会での審議を経て、令和3(2021)年3月に、「計画の基本理念は、個人の尊重に立脚した、『差別禁止、多様性の尊重、実効性ある人権救済、市民との対話』の4項目を明確に定める必要がある」などとする答申が、市長に提出されました。本計画は、協議会の答申を踏まえつつ、人権に関する施策の基本理念及び基本目標、人権に関する基本的施策その他人権に関する施策を推進するために必要な事項を示し、また、複雑かつ多様な人権課題に対応していくため、分野横断的な視点にとどまらず、個別の分野別の人権課題ごとに、その現状と施策の方向性、具体的な取組を示すものです。

II 本市における人権をとりまく状況と課題

1 国際的な取組

- 昭和23(1948)年に国際連合において、世界人権宣言が採択され、その後も、国際人権規約、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、障害者権利条約などが採択されています。また、国際連合は、平成17(2005)年から「人権教育のための世界計画」の取組を推進しています。
- 平成27(2015)年に国際連合で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」には、「ジェンダー平等を実現しよう」、「人や国の不平等をなくそう」、「平和と公正をすべての人に」など人権に関する目標が掲げられました。現在、SDGsは世界の潮流となっており、各国で取組が進められています。

2 国内の主な動き ※網掛けは現行計画「川崎市人権施策推進基本計画『人権かわさきイニシアチブ』」の策定後のもの

平成8(1996)年	「人権擁護施策推進法」(5年の時限立法)の制定
平成9(1997)年	「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」の策定
平成12(2000)年	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の施行
平成14(2002)年	「人権教育・啓発に関する基本計画」の策定
平成28(2016)年	「障害を理由とする差別の解消に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行
令和元(2019)年	「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」の施行
令和3(2021)年	「新型コロナウイルス等対策特別措置法」の改正(新型コロナウイルス感染症に関連する差別的取扱い防止のための啓発活動等の実施)、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」の改正(インターネット上の誹謗中傷等による権利侵害に関する新たな裁判制度の創設)

3 本市におけるこれまでの取組と課題

(1) これまでの取組

平成12(2000)年	「川崎市人権施策推進指針」の策定
平成19(2007)年	「川崎市人権施策推進基本計画」の策定
平成27(2015)年	「川崎市人権施策推進基本計画『人権かわさきイニシアチブ』」の策定
令和元(2019)年	「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の制定(人権全般を対象とした「不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進」と「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」について定め、また、計画の策定に関し、法令上の根拠規定を初めて設けた。)

(2) 人権施策の課題

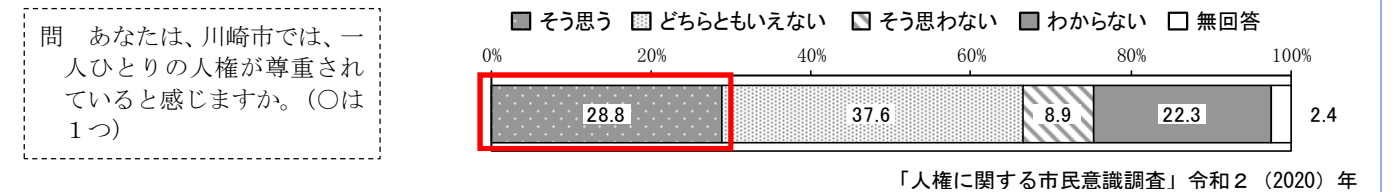
- 社会のグローバル化やデジタル化がより一層進展する中で、インターネット上での誹謗中傷やいじめなど、新たな人権課題が生じています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、医療従事者等に対する必要なサービスの提供拒否などの事例が全国で起こり、感染者や濃厚接触者を過剰に避けたり非難したりする差別や偏見が生じています。
- 本邦外出身者に対する不当な差別的言動、LGBT等の性的マイノリティの人々の人権問題、障害者でありかつ女性である場合などに生じる複合的な差別の問題なども近年の課題となっています。

(3) 人権に関する市民の意識

これまでも本市では人権課題への取組を進めてきましたが、「人権に関する市民意識調査」では、「川崎市では、一人ひとりの人権が尊重されていると感じますか」の問いに対して「そう思う」との回答が5年前の調査に比べて20.6%から28.8%に上がるといった改善が見られるものの、新設した「わからない」との選択肢が22.3%に上るなど、人権について市民が実感として捉えることが難しい状況が見られます。

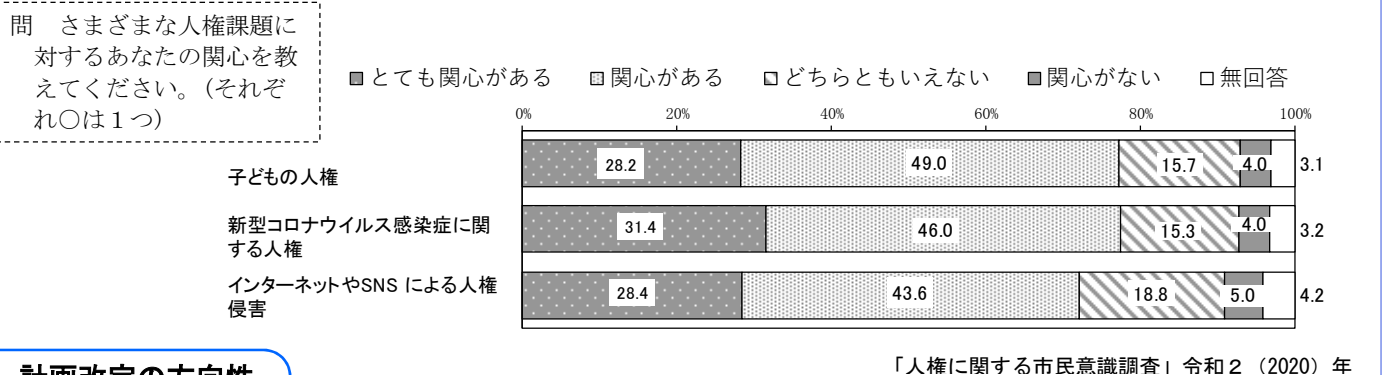
ア 人権意識について

- 本市では、これまで「人権施策推進基本計画」に基づき、人権教育や人権意識の普及を進めてきましたが、「一人ひとりの人権が尊重されていると感じますか」の問いに対して「そう思う」との回答は、28.8%にとどまっており、その割合を高めることが求められます。



イ 人権課題について

- 市民が関心を持つ人権課題は、「子どもの人権」のほか、新たな課題である「新型コロナウイルス感染症に関する人権」、「インターネットやSNSによる人権侵害」で「とても関心がある」と「関心がある」を合わせた「関心がある」の割合が高くなっています。これらの分野には新たな対策が求められます。



III 計画改定の方向性

- ◎ 「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」第6条第1項の規定に基づき、人権に関する施策を「総合的かつ計画的に」推進できる計画とするため、計画期間を3期に分割して具体的な施策の内容を「実施計画」として管理することとし、これに合わせて事業・取組として年次別取組を設定することで、新しい人権課題や社会情勢等の変化により柔軟に対応できる政策体系とします。
- ◎ 「川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会」の答申を踏まえ、個人の尊重に立脚した「差別の禁止」と「多様性の尊重」の2項目を基本理念に反映するとともに、他の項目についても基本目標と基本的施策にその視点を取り入れます。
- ◎ 基本的施策のうちの分野別施策に「疾病に関する人権尊重の取組の推進」と「インターネットによる人権侵害に係る取組の推進」の項目を新たに設けます。
- ◎ 「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に新たに定められた「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」に関する事業・取組を新たに設けます。

第2章 川崎市人権施策推進基本計画

1 基本的な考え方

(1) 基本計画の位置付け

- 「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」第6条第1項の規定に基づき、「**不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進する**」ため策定し、同条第2項に規定する「**人権に関する施策の基本理念及び基本目標**」、「**人権に関する基本的施策**」等について定める計画であり、本市の総合計画をはじめ、分野別の他の人権課題に応じた計画等との整合を図りつつ体系的にまとめ、人権に関する施策を総合的に推進することを目的とするものです。
- 「**人権教育及び人権啓発の推進に関する法律**」第5条の「**地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する**」との規定に対応する計画としても位置付けるものです。

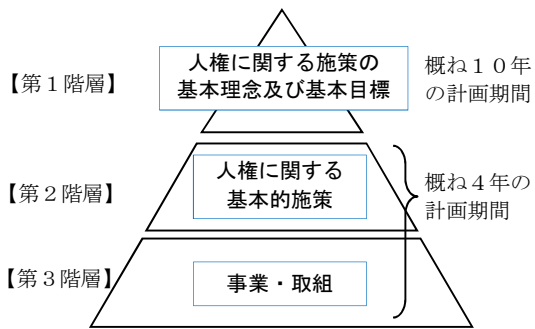
(2) 基本計画の全体像

ア 計画期間…令和4（2022）年度から概ね10年間を対象とします。

イ 基本計画の構成…概ね10年間の対象期間全体を通じて実現を目指すものを、「川崎市人権施策推進基本計画」における「**人権に関する施策の基本理念及び基本目標**」として掲げながら、具体的な取組内容を、「人権に関する基本的施策」、「**事業・取組**」の階層で体系的に整理します。

また、「**人権に関する基本的施策**」、「**事業・取組**」は、概ね4年ごとに見直しを行う実施計画とすることで、新しい人権課題や社会情勢等の変化に、より柔軟に対応できる政策体系とします。

<基本計画の構成>



<計画期間>

年度	R4	R5	R6	R7	R8~
1 人権に関する施策の基本理念及び基本目標	概ね10年の計画期間				
2 人権に関する基本的施策	第1期実施計画	実施計画(想定)	実施計画(想定)		
3 事業・取組					

※次期以降の実実施計画の計画期間は未定ですが、市総合計画と整合を取りながら定めていきます。

2 人権に関する施策の基本理念と基本目標

(1) 人権に関する施策の基本理念・・・「基本計画」が目指す「まち」の姿

市民一人ひとりの人権と多様性が尊重され不当な差別のないまち かわさき

- 「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に目的として規定する「**人権を尊重し、共に生きる社会**」の実現を図るに当たり、共生の前提となる人権保護の核心が個人の尊重にあることに鑑みて、**個人の尊重に立脚した考えである「差別をなくす」、「多様性の尊重」を重視し、この2つの考えが浸透した「まち」を目指します。**

(2) 人権に関する施策の基本目標・・・「基本理念」を実現していくに当たり指針となる考え方

1 差別や偏見のない優しさにあふれたまちづくり

市民一人ひとりが人権侵害の芽は誰の心の中にもあることを自覚し、相手の痛みを感じることができるようになることが重要です。施策の推進に当たっては、**相手の立場に立って考えられる社会の実現を目指します。**

2 互いの違いを理解し、個人として尊重し、共に生き生きと暮らせるまちづくり

市民一人ひとりが個人として尊重されることが、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりの大前提であり、**全ての市民が様々な違いを越えて、対等な人間関係を築いていけるように取り組みます。**

3 人権侵害による被害の救済を図るため、必要な支援が受けられるまちづくり

基本理念の実現に向けて施策の実効性を高めるには、人権侵害を受けた人に対する具体的な「**相談、人権救済、自立支援の充実**」を図ることが重要です。**必要な人に必要な支援が確実に届くように取り組みます。**

4 市民、事業者、市が共に考え、取り組む人権尊重のまちづくり

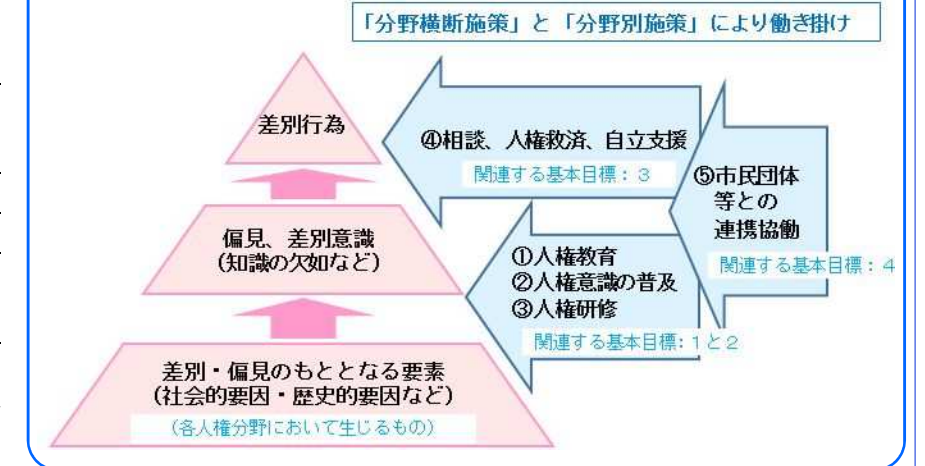
市民の人権に関する問題は、行政だけでなく市民及び事業者との連携を通じて解決していくことが必要であり、施策の様々な段階でそれぞれの主体が関わり、共に考えていくことも重要です。**それぞれが人権の問題について積極的に関わり、人権に関する意識をお互いに高め合うことで、人権が尊重される社会につなげていきます。**

第3章 第1期実施計画

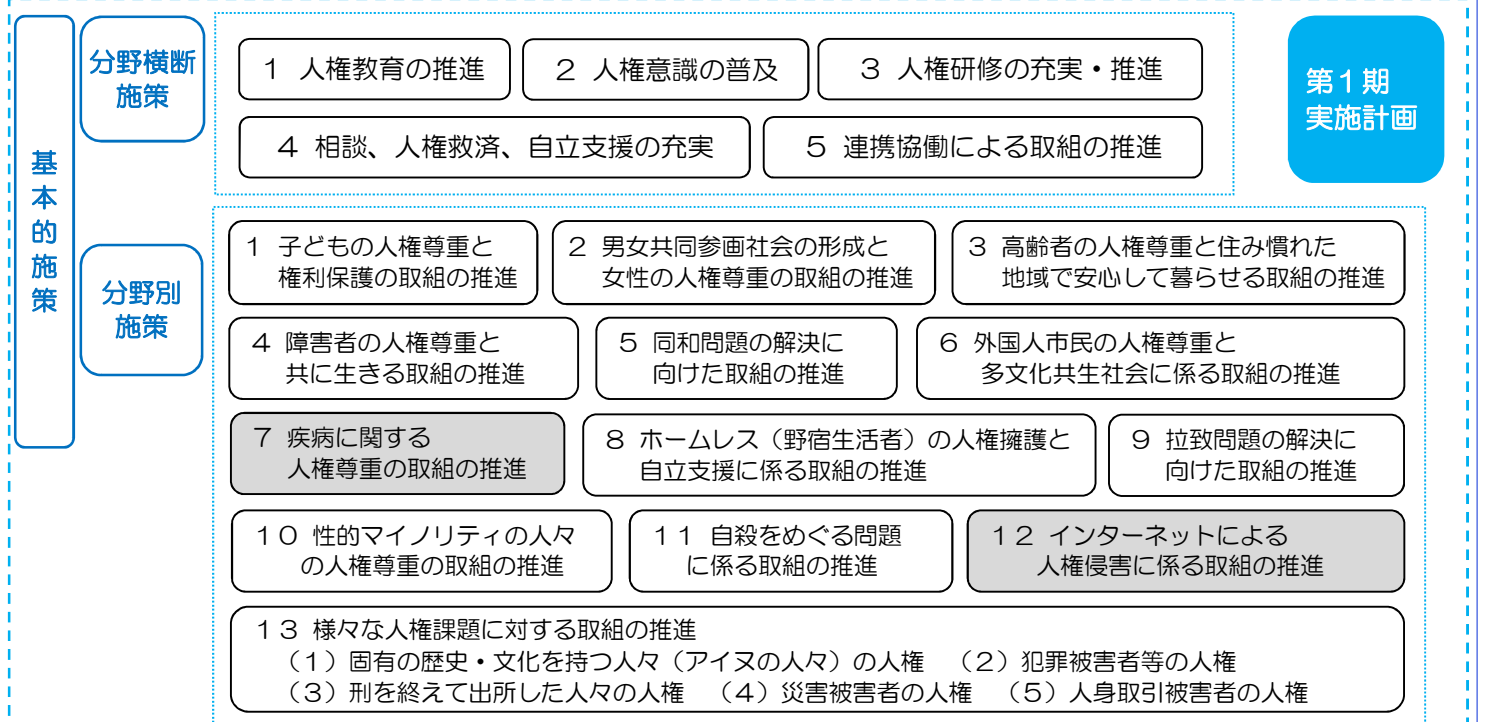
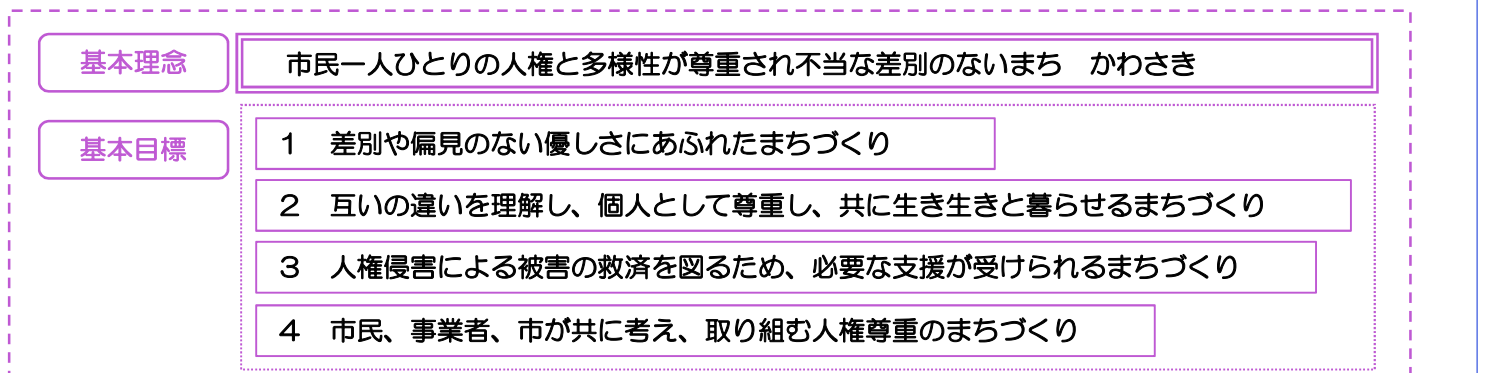
I 第1期実施計画における基本的な考え方

- 人権に関する施策の基本理念と基本目標を踏まえ、人権課題の解決に向けて、今後**4年間（令和4（2022）年度から令和7（2025）年度まで）**を計画期間とします。
- 5つの「分野横断施策」と13の「分野別施策」で構成される18の「人権に関する基本的施策」**、これらに係る「**事業・取組**」を体系的に整理して策定します。
- 分野横断施策は、**全ての人権課題に共通する取組**として、①人権教育を推進すること、②人権意識を普及すること、③人権研修を推進すること、④相談、人権救済、自立支援のための施策を充実すること、⑤それらを推進する上で市民、事業者、市が連携協働する体制を整備することの**5つの視点に沿って、総合的に推進**します。
- 分野別施策は、**それぞれの人権課題に応じて、5つの視点に留意しながら、個別法、個別条例、それぞれの計画等を踏まえて実施**します。
- 計画的な進捗管理を行えるよう、それぞれの施策ごとに「**事業・取組**」として年次別取組を設定します。

第1期実施計画の推進スキーム



II 第1期実施計画の体系



※「7 疾病に関する人権尊重の取組の推進」と「12 インターネットによる人権侵害に係る取組の推進」は項目を新たに設定

Ⅲ 第1期実施計画の取組

1 分野横断施策

施策	施策の概要、課題等	事業・取組の類型
1 人権教育の推進	・「差別や偏見のない優しさにあふれたまちづくり」や「互いの違いを理解し、個人として尊重し、共に生き生きと暮らせるまちづくり」を進めるためには、市民一人ひとりが、人権について正しい知識を得て理解を深めていくことが必要なことから、子どもから大人まで継続的に人権教育を推進します。	1 学校・保育園等における人権教育の推進 2 生涯学習における人権教育の推進
2 人権意識の普及	・市民一人ひとりが尊重され、差別や偏見のない社会を実現するため、人権課題に対する正しい知識などの普及活動に努め、また、市民や事業者が人権の意義や価値についての理解を深めるための学習・研修の場を提供するとともに、市民や事業者の主体的な普及活動を支援します。	1 普及活動の推進 2 事業者、団体等への普及活動の支援 3 かわさきパラムーブメントの理念の浸透
3 人権研修の充実・推進	・人権尊重のまちづくりを担う職員を育成するため、計画的に効果的な人権研修を実施します。また、業務の性格上、人権意識が特に求められる職員に対しては、専門性や人権意識をより高めるための研修を継続的に実施します。	1 人権尊重のまちづくりを担う職員等の育成 2 より専門的な人権研修の推進
4 相談、人権救済、自立支援の充実	・「人権侵害による被害の救済を図るため、必要な支援が受けられるまちづくり」を進められるよう、相談窓口や救済機関に関する情報を効果的に周知するとともに、体制を充実します。また、基本的人権を尊重する精神に基づきセーフティネットの構築を進め、自立支援の充実に努めます。 ・関係団体・関係機関との連携を強化することで、当事者が回復し、自立できるように救済・支援策の充実に図ります。	1 相談、人権救済、自立支援の充実 2 相談、人権救済、自立支援を行う団体等との連携強化
5 連携協働による取組の推進	・「市民、事業者、市が共に考え、取り組む人権尊重のまちづくり」を進めるために、市民や事業者の参画を促進する取組を推進していきます。 ・NPO・NGO等の関係団体や国、県、近隣自治体等の関係機関との連携協働により、人権施策の取組を推進していきます。	1 市民、事業者の参加の促進 2 関係団体・関係機関との連携協働の推進

2 分野別施策

施策	施策の概要、課題等	事業・取組の類型
1 子どもの人権尊重と権利保護の取組の推進	・子どもの権利に関する学習や広報・周知に努めるとともに、子どもの状況に応じた権利保障や、安心して過ごすことができる地域の中の居場所の充実等が必要です。 ・「人権オンブズパーソン」等の相談・救済機関が十分に活用されるよう、周知啓発に加え相談しやすい環境づくりも求められます。	1 広報・啓発及び学習への支援並びに市民活動への支援 2 個別の支援 3 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障 4 子どもの参加 5 相談及び救済
2 男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重の取組の推進	・家庭や働く場における男女間の格差や、女性に対する暴力、固定的な性別役割分担意識などの課題は社会に根強く残っており、特に、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、これらの課題が顕在化するとともに、複雑かつ深刻化しています。	1 男女共同参画に係る教育・啓発の推進 2 職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進 3 地域における男女共同参画の推進
3 高齢者の人権尊重と住み慣れた地域で安心して暮らせる取組の推進	・今後、急速な高齢化の進展による介護サービス需要の増加等が見込まれるため、引き続き、介護サービス基盤の整備を進めるとともに在宅サービスの充実を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう取組を行っていくことが重要となっています。	1 いきがい・介護予防施策等の推進 2 地域のネットワークづくりの強化 3 利用者本位のサービスの提供 4 医療介護連携・認知症施策等の推進 5 高齢者の多様な居住環境の実現
4 障害者の人権尊重と共に生きる取組の推進	・障害のある人もない人も、お互いを尊重しながら共に支え合う、自立と共生の地域社会の実現に向けて取り組んでいます。 ・高齢障害者の増加とそれに伴う障害の重度化・重複化、医療技術の進歩や障害に対する理解の深まりに伴う障害児支援ニーズの増加・多様化、障害のある方を支える家族の高齢化などの課題を踏まえて必要な取組を推進していく必要があります。	1 育ち、学び、働き、暮らす～多様なニーズに対応するための包括的な支援体制(地域リハビリテーション)の構築～ 2 地域とかかわる～地域の中でいきいきと暮らしていける「心のバリアフリー都市川崎」の実現～ 3 やさしいまちづくり～誰もが安心・安全で生活しやすいまちづくりの推進～

施策	施策の概要、課題等	事業・取組の類型
5 同和問題の解決に向けた取組の推進	・現在もなお、同和地区の出身という理由で就職差別や結婚差別、差別的な落書きなどが発生し、差別を受けている人々がいます。 ・インターネット上に特定の地域を同和地区であるとする情報を公開するなど、部落差別を取り巻く状況に変化が生じています。	1 同和問題の解決に向けた啓発・支援の推進
6 外国人市民の人権尊重と多文化共生社会に係る取組の推進	・新型コロナウイルス感染症による影響によって短期的な変化はあるものの、今後、新型コロナウイルス感染症が収束した後は、市内の外国人人口の増加が見込まれることから、外国人市民に対する偏見や差別意識をなくしていくとともに、より海外に開かれた魅力あるまちづくりを進める必要があります。	1 差別の解消と人権侵害の防止 2 行政サービスの充実 3 多文化共生教育の推進 4 社会参加の促進 5 共生社会の形成 6 施策の推進体制の整備
7 疾病に関する人権尊重の取組の推進	・新型コロナウイルス感染症などについて、患者やその家族、医療機関の従事者等が差別や偏見を受けないよう、人権の尊重に努める必要があります。	1 感染症に関する啓発、支援等
8 ホームレス(野宿生活者)の人権擁護と自立支援に係る取組の推進	・各種の自立支援施策に取り組んだ結果、河川・公園・道路等において起居している市内のホームレス数は、平成15(2003)年をピークに減少している一方で、終夜営業店舗等で起居する方の中には、失業等により生活に困窮する方もおり、どのようにして市の支援施策に繋げるかが課題となっています。	1 ホームレス自立支援事業 2 関係機関との連携による取組
9 拉致問題の解決に向けた取組の推進	・12名の拉致被害者は、今なお帰国できずに、拉致されたままです。 ・市民一人ひとりが、拉致問題を自分ごととして捉え、声を上げ続けることが、政府を後押しし、問題の解決にも繋がる力と成り得ることから、正しい知識の普及を図るための人権教育・人権啓発の取組を進める必要があります。	1 拉致被害者及び被害者家族の支援並びに拉致問題の啓発に関する取組の推進
10 性的マイノリティの人々の人権尊重の取組の推進	・性的指向や性自認(性同一性)に起因する生きづらさは、状況によっては、当事者を自殺に追い込みかねないほどの深刻な課題となっており、性的マイノリティの人々への偏見や差別を解消し、正しい理解を広げていく必要があります。	1 偏見や差別を解消するための啓発の推進 2 当事者の抱える生きづらさの解消に向けた取組の推進
11 自殺をめぐる問題に係る取組の推進	・ライフステージ別の対策の必要性や、地域の実態に応じた自殺対策の推進等の課題を整理し、新型コロナウイルス感染症等の心理・社会的影響も考慮しながら更なる自殺対策の推進を図る必要があります。	1 自殺の実情を知る 2 自殺防止のためにつながる 3 自殺防止のために支える
12 インターネットによる人権侵害に係る取組の推進	・生活の中でインターネットを利用する機会が増え、インターネットによる人権侵害の被害も更に増加するおそれがあります。 ・令和3(2021)年にプロバイダ責任制限法が改正されて新たな裁判制度が創設されるなど、インターネットによる人権侵害の対策が進められています。	1 啓発、支援、拡散防止措置、教育等の取組の推進
13 様々な人権課題に対する取組の推進	・個別に取り上げた課題以外にも、様々な視点から課題の解決に向けた取組が必要です。	1 固有の歴史・文化を持つ人々(アイヌの人々)の人権 2 犯罪被害者等の人権 3 刑を終えて出所した人々の人権 4 災害被害者の人権 5 人身取引被害者の人権

《主な事業・取組》

○：これまでの計画の継続 ◎：今回の計画から追加

- 「人権尊重教育の推進」…子どもたちの人権感覚や人権意識の育成に向けた取組を推進します。
- 「人権意識の普及・啓発」…人権を尊重し、共に生きる社会をめざして、様々な人権課題に対する正しい知識の普及・啓発や支援に取り組めます
- 「多文化共生教育推進事業」…子どもたちの異文化理解と相互尊重をめざした学習を推進します。また、多文化共生と多様性を尊重した意識と態度の育成を推進します。
- ◎「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組」…川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例の規定に基づく取組等を推進し、不当な差別的言動の解消を図ります。
- ◎「新型コロナウイルス感染症に関する人権意識の普及啓発」…新型コロナウイルス感染症に関し、市民が人権に配慮した冷静な行動をとるよう普及啓発の取組を進めます。
- ◎「インターネットによる人権侵害に係る取組」…インターネットによる人権侵害についての啓発や支援を行います。

第4章 計画の推進

1 人権施策推進体制の経緯

(1) 庁内体制

「川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議」では、人権に関わる諸施策について全庁的な連携・調整を行っています。

(2) 外部委員による検討体制

全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進する会議体として「川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会」を設置しました。

2 人権施策推進体制について

(1) 庁内連絡調整組織

「川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議」のほか、子どもの権利や男女平等施策などの分野別の人権施策を推進するための各部会等で具体的な施策を協議、検討し、横断的かつ総合的に人権施策を推進します。

(2) 協議組織

「川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会」は、不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するための組織であり、庁内連絡調整組織とそれぞれの役割を担いながら人権施策を総合的に推進します。

(3) 関係団体・関係機関

「川崎市人権啓発活動地域ネットワーク協議会」や「かわさき男女共同参画ネットワーク」等の各分野において多様な活動を展開している関係団体等との連携を強化し、取り組んでいきます。

3 進行管理について

人権に関する施策の基本目標と人権課題ごとに設定した目標の到達度について自己評価を実施し、また、事業・取組の状況について、毎年度、進捗状況を把握するとともに、外部の視点として「川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会」に意見・助言を求め、その結果を公表します。

4 成果指標

この計画を着実に推進していくために、次のとおり成果指標を設定し、目標の達成度を評価する際に参考とする指標とします。なお、施策の評価については、この数値のみをもって施策の成果とするのではなく、事業の進捗状況を踏まえて総合的に判断します。

目標達成に向け、各分野の啓発や各事業の取組の一層の推進を図ります。

	項目	現状【年度】	目標値【年度】
全体目標	平等と多様性が尊重されていると思う市民の割合	36.6% 【令和3(2021)年度】	41.0%以上 【令和7(2025)年度】 43.0%以上 【令和13(2031)年度】
基本目標1	「人権侵害」について、あってはならないと思う市民の割合	77.2% 【令和2(2020)年度】	81.0%以上 【令和7(2025)年度】 85.0%以上 【令和13(2031)年度】
基本目標2	「一人ひとりが互いに違いを認め合い、共に暮らしていける社会になっている」と思う市民の割合	24.4% 【令和2(2020)年度】	28.0%以上 【令和7(2025)年度】 32.0%以上 【令和13(2031)年度】
基本目標3	「国や市の機関のさまざまな人権相談窓口を知っている」市民の割合が30%を超えている相談窓口の数	3つ 【令和2(2020)年度】	5つ 【令和7(2025)年度】 7つ 【令和13(2031)年度】
基本目標4	他人の人権を侵害しないように配慮して、日々の生活を送っている市民の割合	87.4% 【令和3(2021)年度】	91.0%以上 【令和7(2025)年度】 93.0%以上 【令和13(2031)年度】

	項目	現状【年度】	目標値【年度】
2-1	子どもの人権について、差別があると思う市民の割合	66.0% 【令和2(2020)年度】	62.0%以下 【令和7(2025)年度】
2-2	男女平等に関わる人権について、差別があると思う市民の割合	76.6% 【令和2(2020)年度】	73.0%以下 【令和7(2025)年度】
2-3	高齢者の人権について、差別があると思う市民の割合	62.7% 【令和2(2020)年度】	59.0%以下 【令和7(2025)年度】
2-4	障害者の人権について、差別があると思う市民の割合	75.9% 【令和2(2020)年度】	72.0%以下 【令和7(2025)年度】
2-5	同和問題について、差別があると思う市民の割合	46.5% 【令和2(2020)年度】	43.0%以下 【令和7(2025)年度】
2-6	外国人の人権について、差別があると思う市民の割合	59.6% 【令和2(2020)年度】	56.0%以下 【令和7(2025)年度】
2-7	HIV感染者・ハンセン病患者などの感染症や疾病に関する人権について、差別があると思う市民の割合	55.8% 【令和2(2020)年度】	52.0%以下 【令和7(2025)年度】
2-7	新型コロナウイルス感染症に関する人権について、差別があると思う市民の割合	77.3% 【令和2(2020)年度】	73.0%以下 【令和7(2025)年度】
2-8	ホームレスの人権について、差別があると思う市民の割合	60.0% 【令和2(2020)年度】	56.0%以下 【令和7(2025)年度】
2-9	北朝鮮当局によって拉致された被害者などの人権について、差別があると思う市民の割合	58.1% 【令和2(2020)年度】	54.0%以下 【令和7(2025)年度】
2-10	性的マイノリティの人権について、差別があると思う市民の割合	66.2% 【令和2(2020)年度】	62.0%以下 【令和7(2025)年度】
2-11	厚生労働省人口動態統計における自殺死亡率(人口10万人当たりの死者数)の3年間平均	14.2 【平成29(2017)年～令和元(2019)年の平均】	13.5未満 【令和3(2021)年～令和5(2023)年の平均】
2-12	インターネットやSNSによる人権侵害について、差別があると思う市民の割合	82.6% 【令和2(2020)年度】	79.0%以下 【令和7(2025)年度】
2-13	アイヌの人々の人権について、差別があると思う市民の割合	37.4% 【令和2(2020)年度】	33.0%以下 【令和7(2025)年度】
2-13	犯罪被害者やその家族の人権について、差別があると思う市民の割合	69.2% 【令和2(2020)年度】	65.0%以下 【令和7(2025)年度】
2-13	刑を終えて出所した人の人権について、差別があると思う市民の割合	60.2% 【令和2(2020)年度】	56.0%以下 【令和7(2025)年度】
2-13	人身取引(性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引)被害者の人権について、差別があると思う市民の割合	59.9% 【令和2(2020)年度】	56.0%以下 【令和7(2025)年度】

今後のスケジュール

令和4年2月10日 パブリック・コメント手続き開始
 令和4年2月 関係人権団体への説明
 令和4年3月14日 パブリック・コメントの手続きの終了
 令和4年3月 「川崎市人権施策推進基本計画」の策定・公表

川崎市人権施策推進基本計画・

第1期実施計画

「人権かわさきイニシアチブ」(案)

川 崎 市

令和4（2022）年●月

目 次

第1章 計画改定の趣旨と本市における人権をとりまく状況等	1
I 計画改定の趣旨	1
II 本市における人権をとりまく状況と課題	2
1 国際的な取組	2
2 国内の主な動き	3
3 本市におけるこれまでの取組と課題	6
(1) これまでの取組	6
(2) 人権施策の課題	7
(3) 人権に関する市民の意識	7
4 持続可能な開発目標（SDGs）と人権施策の推進	9
III 計画改定の方向性	10
第2章 川崎市人権施策推進基本計画	11
1 基本的な考え方	11
(1) 基本計画の位置付け	11
(2) 基本計画の全体像	11
2 人権に関する施策の基本理念と基本目標	13
第3章 第1期実施計画	19
I 第1期実施計画における基本的な考え方	19
II 第1期実施計画の体系	20
III 第1期実施計画の取組	22
1 5つの分野横断施策	22
○施策1 人権教育の推進	22
○施策2 人権意識の普及	26
○施策3 人権研修の充実・推進	29
○施策4 相談、人権救済、自立支援の充実	32
○施策5 連携協働による取組の推進	35

2 分野別施策	38
○施策1 子どもの人権尊重と権利保護の取組の推進	38
○施策2 男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重の取組の推進	51
○施策3 高齢者の人権尊重と住み慣れた地域で安心して暮らせる取組の推進	58
○施策4 障害者の人権尊重と共に生きる取組の推進	64
○施策5 同和問題の解決に向けた取組の推進	72
○施策6 外国人市民の人権尊重と多文化共生社会に係る取組の推進	74
○施策7 疾病に関する人権尊重の取組の推進	84
○施策8 ホームレス（野宿生活者）の人権擁護と自立支援に係る取組の推進	86
○施策9 拉致問題の解決に向けた取組の推進	89
○施策10 性的マイノリティの人々の人権尊重の取組の推進	91
○施策11 自殺をめぐる問題に係る取組の推進	95
○施策12 インターネットによる人権侵害に係る取組の推進	100
○施策13 様々な人権課題に対する取組の推進	103
(1) 固有の歴史・文化を持つ人々（アイヌの人々）の人権	103
(2) 犯罪被害者等の人権	104
(3) 刑を終えて出所した人々の人権	105
(4) 災害被害者の人権	106
(5) 人身取引被害者の人権	108
第4章 計画の推進	109
1 人権施策推進体制の経緯	109
2 人権施策推進体制について	110
3 進行管理について	111
4 成果指標	112
資料編	115
世界人権宣言	116
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	120
川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例	122
第1期川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会への諮問について	128
「川崎市人権施策推進基本計画」の改定の方向性について-答申-（抜粋）	129

第1章 計画改定の趣旨と本市における人権をとりまく状況等

I 計画改定の趣旨

「川崎市人権施策推進基本計画」は、令和元（2019）年12月に制定した「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」第6条第1項の規定に基づき、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する計画であり、人権に関し行政として目指すものを体系的に整理し、本市の各部署の連携と、市民と、関係団体等を含めた事業者との連携協働の下に「人権尊重のまちづくり」を推進し、もって人権を尊重し、共に生きる社会の実現に向けた取組を進めるための今後約10年間の指針となるものです。

平成27（2015）年3月に策定された「川崎市人権施策推進基本計画『人権かわさきイニシアチブ』」は、令和8（2026）年3月末までを計画期間としており、経過措置により条例に基づく計画とみなしていますが、条例の規定に基づき「不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を『総合的かつ計画的に』推進」し、また、条例で新たに位置付けられた施策を推進するため、計画を全面的に見直し、改定することとしました。

計画の改定に当たっては、条例に基づき、「川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会」に、計画の改定の方向性について取りまとめるよう諮問し、協議会での審議を経て、令和3（2021）年3月に、「計画の基本理念は、個人の尊重に立脚した、『差別禁止、多様性の尊重、実効性ある人権救済、市民との対話』の4項目を明確に定める必要がある」などとする答申が、市長に提出されました。本計画は、協議会の答申を踏まえつつ、人権に関する施策の基本理念及び基本目標、人権に関する基本的施策その他人権に関する施策を推進するために必要な事項を示し、また、複雑かつ多様な人権課題に対応していくため、分野横断的な視点にとどまらず、個別の分野別の人権課題ごとに、その現状と施策の方向性、具体的な取組を示すものです。

II 本市における人権をとりまく状況と課題

1 国際的な取組

昭和23（1948）年12月10日、第3回国際連合総会において、初めて基本的人権の保障を国際的にうたった世界人権宣言が採択されました。同宣言は「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と、平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」ことをうたい、その後発展する国際人権保障制度の土台を築きました。

その後、世界人権宣言で規定された権利に法的拘束力を持たせるために、国際人権規約をはじめとして、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、障害者権利条約など多くの人権条約が国際連合で採択され、国際的な人権基準として、その実施状況が条約ごとに設置された委員会（条約機関）によって国際的にモニタリングされています。

また、人権教育・啓発について、国際連合は、各国において「人権という普遍的な文化」が構築されることを目指し、平成7（1995）年から平成16（2004）年まで「人権教育のための国連10年」の取組を、平成17（2005）年以降「人権教育のための世界計画」の取組を推進しています。

平成27（2015）年に国際連合で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、世界人権宣言をその基礎の一つとして、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓い、令和12（2030）年までに全ての国が達成すべき「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げました。そこには「ジェンダー平等を実現しよう」、「人や国の不平等をなくそう」、「平和と公正をすべての人に」など人権に関する目標が掲げられました。現在、SDGsは世界の潮流となっており、各国で取組が進められています。

国際人権諸条約一覧

名称	略称等	採択年	日本の締結年
人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約	人身売買禁止条約	昭和24(1949)	昭和33(1958)
難民の地位に関する条約	難民条約	昭和26(1951)	昭和56(1981)
婦人の参政権に関する条約	婦人参政権条約	昭和28(1953)	昭和30(1955)
あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約	人種差別撤廃条約	昭和40(1965)	平成7(1995)
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約	国際人権規約 (社会権規約)	昭和41(1966)	昭和54(1979)
市民的及び政治的権利に関する国際規約	国際人権規約 (自由権規約)	昭和41(1966)	昭和54(1979)
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	女性差別撤廃条約	昭和54(1979)	昭和60(1985)
拷問及びその他の残虐な非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約	拷問等禁止条約	昭和59(1984)	平成11(1999)
児童の権利に関する条約	子どもの権利条約	平成元(1989)	平成6(1994)
強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約	強制失踪条約	平成18(2006)	平成21(2009)
障害者の権利に関する条約	障害者権利条約	平成18(2006)	平成26(2014)

2 国内の主な動き

国は、「国際人権規約」をはじめ主要な国際人権諸条約を批准するとともに、平成8（1996）年には、人権の擁護に関する施策の推進について国の責務を明らかにした「人権擁護施策推進法」（5年の時限立法）を制定し、平成9（1997）年には、「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」を策定しました。

平成12（2000）年には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定し、地方公共団体の責務として、国と連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定、実施することを明記しました。同法の規定に基づき、平成14（2002）年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。また、平成28（2016）年には、「持続可能な開発目標（SDGs）」を実施するための指針として、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を定めました。

また、分野別の人権施策についても、それぞれ個別法や計画の整備が進められています。主なものでも、「児童虐待の防止等に関する法律」や「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、「いじめ防止対策推進法」、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」などが挙げられます。平成28（2016）年には、「障害を理由とする差別の解消に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、障害を理由とする差別のほか、本邦外出身者に対する不当な差別的言動や部落差別の解消のための施策を講じています。令和元（2019）年には、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行され、アイヌ文化の振興等の施策に取り組んでいます。

さらに、令和3（2021）年には、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を改正し、新型コロナウイルス感染症に関連する差別的取扱いの防止のために啓発活動等を行っています。また、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」を改正し、インターネット上の誹謗中傷等による権利侵害についてより円滑に被害者救済を図るため、発信者情報開示について新たな裁判制度を創設しています。

主な人権関係法

分 野	名 称	制定年
人権全般	人権擁護委員法	昭和 24 (1949)
	社会福祉法	昭和 26 (1951)
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	平成 12 (2000)
子ども	児童福祉法	昭和 22 (1947)
	母子及び父子並びに寡婦福祉法	昭和 39 (1964)
	児童買春、児童ポルノに係る行動等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	平成 11 (1999)
	児童虐待の防止等に関する法律	平成 12 (2000)
	子ども・若者育成支援推進法	平成 21 (2009)
	子ども・子育て支援法	平成 24 (2012)
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	平成 25 (2013)
	いじめ防止対策推進法	平成 25 (2013)
男 女	売春防止法	昭和 31 (1956)
	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	昭和 47 (1972)
	男女共同参画社会基本法	平成 11 (1999)
	ストーカー行為等の規制等に関する法律	平成 12 (2000)
	配偶者からの暴力及び被害者の保護等に関する法律	平成 13 (2001)
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	平成 27 (2015)
高齢者	老人福祉法	昭和 38 (1963)
	介護保険法	平成 9 (1997)
	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	平成 17 (2005)
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	平成 18 (2006)
障害者	身体障害者福祉法	昭和 24 (1949)
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	昭和 25 (1950)
	知的障害者福祉法	昭和 35 (1960)
	障害者の雇用の促進等に関する法律	昭和 35 (1960)
	障害者基本法	昭和 45 (1970)
	発達障害者支援法	平成 16 (2004)
	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	平成 23 (2011)
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	平成 24 (2012)
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	平成 25 (2013)

同和問題	部落差別の解消の推進に関する法律	平成 28 (2016)
外国人	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	平成 28 (2016)
疾 病	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律	平成 20 (2008)
	新型インフルエンザ等対策特別措置法	平成 24 (2012)
ホームレス等	生活保護法	昭和 25 (1950)
	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	平成 14 (2002)
	生活困窮者自立支援法	平成 25 (2013)
拉致被害者	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律	平成 14 (2002)
	拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律	平成 18 (2006)
性的マイノリティ	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律	平成 15 (2003)
自 殺	自殺対策基本法	平成 18 (2006)
アイヌ民族	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律	平成 31 (2019)
犯罪被害者等	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律	平成 12 (2000)
	犯罪被害者等基本法	平成 16 (2004)
インターネット	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律	平成 13 (2001)
	私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律	平成 26 (2014)
災害被害者	被災者生活再建支援法	平成 10 (1998)
	東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律	平成 24 (2012)

3 本市におけるこれまでの取組と課題

(1) これまでの取組

本市は、関東大震災の翌年、大正13（1924）年7月1日に市制が施行され、その後、隣接町村を編入し昭和14（1939）年に現在の市域がほぼ形成されました。震災からの復興後、京浜工業地帯の中核都市として、日本の近代化や経済発展を先導するとともに、戦災からの復興や公害の克服など様々な役割を果たしてきました。

なかでも、市の南部・臨海地域は、戦前より大企業とその関連企業で働くため、日本各地や、さらに朝鮮半島をはじめとする海外から多くの人に移り住み、地域に根づいて多様な文化が交流する「多文化のまち」へと発展してきました。

北西部の多摩丘陵部等での宅地開発や、1990年代以降、経済活動のグローバル化が進展する中でJR南武線沿いに世界的なIT関連企業や研究開発施設等が数多く立地するとともに、再開発が進んだことで、平成29（2017）年には人口が150万人を超えました。その中で、様々な国から在留資格も多様な人々が来日し、地域で生活する外国人市民も増えています。

こうした中で、川崎市は国際人権諸条約の基準に沿った人権保障を見据えながら、平成12（2000）年に「川崎市人権施策推進指針」を、平成19（2007）年に「川崎市人権施策推進基本計画」を、平成27（2015）年には「川崎市人権施策推進基本計画『人権かわさきイニシアチブ』」を策定し、人権施策を総合的に推進してきました。分野別の人権施策についても、「川崎市外国人市民代表者会議条例」、「川崎市子どもの権利に関する条例」、「男女平等かわさき条例」を制定し、条例の趣旨に沿って具体的・計画的に実施するための行動計画や、多文化共生社会の構築を目指す「川崎市多文化共生社会推進指針」を策定しました。また、子どもの権利の侵害と男女平等に関わる人権侵害については、相談・救済を行うため「川崎市人権オンブズパーソン条例」を制定しました。

また、平成25（2013）年以降、市内で本邦外出身者の排斥を訴える内容のデモが繰り返されたことを契機に、全ての市民が不当な差別を受けることのないよう、人権全般を見据えた幅広い条例の検討が進められ、令和元（2019）年に「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」を制定しました。

この条例は、人権全般を対象とした「不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進」と「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」について定め、また、計画の策定に関し、法令上の根拠規定を初めて設けたものです。

現在は、この条例に基づき、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進しています。

このほかにも、平成25（2013）年の「川崎市自殺対策の推進に関する条例」の制定、平成26（2014）年の「川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例」の制定、平成29（2017）年の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく『公の施設』利用許可に関するガイドライン」の策定、平成30（2018）年の「『かわさき☆えるぼし』認証制度」の創設、平成31（2019）年の「川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針」の策定、令和2（2020）年の「川崎市パートナーシップ宣誓制度」の創設、令和3（2021）年の「川崎市犯罪被害者等支援条例」の制定など、人権施策の推進に取り組んでいます。

(2) 人権施策の課題

我が国では、社会のグローバル化やデジタル化がより一層進展する中で、インターネット上での誹謗中傷やいじめなど、新たな人権課題が生じています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、医療従事者等に対する必要なサービスの提供拒否などの事例が全国で起こり、感染者や濃厚接触者を過剰に避けたり非難したりする差別や偏見が生じています。

さらに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動、LGBT等の性的マイノリティの人々の人権問題、障害者でありかつ女性である場合などに生じる複合的な差別の問題など、様々な市民の人権に関わる問題があり、近年の課題となっています。

このような状況において、新たな人権課題に対応し、様々な市民の人権を尊重する取組が必要となっています。

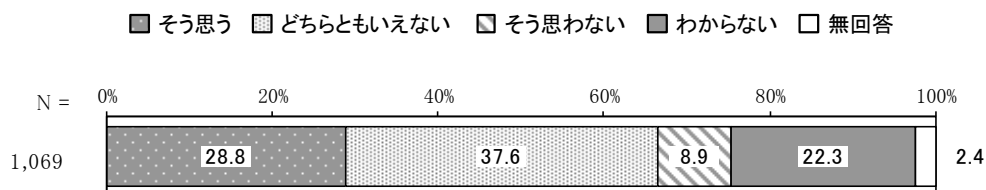
(3) 人権に関する市民の意識

これまでも本市では人権課題への取組を進めてきましたが、令和2(2020)年度の「人権に関する市民意識調査」(外国人市民を含む満20歳以上の市内居住者を対象とした調査)によると、「川崎市では、一人ひとりの人権が尊重されていると感じますか」の問いに対して「そう思う」との回答が5年前の調査に比べて20.6%から28.8%に上がるといった改善が見られるものの、新設した「わからない」との選択肢が22.3%に上るなど、人権について市民が実感として捉えることが難しい状況が見られます。

ア 人権意識について

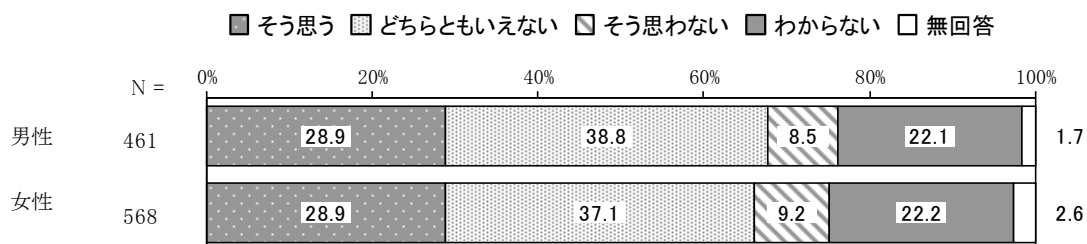
本市では、これまで「人権施策推進基本計画」に基づき、人権教育や人権意識の普及を進めてきましたが、「人権に関する市民意識調査」によれば、「一人ひとりの人権が尊重されていると感じますか」の問いに対して「そう思う」との回答は、28.8%にとどまりました。その割合を高めることが求められます。

問 あなたは、川崎市では、一人ひとりの人権が尊重されていると感じますか。(○は1つ)



【性別】

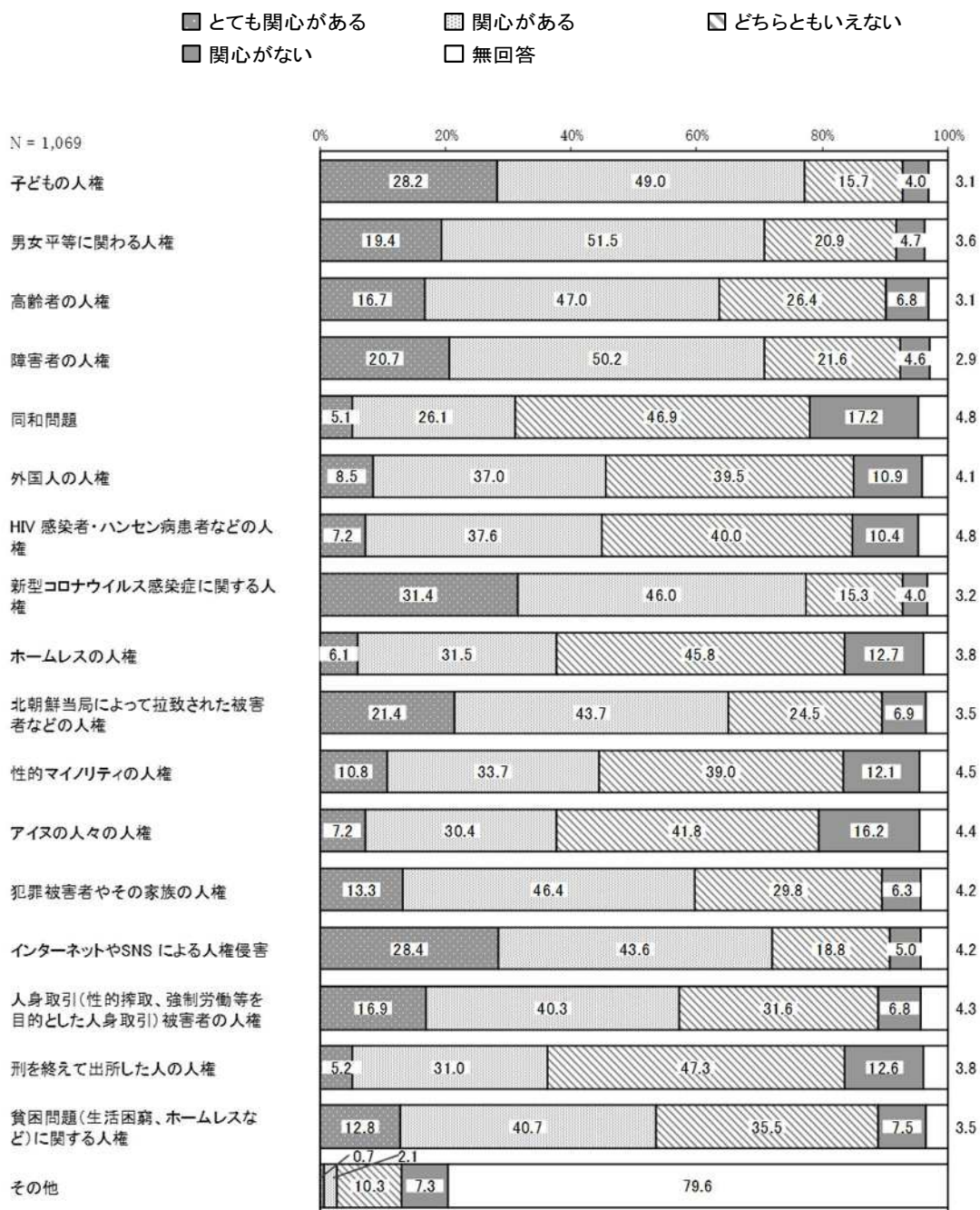
性別で見ると、男女で大きな差は見られず、ともに「どちらともいえない」が最も多くなっています。



イ 人権課題について

「人権に関する市民意識調査」によれば、市民が関心を持つ人権課題は、「子どもの人権」のほか、新たな課題である「新型コロナウイルス感染症に関する人権」、「インターネットやSNSによる人権侵害」で「とても関心がある」と「関心がある」を合わせた“関心がある”の割合が高くなっています。これらの分野には新たな対策が求められます。

問 さまざまな人権課題に対するあなたの関心を教えてください。(それぞれ○は1つ)



4 持続可能な開発目標（SDGs）と人権施策の推進

平成27（2015）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓い、令和12（2030）年までに全ての国が達成すべき「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げています。

SDGsは、17のゴール（目標）と169のターゲットから構成されており、これらのゴールとターゲットは、全ての人々の人権を実現することを目指しています。

本市は、平成31（2019）年2月に「川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針」を作成し、SDGsの達成に寄与する取組を進めています。

SDGsには、人権に関わりが深い目標として、「ジェンダー平等を実現しよう」、「人や国の不平等をなくそう」、「平和と公正をすべての人に」などの目標があります。

この計画に基づく人権施策の推進は、本市におけるSDGsの達成に寄与する取組でもあります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



Ⅲ 計画改定の方向性

- ◎ 新たに制定した「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」第6条第1項の規定に基づき、人権に関する施策を「総合的かつ計画的に」推進できる計画とするため、計画期間を3期に分割して具体的な施策の内容を「実施計画」として管理することとし、これに合わせて事業・取組として年次別取組を設定することで、新しい人権課題や社会情勢等の変化により柔軟に対応できる政策体系とします。
- ◎ 「川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会」の答申を踏まえ、個人の尊重に立脚した「差別の禁止」と「多様性の尊重」の2項目を基本理念に反映するとともに、他の項目についても基本目標と基本的施策にその視点を取り入れます。
- ◎ 基本的施策のうちの分野別施策に「疾病に関する人権尊重の取組の推進」と「インターネットによる人権侵害に係る取組の推進」の項目を新たに設けます。
- ◎ 「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に新たに定められた「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」に関する事業・取組を新たに設けます。

第2章 川崎市人権施策推進基本計画

1 基本的な考え方

(1) 基本計画の位置付け

本計画は、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」第6条第1項の規定に基づき、「不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進する」ため策定し、同条第2項に規定する「人権に関する施策の基本理念及び基本目標」、「人権に関する基本的施策」等について定める計画であり、本市の総合計画をはじめ、分野別の他の人権課題に応じた計画等との整合を図りつつ体系的にまとめ、人権に関する施策を総合的に推進することを目的とするものです。

また、本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」との規定に対応する計画としても位置付けるものです。

基本計画と関連する主な計画等

計画等の名称	所管局
川崎市総合計画	総務企画局
かわさき教育プラン	教育委員会
かわさきパラムーブメント推進ビジョン	市民文化局
川崎市子どもの権利に関する行動計画	こども未来局
川崎市子ども・若者の未来応援プラン	こども未来局
川崎市男女平等推進行動計画	市民文化局
川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	健康福祉局
かわさきノーマライゼーションプラン	健康福祉局
川崎市多文化共生社会推進指針	市民文化局
川崎市国際施策推進プラン	総務企画局
かわさき保健医療プラン	健康福祉局
川崎市ホームレス自立支援実施計画	健康福祉局
川崎市自殺対策総合推進計画	健康福祉局
川崎市地域防災計画	総務企画局

など

(2) 基本計画の全体像

ア 対象期間

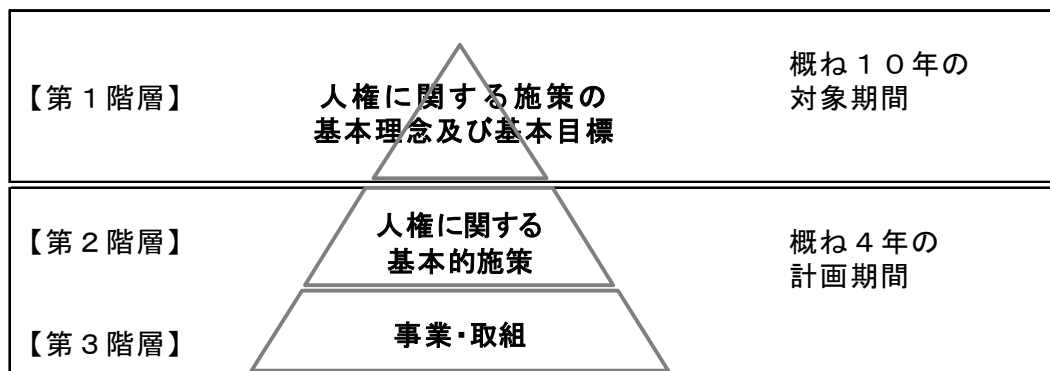
令和4（2022）年度から概ね10年間を対象とします。

イ 基本計画の構成

概ね10年間の対象期間全体を通じて実現を目指すものを、「川崎市人権施策推進基本計画」における「人権に関する施策の基本理念及び基本目標」として掲げながら、具体的な取組内容を、「人権に関する基本的施策」、「事業・取組」の階層で体系的に整理します。

また、第2階層、第3階層である「人権に関する基本的施策」、「事業・取組」を、概ね4年ごとに見直しを行う実施計画とすることで、新しい人権課題や社会情勢等の変化に、より柔軟に対応できる政策体系とします。

○基本計画の構成



○計画期間



※次期以降の実施計画の計画期間は未定ですが、市総合計画と整合を取りながら決めていきます。

2 人権に関する施策の基本理念と基本目標

本計画に定める「人権に関する施策の基本理念及び基本目標」は、今後の本市の人権施策が目指すものを表しています。これを、「人権尊重のまちづくり」を推進し、もって人権を尊重し、共に生きる社会の実現に向けた取組を進めるための指針となる考え方として掲げ、その達成を目指した基本的施策等を実施計画に位置付け、取組を推進していきます。

<人権に関する施策の基本理念> . . . 「基本計画」が目指す「まち」の姿

**市民一人ひとりの人権と多様性が尊重され
不当な差別のないまち かわさき**

多様な人々が共生していくためにはそれぞれの人権が守られることが前提となりますが、人権保護の核心は、日本国憲法第13条によって保障されている「個人の尊重」であり、平等、差別の禁止、多様性の尊重、自由及び諸権利の保護は、個人の尊重を基盤としている点に留意する必要があります。

人権には、大別して自由権と社会権の2種類がありますが（より詳細には、他に平等、参政権、国務請求権、人身の自由など数種類に分類されます。）、自由権とは、文字どおり、国の介入を受けずに、「自由」が保障される権利であり、例えば、表現の自由、移動の自由、信教の自由などがあります。

一方、社会権とは、自由権とは逆に、国をはじめとする公権力の介入によって、初めて実現する権利であり、例えば、生存権、教育を受ける権利、勤労権などがあります。

平等、差別の禁止及び多様性の尊重は、こうした全ての自由や権利に関して、合理的な根拠のない異なる取扱いを受けないことを保障することを指しており、差別を受けている人や行政に声の届きにくい人こそが、人権救済を求めている人であることから、行政には、そのような人が救済の声を上げる方法を多様に設け、全ての人が個人として尊重されるように、必要とされる施策を実施することが要請されています。

地方自治体の条例や施策において差別の禁止や多様性の確保を定める意義は、憲法上の基本的人権が、公権力が個人に対して侵害してはいけない人権を定めていることから、私人相互間の人権侵害に対しては、法律や条例によって保護されることが必要であると考えられることや、また、住民の生活により近い存在であることから、地方自治体には人権尊重の理念の普及、住民の課題に即して差別の解消に向けた施策や人権課題の解決に取り組むことが要請されていることが考えられます。

「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」第5条では、「何人も、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない」として、「何人」（全ての人）に向けて、不当な差別的取扱いの禁止を課しており、また、同条例では、前文や第3条の「市の責務」、第4条の「市民及び事業者の責務」の規定など、その全体を通して「取扱い」とどまらず「言動」を含めた「不当な差別」を解消することとしています。

これらを踏まえ、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に目的として規定する「人

権を尊重し、共に生きる社会」の実現を図るに当たり、共生の前提となる人権保護の核心が個人の尊重にあることに鑑みて、個人の尊重に立脚した考えである「差別をなくす」、「多様性の尊重」を重視し、この2つの考えが浸透した「まち」を目指して、基本理念を「市民一人ひとりの人権と多様性が尊重され不当な差別のないまち かわさき」と定め、人権施策を推進していきます。

＜人権に関する施策の基本目標＞ ・ ・ ・「基本理念」を実現していくに当たり指針となる考え方

1 差別や偏見のない優しさにあふれたまちづくり

少子・高齢化の進行、国際化の進展、情報の高度化等に伴い、インターネット上に差別的な書き込みがなされたり、個人情報本人の知らないうちに社会に流出するなど新たな人権侵害や差別、偏見が発生しています。

また、近年、特定の国の出身者に関する差別的言動が社会問題となっていますが、出身や国籍による差別は、本人の責には基づかない原因による差別であり、本市で問題になった言動は、長い間、共に暮らしている人々を排除しようとする最も深刻な人権侵害を引き起こすものでした。

こうした状況の下、本市では、令和元（2019）年12月に「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」を制定したものであり、同条例の理念を踏まえ、「あらゆる差別を許さない」との決意の下、差別を生まない土壌を築いていくことが求められているところです。

しかしながら、令和2（2020）年度に実施した「人権に関する市民意識調査」によれば、人権侵害があることについて、「あるのはしかたがない」との回答が12.3%となるなど、差別を容認していると疑われる層が一定数存在していることが推察されます。

人権の問題は、一人ひとりの心の中で抱え込むのではなく、社会の問題として捉え、「差別をしない・させない・許さない」という姿勢で、傍観者から当事者への感覚を持つことが求められます。市民一人ひとりが、人権を侵害する側と侵害される側といった、固定化された観念で考えるのではなく、人権侵害の芽は誰の心の中にもあることを自覚し、相手の痛みを感じることができるようになることが、差別や偏見のない社会を築いていくために重要です。

こうした考えの下、基本目標の一つを「差別や偏見のないやさしさにあふれたまちづくり」とし、「差別的取扱い」と「差別的言動」の両方の「不当な差別」と偏見を許さない、相手の立場に立って考えることができる社会の実現を目指します。

2 互いの違いを理解し、個人として尊重し、共に生き生きと暮らせるまちづくり

本市では、かつて川崎市富士見にあった紡績工場の建設に伴い沖縄出身者が、競馬場の開設に伴いアイヌ民族が移り住み、また、戦前からの歴史的経緯により特別永住資格を有する在日韓国・朝鮮人のほか、1980年代後半以降の地球規模での社会経済構造の変化等によって多くの人が様々な国・地域から来日し、市内全域にわたって居住するようになってきました。国際結婚により生まれた人や海外からの帰国者など、日本国籍であっても外国文化を背景にもつ人も増え、多様な文化的背景を持つ市民が共に生活することにより地域社会が豊かになる一方、文化の違いから摩擦が生じる場合もあります。また、これらの人々に対する偏見や差別意識がなくなっていないという現実もあります。

また、かわさきパラムーブメント推進ビジョンにおいては、持続可能なまちづくりが求められる中、一人ひとりが尊重され能力を発揮することができる社会の実現に向けて、多様性（ダイバーシティ）と社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）の考え方が極めて重要としており、その理念として、人種や国籍、民族、文化の違い以外にも、障害者や性的マイノリティといった、いわゆる社会的マイノリティとされている人たちが、生き生きと暮らす上での障壁となっている、私たちの意識や社会環境のバリアを取り除くことについて言及しています。

さらに、本市では、「川崎市自治基本条例」の前文で、「私たち市民は、人類共通の願いである恒久平和と持続可能な社会が広く世界に築かれることを希求し、川崎市民としての誇りを持ち、一人ひとりの人権が尊重される『活力とうるおいのある市民都市・川崎』の創造を目指す」ことを掲げるとともに、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の前文で、「川崎市は、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していく」ことを掲げています。

しかしながら、令和2（2020）年度に実施した「人権に関する市民意識調査」によれば、「川崎市では、一人ひとりが互いに違いを認め合い、共に暮らしていける社会になっていると思いますか」の問いに対して、そう思うと回答した割合は24.4%にとどまっています。

市民一人ひとりが個人として尊重されることが、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりの大前提であり、そのためには、全ての市民が様々な違いを越えて、対等な人間関係を築ける人権感覚豊かな地域社会づくりが重要となります。また、その実現のためには、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の規定を踏まえ、あらゆる施策に人権尊重の視点を反映させるよう努めるとともに、市の企画する事業や地域での催しなどの様々な機会を通じ、人権意識の普及を行うことが必要です。

こうした考えの下、基本目標の一つを「互いの違いを理解し、個人として尊重し、共に生き生きと暮らせるまちづくり」とし、それぞれの違いを理解して豊かさと捉え、多様性が尊重される社会の実現を目指します。

3 人権侵害による被害の救済を図るため、必要な支援が受けられるまちづくり

基本理念に掲げた「市民一人ひとりの人権と多様性が尊重され不当な差別のないまち かわさき」の実現に向けて施策の実効性を高めるには、人権侵害を受けた人に対する具体的な「相談、人権救済、自立支援の充実」を図ることが重要です。

本市は、国と協力し人権擁護委員による人権相談を各区役所において実施するほか、子ども、男女平等、高齢者、障害者などの各分野において、様々な相談事業を実施しています。平成14（2002）年には人権オンブズパーソンを設置し、子どもの権利の侵害と男女平等に関わる人権侵害についての相談・救済を進め、また、令和2（2020）年には人権相談ダイヤルを設置して、電話相談を行っています。

また、子ども、高齢者、障害者などに対する虐待やいじめ、DV、ストーカー行為、職場や学校等でのセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどについて関係団体・機関と連携して相談・救済を実施していますが、人権侵害を受けた人が本来持つ権利を認識し、その事実や問題の解決に立ち向かう力を持てるようにエンパワメント※の視点から支援することも必要です。

さらに、経済のグローバル化、雇用の不安定化、地域や家族のつながりの弱体化等の経済社会の構造変化において、貧困や社会的な孤立、自殺などの様々なリスクが高まっていると言われる中、人権侵害を受けた人が問題を解決し自立して社会生活を営むことができるような環境を整備するなど、いわゆる社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）の視点から自立支援を強化していくことが求められています。

また、高齢者や障害者等のように、自由や権利の確保に当たって、自治体や公権力による積極的な施策を必要とする人々に関しても、個人の尊重、すなわち「意思決定の尊重」がベースとなることから、施策の実施に当たっては、これらの人々の個人の意思決定を支えることに留意することも必要です。

一方で、令和2（2020）年度の「人権に関する市民意識調査」によれば、「国や市の機関のさまざまな人権相談窓口について知っていますか」の問いに対して、知っているの割合が最も多かった相談窓口でも4割に達しない状況であり、認知度の向上も課題となっています。

こうした状況を踏まえ、基本目標の一つを「人権侵害による被害の救済を図るため、必要な支援が受けられるまちづくり」とし、必要な人に必要な支援が確実に届くよう取り組みます。

※ エンパワメント（empowerment）：自己の課題を解決するに当たり、自分が主体者であることを自覚し、自身に自信が持てるように、力を高めていくこと。

4 市民、事業者、市が共に考え、取り組む人権尊重のまちづくり

本市では、子どもや高齢者などへの虐待事件に関し、被害者の発見や保護については、学校や相談機関、人権擁護委員、民生委員、児童委員、人権の擁護を行うNPO・NGO等の協力により進めています。地域的かつ広域的な連携や協力の充実に必要です。

また、市内の事業所における就労差別、職場でのセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の問題も、市の人権擁護の推進における重要な課題といえます。

市民の人権に関する問題は、国や自治体といった行政はもとより地域、学校、企業、団体、NPO・NGO等といった市民及び事業者との連携を通じて解決していくことが必要であり、行政と市民及び事業者が相互に支援し合うことが重要です。

人権に関する施策の実効性を常に高めていくためには、施策の策定への参画はもちろん、施策の実施、実施された施策の実効性の評価、その評価に対する市からの改善策の提示などのプロセスを含めた施策の様々な段階で、行政だけでなく、市民や事業者などのそれぞれの主体が関わり、共に考えていくことも重要です。

つまり、「市民等との対話」を通じて、事業実施の課題や改善点を明確にし、施策の実効性の検証を求め、その成果をフィードバックし、施策の進展につなげる仕組みの導入を図ることが求められるものであり、人権に関する施策に係る評価結果については、定期的に、学識経験者、関係団体の役職員及び公募による市民から構成される「川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会」へ報告し、同協議会からの意見などを反映させる仕組みを機能させることなどの取組が必要です。なお、この「市民等との対話」については、特に、可視化されにくい人権問題のあること、声の届きにくい当事者がいることに留意する必要があります。

こうした考えの下、基本目標の一つを「市民、事業者、市が共に考え、取り組む人権尊重のまちづくり」とし、行政だけでなく市民及び事業者が、人権の問題について積極的に関わり、人権に関する意識をお互いに高め合うことで、人権が尊重されていく社会につなげていきます。

3 基本理念と基本目標を踏まえた方向性

本計画では、「人権に関する基本理念及び基本目標」を第1階層として、「人権尊重のまちづくり」を推進し、もって人権を尊重し、共に生きる社会の実現に向けた取組を進めるための指針となる考え方として掲げ、その達成を目指した具体的な取組内容を、第2階層である「人権に関する基本的施策」と第3階層である「事業・取組」として整理して、これらを概ね4年ごとに見直しを行う実施計画に位置付けます。

基本的施策の方向性として、それぞれの「人権に関する基本目標」を達成するために必要な視点に沿って整理した、人権教育の推進や人権意識の普及などの分野横断的な「人権に関する基本的施策」を総合的に推進するとともに、子どもの人権や男女共同参画などの分野別の人権課題に応じて整理した「人権に関する基本的施策」についても、これらの視点に留意しながら、個別法、個別条例、それぞれの計画等を踏まえて実施することにより、「人権に関する基本目標」の達成を図ります。

また、本計画全体の成果を図る指標として、「平等と多様性が尊重されていると思う市民の割合」を設定するとともに、「人権に関する基本目標」の達成を図る指標として、次のとおり設定し、「人権に関する基本的施策」・「事業・取組」の推進を図ります。

	項目	現状【年度】	目標値【年度】
全体目標	平等と多様性が尊重されていると思う市民の割合	36.6% 【令和3(2021)年度】	41.0%以上 【令和7(2025)年度】
			43.0%以上 【令和13(2031)年度】
基本目標1	「人権侵害」について、あってはならないと思う市民の割合	77.2% 【令和2(2020)年度】	81.0%以上 【令和7(2025)年度】
			85.0%以上 【令和13(2031)年度】
基本目標2	「一人ひとりが互いに違いを認め合い、共に暮らしていける社会になっている」と思う市民の割合	24.4% 【令和2(2020)年度】	28.0%以上 【令和7(2025)年度】
			32.0%以上 【令和13(2031)年度】
基本目標3	「国や市の機関のさまざまな人権相談窓口を知っている」市民の割合が30%を超えている相談窓口の数	3つ 【令和2(2020)年度】	5つ 【令和7(2025)年度】
			7つ 【令和13(2031)年度】
基本目標4	他人の人権を侵害しないように配慮して、日々の生活を送っている市民の割合	87.4% 【令和3(2021)年度】	91.0%以上 【令和7(2025)年度】
			93.0%以上 【令和13(2031)年度】

第3章 第1期実施計画

I 第1期実施計画における基本的な考え方

基本計画に定める人権に関する施策の基本理念と基本目標を踏まえ、人権課題の解決に向けて、今後4年間（令和4（2022）年度から令和7（2025）年度まで）を計画期間とする「第1期実施計画」を、5つの「分野横断施策」と13の「分野別施策」で構成される18の人権に関する基本的施策とこれらに係る「事業・取組」を体系的に整理して策定します。

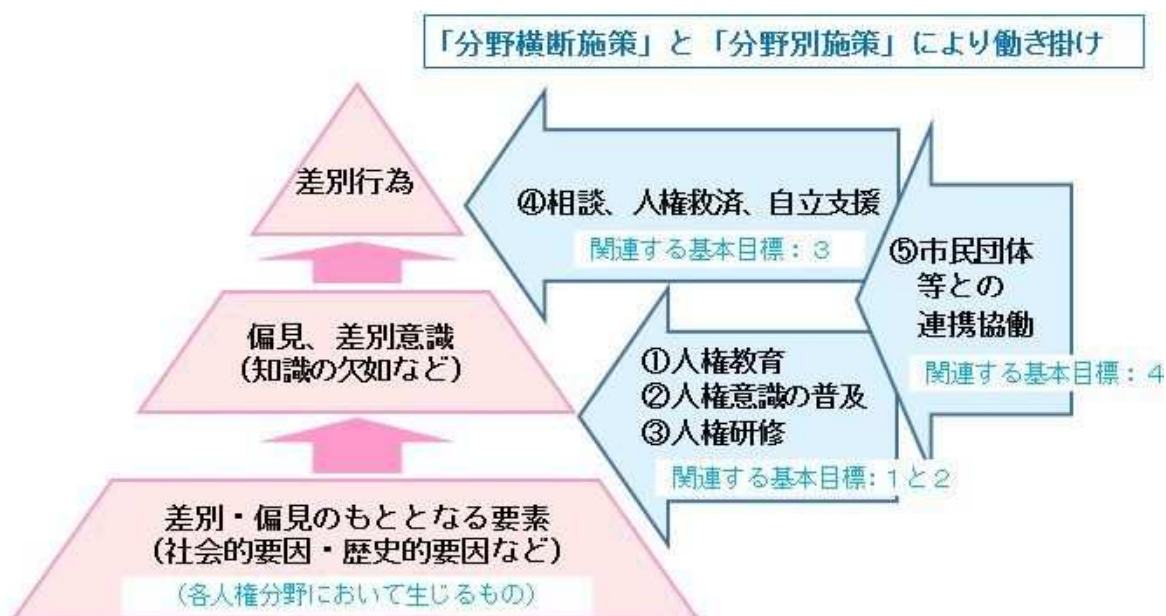
分野横断施策は、全ての人権課題に共通する取組として、①人権教育を推進すること、②人権意識を普及すること、③人権研修を推進すること、④相談、人権救済、自立支援のための施策を充実すること、⑤それらを推進する上で市民、事業者、市が連携協働する体制を整備することの5つの視点に沿って、総合的に推進します。

分野別施策は、それぞれの人権課題に応じて、5つの視点に留意しながら、個別法、個別条例、それぞれの計画等を踏まえて実施します。

また、計画的な進捗管理を行えるよう、それぞれの施策ごとに「事業・取組」として年次別取組を設定します。

これらにより人権に関する基本的施策を着実に推進していきます。

【第1期実施計画の推進スキーム】



II 第1期実施計画の体系

第1階層	
人権に関する 施策の基本理念	市民一人ひとりの人権と多様性が尊重され 不当な差別のないまち かわさき
人権に関する 施策の基本目標	1 差別や偏見のない優しさにあふれたまちづくり 2 互いの違いを理解し、個人として尊重し、共に生き生きと暮らせるまちづくり 3 人権侵害による被害の救済を図るため、必要な支援が受けられるまちづくり 4 市民、事業者、市が共に考え、取り組む人権尊重のまちづくり

第2階層		第3階層		所管局
人権に関する 基本的施策		事業・取組の類型		
1 分野 横 断 施 策	1 人権教育の推進	1 学校・保育園等における人権教育の推進 2 生涯学習における人権教育の推進		市民文化局 こども未来局 教育委員会
	2 人権意識の普及	1 普及活動の推進 2 事業者、団体等への普及活動の支援 3 かわさきパラムーブメントの理念の浸透		市民文化局 経済労働局
	3 人権研修の充実・ 推進	1 人権尊重のまちづくりを担う職員等の育成 2 より専門的な人権研修の推進		総務企画局 市民文化局 こども未来局 病院局 教育委員会
	4 相談、人権救済、 自立支援の充実	1 相談、人権救済、自立支援の充実 2 相談、人権救済、自立支援を行う団体等との連携 強化		市民文化局 経済労働局 健康福祉局 区役所 市民オンブズマン 事務局
	5 連携協働による取 組の推進	1 市民、事業者の参加の促進 2 関係団体・関係機関との連携協働の推進		市民文化局 教育委員会
	1 子どもの人権尊重 と権利保護の取組の 推進	1 広報・啓発及び学習への支援並びに市民活動への 支援 2 個別の支援 3 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの 権利保障 4 子どもの参加 5 相談及び救済		市民文化局 健康福祉局 こども未来局 区役所 市民オンブズマン 事務局 教育委員会
	2 男女共同参画社会 の形成と女性の人権 尊重の取組の推進	1 男女共同参画に係る教育・啓発の推進 2 職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進 3 地域における男女共同参画の推進		総務企画局 市民文化局 経済労働局 こども未来局 市民オンブズマン 事務局

2 分野別 施策	3 高齢者の人権尊重と住み慣れた地域で安心して暮らせる取組の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 いきがい・介護予防施策等の推進 2 地域のネットワークづくりの強化 3 利用者本位のサービスの提供 4 医療介護連携・認知症施策等の推進 5 高齢者の多様な居住環境の実現 	健康福祉局 まちづくり局
	4 障害者の人権尊重と共に生きる取組の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 育ち、学び、働き、暮らす～多様なニーズに対応するための包括的な支援体制（地域リハビリテーション）の構築～ 2 地域とかかわる～地域の中でいきいきと暮らしていける「心のバリアフリー都市川崎」の実現～ 3 やさしいまちづくり～誰もが安心・安全で生活しやすいまちづくりの推進～ 	総務企画局 市民文化局 健康福祉局 まちづくり局 教育委員会
	5 同和問題の解決に向けた取組の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 同和問題の解決に向けた啓発・支援の推進 	市民文化局
	6 外国人市民の人権尊重と多文化共生社会に係る取組の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 差別の解消と人権侵害の防止 2 行政サービスの充実 3 多文化共生教育の推進 4 社会参加の促進 5 共生社会の形成 6 施策の推進体制の整備 	総務企画局 市民文化局 経済労働局 健康福祉局 こども未来局 まちづくり局 区役所 教育委員会
	7 疾病に関する人権尊重の取組の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 感染症に関する啓発、支援等 	市民文化局 健康福祉局
	8 ホームレス（野宿生活者）の人権擁護と自立支援に係る取組の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 ホームレス自立支援事業 2 関係機関との連携による取組 	健康福祉局 まちづくり局 教育委員会
	9 拉致問題の解決に向けた取組の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 拉致被害者及び被害者家族の支援並びに拉致問題の啓発に関する取組の推進 	市民文化局
	10 性的マイノリティの人々の人権尊重の取組の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 偏見や差別を解消するための啓発の推進 2 当事者の抱える生きづらさの解消に向けた取組の推進 	市民文化局 健康福祉局 こども未来局 教育委員会
	11 自殺をめぐる問題に係る取組の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 自殺の実情を知る 2 自殺防止のためにつながる 3 自殺防止のために支える 	市民文化局 健康福祉局 こども未来局 区役所 教育委員会
	12 インターネットによる人権侵害に係る取組の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 啓発、支援、拡散防止措置、教育等の取組の推進 	市民文化局 教育委員会
	13 様々な人権課題に対する取組の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 固有の歴史・文化を持つ人々（アイヌの人々）の人権 2 犯罪被害者等の人権 3 刑を終えて出所した人々の人権 4 災害被害者の人権 5 人身取引被害者の人権 	総務企画局 市民文化局 健康福祉局

Ⅲ 第1期実施計画の取組

1 5つの分野横断施策

○施策1 人権教育の推進

「差別や偏見のない優しさにあふれたまちづくり」や「互いの違いを理解し、個人として尊重し、共に生き生きと暮らせるまちづくり」を進めるためには、市民一人ひとりが、人権について正しい知識を得て理解を深めていくことが必要なことから、子どもから大人まで継続的に人権教育を推進します。

学校・保育園等においては、子どもの権利に基づき、子どもたちの自尊感情を育み、違いを認め合い、尊重し合う意識や態度の育成を目指して、発達段階に応じた人権教育を実施し、また、大人も対象となる社会教育においては、人権を尊重し共に生きる社会をつくるために人権教育を推進するとともに、市民による主体的な学習・研修等を支援します。

【施策の主な課題】

子どもは、一人ひとりがかけがえのない価値と尊厳を持っており、平等を前提として個性や他者との違いを認め合い、生きる力を育むことができるように人権教育を推進していく必要があります。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として川崎市で進めている「かわさきパラムーブメント」の取組を未来へ残していくには、将来を担う子どもが、障害や人種、LGBTなどをはじめとするいわゆる社会的マイノリティに対して正しく理解し行動できるようにしていくことが重要と位置付け、学校教育において取組を進めてきましたが、この取組は市民の人権意識の向上につながるものであり、引き続き、多様性を尊重する社会の担い手を育む教育を計画的・系統的に行っていく必要があります。

また、人権について正しい知識を得て理解を深めていくことは、子どもから大人まで求められることであることから、これに対応するための継続的な人権教育の推進が必要です。

人権学習を効果的に行うためには、関係団体・関係機関と連携しながら推進していくことが重要です。

さらに、市民の主体的な人権学習を支援することも必要です。この市民の学習の支援に当たっては、情報や場の提供を行うことが求められます。

【施策の方向性】

- ・ 性的マイノリティや多文化を背景とした乳幼児等との相互理解など、幼児教育における人権教育を推進します。
- ・ 一人ひとりが違いを認め合い、互いの人権を尊重し合えるような人権尊重教育を推進するため、「川崎市人権尊重教育推進会議」を開催し、意見交換等を通じて人権に関する理解が深まるよう普及を進めます。
- ・ 子どもが自分の存在を肯定し、自尊感情や自信を持って生きるとともに、他者を尊重する姿勢を育てるため、人権学習資料を作成・配布し、子どもの発達段階に即した人権尊重教育を推進するとともに、多様な分野にわたる人権学習資料について、多方面における問題意識

を伝え活用できる取組の推進を図ります。

- ・ 子どもたちのよりよい人間関係を目指し、自尊感情を育て他者理解・相互理解を深める「共生・共育」に向けた参加型体験学習の実践を推進します。
- ・ 福祉体験や職場体験など、学校での高齢者や障害者等との交流を促進するとともに、人権尊重教育を推進します。
- ・ 市民による自発的・主体的な学習を推進していくため、平和・人権・男女平等推進学習等の社会教育振興事業の実施により、市民参画による学習・研修等の充実を図るとともに、関係団体・関係機関と連携した取組を推進します。
- ・ 市民一人ひとりが教育を受ける権利を実現できる教育環境の充実に向けて、学習情報や学びの場の提供等の学習支援の取組を推進します。
- ・ 市民及び市民団体の人権学習への活動支援のため、川崎市男女共同参画センターのフリースペース等の空間の有効活用を図ります。

【計画期間の主な取組】

1 学校・保育園等における人権教育の推進

事業・取組	事業内容・目標				
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
<p>幼児教育における人権教育の推進</p> <p>性的マイノリティや多文化を背景とした乳幼児等との相互理解など、幼児教育における人権教育を推進します。</p>	<p>●幼児教育における人権教育の推進</p> <p>・取組の推進</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p>				
<p>人権尊重教育の推進</p> <p>子どもたちの人権感覚や人権意識の育成に向けた取組を推進します。</p>	<p>●人権尊重教育推進会議の開催を通じた人権尊重教育についての情報共有や意見交換の実施</p> <p>・開催：年1回</p> <p>・人権尊重教育推進会議を通じた情報共有の推進や意見交換の実施</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p> <p>●人権尊重教育補助教材や子どもの権利学習資料等の活用</p> <p>・教材内容の改善及び効果的な活用</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p> <p>●学校における様々な人権課題に関する周知・啓発</p> <p>・各種関係団体による啓発資料の周知</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p> <p>・新たな人権課題に関する啓発資料の作成・周知</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p>				
<p>共生・共育推進事業</p> <p>豊かな人間関係を育む「かわさき共生＊共育プログラム」を実践し、いじめ・不登校の未然防止等を図ります。また、プログラムの「効果測定」の活用により、子どもへの理解を深め、児童生徒指導の充実を図ります。</p>	<p>●各学校における「かわさき共生＊共育プログラム」の推進</p> <p>○各学校における授業の実施</p> <p>・年間6時間（標準）の授業の実施</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p> <p>○担当者研修の実施</p> <p>研修の実施：年2回</p> <p>・担当者研修の実施</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p> <p>○ICTを活用したエクササイズと効果測定の検証</p> <p>・研究協力校でのICTを活用したエクササイズと効果測定の検証</p> <p>・各学校でのICTを活用したエクササイズと効果測定実施の支援</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p> <p>○エクササイズ集を活用した取組の実施</p> <p>・GIGA 端末に対応したエクササイズ集の見直し</p> <p>・エクササイズ集を活用した取組の実施</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p>				
<p>福祉体験及び職場体験の実施</p> <p>福祉体験や職場体験など、学校での高齢者や障害者等との交流を促進するとともに、人権尊重教育を推進します。</p>	<p>●福祉体験及び職場体験の実施</p> <p>・取組の推進</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p>				

2 生涯学習における人権教育の推進

事業・取組	現状	事業内容・目標				
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	
社会教育振興事業の実施 人権をはじめ様々な課題の学習の場として社会教育振興事業を実施します。また、市民の生涯学習を支援する取組を推進します。	●平和・人権・男女平等推進学習、市民自主学級・市民自主企画事業等の社会教育振興事業の実施 ・市民の自発的・主体的な学習の推進 ・学習情報や学びの場の提供	・継続実施 ・継続実施	・継続実施 ・継続実施	・継続実施 ・継続実施	・継続実施 ・継続実施	
川崎市男女共同参画センターの活用 市民及び市民団体の人権学習への活動支援のため、川崎市男女共同参画センターのフリースペース等の有効活用を図ります。	●川崎市男女共同参画センターのフリースペース等の有効活用 ・フリースペース等の有効活用	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	

○施策2 人権意識の普及

市民一人ひとりが尊重され、差別や偏見のない社会を実現するため、人権課題に対する正しい知識などの普及活動に努め、また、市民や事業者が人権の意義や価値についての理解を深めるための学習・研修の場を提供するとともに、市民や事業者の主体的な普及活動を支援します。

【施策の主な課題】

偏見や差別が生じる要因は、その多くが誤った認識や知識の不足などにあると言われていいます。これらの要因を取り除くためには、市民一人ひとりが日々の生活の中で、人権の大切さを理解し、人権意識を高める努力をすることが重要です。

そのため、人権の重要性や人権の考え方、人権侵害の歴史と構造、その救済や問題の解決をはじめとして、様々な人権課題に対する正しい知識の普及に努めるとともに、市民一人ひとりが、互いの人権を尊重できるように効果的な広報や普及活動を充実させることが求められます。また、これらの取組を効果的に行うためには、市民の参加や人権に関する教材の有効利用等について検討する必要があります。

「人権尊重のまちづくり」を進めるに当たっては、市民だけではなく、団体等を含む事業者が社会的責任として人権を尊重し、様々な人権課題に取り組めるようにすることが重要であることから、事業者に対し人権に関する情報や資料の提供等を行うほか、事業者が主体的に人権学習・研修に取り組むように働きかけを行い、事業者による人権意識の普及活動を支援することが必要です。

また、「かわさきパラムーブメント」の理念は、市民の人権意識の向上につながるものであることから、その理念の浸透に向けた取組を進めることで、人権意識の普及を進めていく必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 人権意識の普及を図るためのイベントの開催や啓発資料等の作成・配布により、人権意識の普及を進めます。
- ・ あらゆる差別の撤廃に向けて、サービスの提供などの差別的取扱いにとどまらず、差別意識に基づく誹謗・中傷をはじめとする差別的言動が行われることがないよう広報・普及の充実を図ります。
- ・ 企業の人事担当者等を対象に、人権に関する課題や情報の提供を目的とした研修の機会の充実を図り、参加を促進します。
- ・ 事業者、団体等の自主的な人権学習や研修会を支援するため、職員の派遣、研修資料の貸出を推進し、これらの貸出に関する広報活動の充実を図ります。
- ・ 労働関係情報の提供として人権に関する情報に関する普及活動に努め、また、公正な採用や均等な待遇及び高齢者や障害のある人の雇用を促進するための啓発を行います。
- ・ 「かわさきパラムーブメント」が目指す理想の状態であるレガシーの一つである「心理的バリアが解消されたまち～心のバリアフリー～」を形成するため、「かわさきパラムーブメント」の理念浸透に向けた取組を進めます。

【計画期間の主な取組】

1 普及活動の推進

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
<p>人権意識の普及・啓発</p> <p>人権を尊重し、共に生きる社会をめざして、さまざまな人権課題に対する正しい知識の普及・啓発や支援に取り組みます。</p>	●人権意識の普及に向けた取組の推進				
	<ul style="list-style-type: none"> ・かわさき人権フェアや人権学校等の開催 ・R2 市人権学校等の参加者数：529人 ・さまざまな広報媒体を活用した啓発の実施 ・企業研修会の充実及び参加の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・市人権学校等の参加者数：560人以上 ・継続実施 ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・市人権学校等の参加者数：560人以上 ・継続実施 ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・市人権学校等の参加者数：560人以上 ・継続実施 ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・市人権学校等の参加者数：560人以上 ・継続実施 ・継続実施

2 事業者、団体等への普及活動の支援

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
<p>事業者・団体等の自主的な人権学習等への支援</p> <p>事業者、団体等の自主的な人権学習や研修会の支援を行うとともに、その広報活動の充実を図ります。</p>	●事業者・団体等の自主的な人権学習等への支援				
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者、団体等の自主的な研修を支援するための職員の派遣、DVD・ビデオ・書籍等の貸出の推進及びその広報活動の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施
<p>「かわさき労働情報」等による普及活動</p> <p>「かわさき労働情報」に人権に関する情報を掲載し普及活動に努めるとともに公正な採用及び均等な待遇等を促進するためのパンフレットを作成・配布します。</p>	●「かわさき労働情報」等による人権意識の啓発・普及				
	<ul style="list-style-type: none"> ・「かわさき労働情報」への人権に関する情報の掲載 ・公正な採用・均等な待遇等の促進に向けたパンフレットの作成・配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・継続実施

3 かわさきパラムーブメントの理念の浸透

事業・取組	事業内容・目標				
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
かわさきパラムーブメントの理念の浸透 人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創出することを理念とする「かわさきパラムーブメント」の理念の浸透を図ります。	●かわさきパラムーブメントの理念浸透に向けた取組の推進				
	<ul style="list-style-type: none"> かわさきパラムーブメントの取組の検証・総括 かわさきパラムーブメント推進ビジョンの見直し(予定) 市民参加プロジェクトやプロモーションイベントの推進 	<ul style="list-style-type: none"> 推進ビジョンに基づく取組の推進 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 継続実施
	●かわさきパラムーブメントのレガシー形成に向けた取組の推進				
	<ul style="list-style-type: none"> 心のバリアフリーに関する研修の開催 eスポーツ体験会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 継続実施

○施策3 人権研修の充実・推進

人権尊重のまちづくりを担う職員を育成するため、計画的に効果的な人権研修を実施します。また、業務の性格上、人権意識が特に求められる職員に対しては、専門性や人権意識をより高めるための研修を継続的に実施します。

【施策の主な課題】

「人権尊重のまちづくり」を進めるに当たっては、全ての職員が人権問題を正しく理解し、自分の問題として捉え、自身も含めて人権を侵害する行為をなくすという問題意識を持ち、それぞれの分野においてその解決に向けて取り組む必要があります。

そのためには、全ての職員が、職員として求められる人権意識とは何かを学び、各業務と人権との関わりから、人権が身近な問題であることを再認識し、自身のこれまでの市民や事業者に対する接し方を振り返るとともに、職場における個々の人権が確保されているか確認できるよう、効果的な人権研修を計画的に実施することが求められます。

また、保健・福祉・医療、教育等に従事する職員にあっては、その業務の性格上、人権意識が特に求められることから、専門知識や技術の習得のための研修を推進する必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 全ての職員の人権意識の醸成と、互いの違いを認めて人権を尊重し、共に生きる社会の実現を図るため、鋭い人権意識を持ち、市民対応やまちづくりを行うことができるように、各階層別研修の中で人権に関する研修を実施するほか、全ての職員を対象とした「人権研修」を実施するなど体系的な人権研修プログラムを作成し、研修を実施します。
- ・ 教職員にあっては、人権尊重教育の主要な担い手となることから、より豊かな人権感覚や専門技術等を身につけるため、人権尊重教育研究推進校・実践校等の取組の成果を生かし、人権尊重教育に関わる研修の充実を図るとともに、各学校の人権尊重教育推進担当者研修会の開催や資料の収集・教材の開発などに取り組みます。
- ・ 学校教育においては、体罰やセクシュアル・ハラスメント等の人権侵害を防止するだけでなく、いじめ・不登校等への対応が求められるため、教職員の年次研修や管理職研修の実施や関係資料・冊子等の配布をはじめとする教職員の力量の向上に向けた各種研修の充実のほか、地域及び専門家等との連携や相談機能の充実を図ります。
- ・ 人権問題の現状を専門的な知見や国際的な人権基準から検証し認識を深めることにより鋭い人権意識を持つ職員を育成するため、関係団体が主催する人権研修や市民向けの普及事業等に市職員等の参加を進めます。
- ・ 局や区などの組織ごとに独自に人権研修を実施する体制を整えるよう努めます。
- ・ 局や区などの組織が各々の人材育成計画に基づき行う人材育成や職場集合研修等に対して講師紹介や教材・資料の提供、研修実施経費の助成等、必要な支援を行います。
- ・ 保健・福祉・医療、教育（社会教育その他学校教育以外のものを含む。）など業務の性格上、人権意識が特に求められる業務に従事する職員に対しては、それぞれ職務に応じた人権研修を実施します。また、学校教職員研修、指導主事の要請訪問等の場において「人権研修」、「協働」に関する研修を実施します。

【計画期間の主な取組】

1 人権尊重のまちづくりを担う職員等の育成

事業・取組	事業内容・目標				
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
<p>人権に関する研修の実施</p> <p>市職員の人権意識の醸成と「共生のまちづくり」の実現を図るため、各階層別研修における人権に関する研修及びすべての職員を対象とした人権研修を実施します。</p>	<p>●市職員の人権意識の醸成等のための階層別研修における人権に関する研修及び人権研修の実施</p>				
	<ul style="list-style-type: none"> 階層別研修における人権に関する研修及び人権研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 研修等の継続的な実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施
<p>人権尊重教育研究推進校等の研究支援等</p> <p>人権尊重教育研究推進校・実践校等の人権研究・人権研修への協力を行い、その成果を各学校で生かしていきます。</p>	<p>●人権尊重教育研究推進校・実践校の研究支援及び教職員やPTAを対象とした研修の実施</p>				
	<p>R 2 研修参加者数：2,878人（PTAは中止）</p>	<p>研修参加者数：3,053人以上</p>	<p>研修参加者数：3,053人以上</p>	<p>研修参加者数：3,053人以上</p>	<p>研修参加者数：3,053人以上</p>
<p>教職員研修の実施</p> <p>子どもたちとともに学び続ける教員であるために、育成指標に基づくライフステージに応じた教職員研修を推進します。</p>	<p>●教職員の資質、指導力の向上をめざした研修の実施</p>				
	<ul style="list-style-type: none"> 各種研修の実施（人権尊重教育、いじめ・不登校の対応、子どもの権利保障の推進など） 	<ul style="list-style-type: none"> 研修等の継続的な実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施
<p>関係団体主催の人権研修等への職員の参加促進</p> <p>人権問題に係る認識を深め、職員の人権意識の向上を図るため、関係団体が主催する研修や人権学校等の市民向け普及事業への職員参加を促進します。</p>	<p>●関係団体主催の人権研修や人権学校等への職員の参加促進</p>				
	<ul style="list-style-type: none"> 人権研修等への職員の参加促進 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施
<p>人権研修を実施する体制づくり</p> <p>各局（室）区で独自に人権研修を実施する体制を整えるよう努めます。</p>	<p>●局独自で人権研修を実施する体制づくり</p>				
	<ul style="list-style-type: none"> 取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施
<p>研修に係る各種支援の実施</p> <p>各局（室）区が行う研修に対して講師紹介や教材・資料の提供、研修実施経費の助成等、必要な支援を行います。</p>	<p>●局が行う研修に対する講師紹介、教材・資料、経費の助成等の必要な支援の実施</p>				
	<ul style="list-style-type: none"> 取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施

2 より専門的な人権研修の推進

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
保育園等職員向け研修の実施 保育園等職員向け研修を実施し、人権意識の普及に努めます。	●保育園等職員向け研修による人権意識の普及				
	・取組の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
児童相談所等の職員に対する子どもの人権に係る研修の実施 児童相談所その他の関係機関等職員への子どもの権利擁護、児童虐待等に関する研修を実施します。	●児童相談所等の職員に対する子どもの人権に係る研修の実施				
	・取組の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
新規採用看護職員向け人権研修の実施 新規採用看護職員研修等で人権研修を実施します。	●新規採用看護職員研修等での人権研修の実施				
	・取組の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
学校教職員等に対する人権・協働に関する研修の実施 学校教職員や指導主事等に対して人権・協働に関する研修を実施します。	●学校教職員、指導主事等に対する人権・協働に関する研修の実施				
	・取組の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施

○施策4 相談、人権救済、自立支援の充実

市民一人ひとりの人権が尊重され、「人権侵害による被害の救済を図るため、必要な支援が受けられるまちづくり」を進められるよう、相談窓口や救済機関に関する情報を効果的に周知するとともに、体制を充実します。また、基本的人権を尊重する精神に基づきセーフティネットの構築を進め、自立支援の充実に努めます。

さらに、関係団体・関係機関との連携を強化することで、当事者が回復し、自立できるように救済・支援策の充実を図ります。

【施策の主な課題】

相談や支援を必要な市民に的確に届くようにするためには、市民に各種相談窓口、救済機関、公的支援制度、NPO等が行っている支援等の様々な情報を効果的に周知するとともに、気軽に安心して相談できる体制の充実に向けた取組を推進することが必要です。また、関係団体・関係機関と連携しながら、迅速・的確に支援できるように相談・救済体制の強化を図る必要があります。

自立に向けた支援の充実を図るには、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利である生存権を保障するとともに、日常生活上の自立をはじめ社会的自立や経済的自立などの支援に取り組むことが求められます。

当事者が、問題の本質を理解し、主体的に問題を解決し、自立して社会参加等を実現するためには、様々な支援を必要とします。また、自ら人権を守ることが困難な状況にある市民には、個別の必要に応じた支援が求められます。このような状況に対応するため、関係団体・関係機関との連携を強化することで、当事者が回復し、自立できるように救済・支援策の充実を図っていくことが必要です。

【施策の方向性】

- ・ 川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例に基づき設置した「かわさき人権相談ダイヤル」のほか、人権擁護委員による人権相談、法務省による人権侵犯事件の調査救済、労働相談受付窓口・救済機関、こころの電話相談、人権オンブズパーソン等について、広報や周知のほか事業の充実を図ります。
- ・ 上記のほかにも、それぞれの人権の分野別施策において、相談や救済に向けた支援のための窓口を設け、広報や周知のほか事業の充実を図ります。
- ・ 自立に向けた支援については、それぞれの人権の分野別施策において、基本的人権を尊重する精神に基づきセーフティネットの構築を進め、支援の充実を図ります。
- ・ これらの取組の実施に当たっては、横浜地方法務局川崎支局をはじめとして人権擁護委員や民生委員・児童委員等の関係団体・関係機関との連携を強化することで、当事者が回復し、自立できるように救済・支援策を充実します。
- ・ 相談、人権救済、自立支援に関する団体、機関が情報交換等を円滑に行い、当事者に必要な回復・自立に向けての支援を行えるよう市と関係団体・関係機関との連携の強化を図ります。

【計画期間の主な取組】

1 相談、人権救済、自立支援の充実

事業・取組	事業内容・目標				
	現状 令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
<p>相談窓口一覧の配布</p> <p>相談窓口一覧等を盛り込んだパンフレットの整備・充実を図り、区役所等の市民が利用する窓口で配布します。</p>	●相談窓口一覧等を盛り込んだパンフレットの整備・充実及び配布				
	・取組の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
<p>人権侵害による被害に係る支援の充実に向けた取組の推進</p> <p>かわさき人権相談ダイヤルを実施するとともに人権侵害による被害の救済に資する情報提供を実施します。</p>	●人権侵害による被害に係る支援の充実に向けた取組の推進				
	・かわさき人権相談ダイヤルの実施 ・人権侵害による被害の救済に資する情報提供の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
<p>人権相談の周知及び充実</p> <p>各区役所で実施している人権擁護委員による人権相談を周知するとともに充実を図ります。</p>	●人権擁護委員による人権相談の周知及び充実				
	・人権相談の周知及び充実	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
<p>「かわさき労働情報」による相談窓口等の周知</p> <p>「かわさき労働情報」に人権に関する情報を掲載し、相談窓口や救済機関の周知を図ります。</p>	●「かわさき労働情報」による相談窓口及び救済機関の周知				
	・「かわさき労働情報」による相談窓口等の周知	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
<p>労働相談受付窓口の充実</p> <p>市内2か所(経済労働局労働雇用部、中原区)に設置している人権に関わる労働相談受付窓口の充実を図ります。</p>	●労働相談受付窓口の充実				
	・取組の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
<p>経済的に困窮している人の自立に向けた取組</p> <p>生活に困窮する方に対し、社会的経済的な自立に向けた取組を推進します。</p>	●生活困窮者等への就労・生活支援等の実施				
	・「生活自立・仕事相談センター(だいJOBセンター)」の運営 ・生活保護受給者への就労支援等の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
		・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
こころの電話相談 市民を対象とした、こころの健康や病気に関する電話相談を実施するとともに、市のホームページ、パンフレット等による広報に努めるとともに、関係機関への周知を図ります。	●こころの電話相談の実施並びに広報及び関係機関への周知				
	<ul style="list-style-type: none"> こころの電話相談の実施 ホームページ、パンフレット等による広報 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 継続実施
人権オンブズパーソン運営事業 子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害について、問題解決に向けた助言・支援や、関係機関等への調査・調整を実施します。また、制度の周知を図るため、相談カードの配布や、市のホームページ等の活用を努めるとともに、小・中学校等での人権オンブズパーソン子ども教室の充実を図ります。	●子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害に対する支援等の実施				
	<ul style="list-style-type: none"> 相談に対する助言及び支援 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施
	○救済申立てに関する調査・調整等の実施				
	<ul style="list-style-type: none"> 調査・調整等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施
	○相談・救済についての広報・啓発の実施及び人権オンブズパーソンの運営状況の公表				
	<ul style="list-style-type: none"> 啓発の実施等 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施
	○市の機関及び関係機関等との連携した取組の推進				
	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害に対する支援等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施

2 相談、人権救済、自立支援を行う団体等との連携強化

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
川崎人権擁護委員協議会等との連携強化 横浜地方法務局川崎支局や川崎人権擁護委員協議会等との情報交換を行い、連携強化を図ります。	●横浜地方法務局及び川崎人権擁護委員協議会等との連携強化				
	<ul style="list-style-type: none"> 川崎人権擁護委員協議会等との情報交換の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施
人権オンブズパーソン制度活用推進のための関係団体等との連携強化 人権オンブズパーソン制度活用の推進を図るため、地域での相談の担い手である人権擁護委員や民生委員・児童委員等の関係団体・関係機関との連携強化に努めます。	●人権オンブズパーソン制度活用推進のための関係団体・関係機関との連携強化				
	<ul style="list-style-type: none"> 取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施

○施策5 連携協働による取組の推進

「市民、事業者、市が共に考え、取り組む人権尊重のまちづくり」を進めるために、市民や事業者の参画を促進する取組を推進していきます。

また、「互いの違いを理解し、個人として尊重し、共に生き生きと暮らせるまちづくり」や「人権侵害による被害の救済を図るため、必要な支援が受けられるまちづくり」を進めるために、NPO・NGO等の関係団体や国、県、近隣自治体等の関係機関との連携協働により、人権施策の取組を推進していきます。

【施策の主な課題】

人権尊重のまちづくりを推進するためには、より多くの市民と事業者が人権施策へ参画し、主体的な取組を広げていくことが必要です。

そのためには、市民、事業者が「人権を尊重し、共に生きる社会」づくりに参加できる機会を拡大するとともに、人権擁護に取り組みやすい環境の整備に向けた取組を推進していくことが必要です。

「人権を尊重し、共に生きる社会」をつくるには、事業者の協力が必要です。事業者に社会的責任として人権尊重の理解を求めるとともに、その取組について働きかけを行い支援する必要があります。

また、広域的な人権問題に取り組むためには、NPO・NGO等の関係団体や国、県、近隣自治体等の関係機関との連携協働を充実させていくことが必要です。

さらに、様々な人権侵害について、被害の救済を図るための必要な支援を行うためには、専門的知見を有する弁護士会などの関係団体や、権限を有する国、県などの関係機関との連携協働を強化していくことが必要です。

【施策の方向性】

- ・ 人権施策の企画立案、実施、評価の各段階への市民、事業者の参画のために、「川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会」については、関係団体の構成員に参加を求めるほか、市民委員の公募を実施します。
- ・ 人権施策の総合的な推進を図るための基礎資料とするため、「人権に関する市民意識調査」を定期的実施するとともに、調査結果の周知を図ります。
- ・ 市民の主体的な人権学習の推進を図るため、市民向けの人権学習事業の実施に際しては、市民と行政が協働で事業の企画立案や運営実施を行い、市民の参画を促進します。
- ・ 川崎人権啓発活動地域ネットワーク協議会（横浜地方法務局川崎支局、川崎人権擁護委員協議会、市）をはじめとする関係団体・関係機関とのネットワークを強化し、連携協働して人権教育や人権意識の普及等、地域の人権啓発活動を推進します。
- ・ 人権擁護活動は広域的に連携して行うことが必要である場合もあることから、それぞれの人権の分野別施策の必要に応じて、市外の関係団体・関係機関との連携協働の強化を図ります。
- ・ 人権擁護のために活動している関係団体等と連携し、情報の共有化とともに人権意識の普及や人権研修等に努めます。

【計画期間の主な取組】

1 市民、事業者の参加の促進

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
<p>川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会への市民委員の参加促進</p> <p>人権施策の総合的な推進を図るため、川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会への市民参加を促進します。</p>	<p>●川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会への市民委員の参加促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度: 委員改選による市民委員の公募 令和4年度: 令和5年度: 委員改選による市民委員の公募 令和6年度: 令和7年度: 委員改選による市民委員の公募 				
<p>人権に関する市民調査の実施等</p> <p>人権施策の総合的な推進を図るための基礎資料とするため、人権に関する市民意識調査を定期的の実施するとともに、調査結果を公表します。</p>	<p>●人権に関する市民調査の実施及び調査結果の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度: 調査を踏まえた取組の推進 ・市民意識調査の実施(R2) 令和4年度: 継続実施 令和5年度: 継続実施 令和6年度: 調査項目の検討 令和7年度: 調査の実施 				
<p>社会教育振興事業における協働・連携の推進</p> <p>教育文化会館・市民館・分館において、市民の自主的・主体的な学びを支援していくため、市民参画等による学級・講座やイベント等を実施・開催します。</p>	<p>●多様な主体との協働・連携に向けた取組（平和・人権・男女平等推進学習等）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度: 事業企画への市民や団体の参画 令和4年度: 継続実施 令和5年度: 継続実施 令和6年度: 継続実施 令和7年度: 継続実施 				

2 関係団体・関係機関との連携協働の推進

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
川崎人権啓発活動地域ネットワーク協議会による人権意識の普及活動の実施 川崎人権啓発活動地域ネットワーク協議会の充実を図り、人権意識の普及活動を効果的に推進します。	●川崎人権啓発活動地域ネットワーク協議会による人権意識の普及活動の実施 ・地域の人権啓発活動の推進	・「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」による地域の人権啓発活動の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
関係団体との連携による情報の共有化等 関係団体と連携し、情報の共有化とともに人権意識の普及や人権研修に努めます。	●関係団体との連携による情報の共有化、人権意識の普及、人権研修 ・関係団体との連携による人権研修等の実施	・研修等の継続的な実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施

2 分野別施策

「分野別施策」は、分野別の人権課題に応じて、5つの視点に留意しながら、個別法、個別条例、それぞれの計画等を踏まえて、その現状と本市が目指す施策の方向性を示すとともに、人権施策と特に関連のある事業について記載しています。複雑かつ多様な人権課題に対応するため、人権尊重を基本とした市政の運営が各分野の事業においても必要となっています。

○施策1 子どもの人権尊重と権利保護の取組の推進

【現状と課題】

平成元（1989）年に国連で採択された「児童の権利に関する条約」を、国が平成6（1994）年に批准した後、本市では、平成12（2000）年に全国に先駆けて「川崎市子どもの権利に関する条例」を制定しました。同条例の理念、趣旨のもと、子どもの権利に関する理解を深める権利学習や「川崎子どもの権利の日事業」等による子どもの権利に関する広報・周知活動、子どもの意見表明や市政参加の場である「川崎市子ども会議」の開催、子どもの居場所と活動拠点となる「川崎市子ども夢パーク事業」など、子どもの権利保障を推進する取組を行っています。また、同条例を受け、いじめや体罰、虐待など、子どもの権利の侵害に係る相談及び救済機関として、平成14（2002）年に「人権オンブズパーソン」を設置し、関係機関との連携・協力のもと相談者に寄り添い、相談者と共に問題解決を図っています。

さらに、子どもがあらゆる差別を受けず、虐待やいじめから守られ、安心して生きていくことができるよう、平成24（2012）年に「川崎市子どもを虐待から守る条例」を制定、いじめ防止対策推進法に基づき平成26（2014）年に「川崎市いじめ防止基本方針」を策定し、虐待やいじめの防止に取り組むとともに各種相談事業も実施しているところです。

しかしながら、本市では、依然としていじめ問題や児童虐待などが後を絶たず、不登校児童も増加傾向にあります。さらに、性的マイノリティへの理解や新型コロナウイルス感染症に起因した人権侵害などの課題が発生していることから、より一層、権利に関する学習や広報・周知に努めるとともに、子どもの状況に応じた権利保障や、安心して過ごすことができる地域の中の居場所の充実等が必要となっています。また、「人権オンブズパーソン」等の相談・救済機関が十分に活用されるよう、周知啓発に加え相談しやすい環境づくりも求められます。

【施策の方向性】

- ・ 子どもの人権の尊重と権利保障を推進するためには、子どものみならず大人を含め多くの市民が子どもの権利への関心と理解を深める必要があるため、「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づき、より分かりやすい広報資料の作成や効果的な周知・配布方法等の検討、市民参加のもと啓発イベントの実施など、広報・啓発活動に取り組みます。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響等により、子どもを取り巻く環境が大きく変化している中においても、子どもがあらゆる形態の差別を受けることがなく、それぞれの子どもが置かれている状況に応じ、スクールカウンセラーの配置など各施設における相談体制や学習支援など個別に必要な支援を受けられるよう、施策の推進を図るとともに、地域における居場所の充実や、家庭、育ち・学ぶ施設、地域など子どもが育つ場における子どもの権利保障に向け、保護者に対する子育て支援、保育園・学校等施設職員に対する研修、地域で活動する団体等への支援等に取り組みます。

- ・ 子どもは、現在の社会の一員として、また、未来の社会の担い手として、社会のあり方や形成に関わる固有の役割があるとの子どもの権利に関する条例の考え方に立ち、「川崎市子ども会議」の充実や、子どもが生活する場面に応じた、より主体的に参加できる取組等を推進します。
- ・ 子どもの権利侵害に際し、安心して相談ができ、権利侵害の特性に配慮した対応ができる環境を整えるとともに、相談・救済制度のより効果的な広報啓発活動に取り組みます。
- ・ 学校においては、子どもの発達段階に応じた学習資料の作成・配布や、講師の派遣等を行う子どもの権利学習を推進していきます。

【関係する計画】

- ・ 第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画 令和2（2020）年3月策定
計画期間：令和2（2020）年度～令和4（2022）年度
- ・ 第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン 令和4（2022）年3月策定（予定）
計画期間：令和4（2022）年度～令和7（2025）年度

【計画期間の主な取組】

1 広報・啓発及び学習への支援並びに市民活動への支援

(1) 子どもの権利についての広報・啓発活動の実施

事業・取組	事業内容・目標				
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
子どもの権利に関する広報・啓発 広報資料・ホームページ等の活用、「かわさき子どもの権利の日のつどい」の開催によるさまざまな世代に向けた広報及び意識普及の促進を図ります。	●パンフレット等を活用した広報・意識普及の促進				
	・R2広報資料配布部数：175,420部	・パンフレット等を活用した取組の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●ホームページ等の活用によるさまざまな世代に向けた意識普及の促進				
	・事業実施	・子どもの権利の理解を深める取組の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施
●「かわさき子どもの権利の日のつどい」の開催					
	・事業実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施

(2) 市民及び子どもに関わる職員等への学習・研修の推進

事業・取組	事業内容・目標				
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
研修への講師派遣等の実施 子どもの権利に関する意識を広めるため、市民活動団体への研修開催等の支援や子どもに関わる職員等への研修を行います。	●市民活動団体が実施する研修等への講師派遣の実施				
	・講師派遣の実施	・講師派遣の継続的な実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
専門職の育成に関わる研修 児童相談所や区役所地域みまもり支援センターの各専門職の専門性の向上を図るための研修等を行います。	●子どもに関わる職員等への研修の実施				
	・研修の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
子どもの権利に関する教育の推進 子どもの権利に関する教育の推進に向けた会議の開催や研修等の取組を行います。	●専門職の育成に関わる研修等の実施				
	・研修の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
子どもの権利に関する教育の推進 子どもの権利に関する教育の推進に向けた会議の開催や研修等の取組を行います。	●人権尊重教育推進会議の開催を通じた子どもの権利に関する教育についての情報共有等の実施				
	開催：年1回	・人権尊重教育推進会議を通じた情報共有や意見交換の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
子どもの権利に関する教育の推進 子どもの権利に関する教育の推進に向けた会議の開催や研修等の取組を行います。	●人権尊重教育研究推進校等の研究支援及び教職員やPTAへの研修の実施				
	R2 研修参加者数：2,878人(PTAは中止)	研修参加者数：3,053人以上	研修参加者数：3,053人以上	研修参加者数：3,053人以上	研修参加者数：3,053人以上

(3) 子どもに関わる活動をしている市民活動団体及び関係機関への情報提供の充実と連携の推進

事業・取組	事業内容・目標				
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
子育てに関する総合的な支援に関するネットワーク会議 子どもの豊かな育ちや学びを支えるネットワークの構築を目的として、各区で子どもや子育てに関する総合的な支援についてのネットワーク会議を開催します。	●子育てに関する総合的な支援についてのネットワーク会議の開催				
	・取組の開催	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施

(4) 子どもの権利学習の推進

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
子どもの権利学習の推進 子どもの権利に関する教育の推進に向けた会議の開催や研修等の取組を行います。	●子どもの権利学習資料等の活用				
	・教材内容の改善及び効果的な活用	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
●子どもの権利学習派遣事業の実施					
派遣学級数：113学級	派遣学級数：122学級	派遣学級数：122学級	派遣学級数：122学級	派遣学級数：122学級	派遣学級数：122学級

2 個別の支援

(1) 男女共同参画に関する学習や思春期精神保健相談等の各種相談

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
男女平等教育教材の活用 男女平等教育参考資料「自分らしくかがやく」を活用した学習を推進し男女平等に対する意識を高めます。	●小学3年生及び教員用の男女平等教育教材「自分らしくかがやく」を活用した学習の実施				
	・「自分らしくかがやく」の作成・配布	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
精神保健電話相談 概ね16歳以上の思春期の精神保健に関する電話相談を実施します。	●思春期の精神保健電話相談の実施				
	・電話相談の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
児童・青少年電話相談 児童及び青少年の悩みごとや困りごとが相談できる児童・青少年電話相談を実施します。	●児童・青少年電話相談の実施				
	・電話相談の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
子どもの発達支援事業 発達等に課題がある児童らの課題解決について学び、児童の健全な発達を促します。	●子どもの発達支援事業の実施				
	・取組の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施

(2) 障害のある子どもや保護者等に対する相談事業や社会参加に向けた支援

事業・取組	事業内容・目標				
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
公立保育所における巡回相談・支援等 相談員による巡回相談を行い、保育士、保護者に対して園児の支援方法を助言しています。また、医療的ケアを必要とする障害児の受け入れや保護者支援を行います。	●保育士、保護者への巡回相談・支援				
	・専門相談員による個別の相談指導の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●障害を持つ児童の受け入れ及び発達支援				
	・取組の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●医療的ケアを必要とする児童の受け入れ及びケア				
	・取組の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
幼児教育における巡回相談・支援等 相談員による巡回相談を行い、教職員、保護者に対して園児の支援方法を助言します。	●教職員、保護者への巡回相談・支援				
	・巡回相談の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
特別支援教育推進事業 「第2期特別支援教育推進計画」に基づき、共生社会の形成をめざした支援教育の推進や、教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備、小・中・高等学校における支援体制の構築、教職員の専門性の向上等を図ります。	●特別支援学校と通級指導教室のセンター的機能の強化による小・中学校への支援				
	・特別支援学校と通級指導教室の担当教員による各校の支援	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●小・中学校通級指導教室の充実				
	○通級指導教室の設置校における指導				
	小学校言語・情緒関連：各区 中学校情緒関連：市内3か所	・小・中学校通級指導教室における指導	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	○通級指導体制の充実				
	・通級指導体制の充実に向けた巡回方式の試行実施	・エリア拠点校の設置と巡回方式による通級指導体制の充実 ・知能・発達の検査体制強化に向けた検討	・継続実施	・継続実施	・継続実施
		・検討結果に基づく取組の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●個別の指導計画の作成及び切れ目のない適切な引継ぎの促進				
	・指導計画作成とサポートノートを活用した引継ぎ	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●特別支援教育研修の実施による教員の専門性の向上				
	必須研修：19回 希望研修：10回	・特別支援教育研修の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●医療的ケアを必要とする児童生徒への支援				
	・児童生徒の実情に合わせた看護師の派遣	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
●長期入院・入所児童生徒への学習支援の実施					
・長期入院・入所児童生徒への指導者配置	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
●一人ひとりの子どもの状況に応じた支援のための小・中・高等学校における特別支援教育サポーターの配置					
R2配置回数：21,092回	・特別支援教育サポーターの配置	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
●小・中学校の特別支援学級への介助支援人材の配置					
配置校数：10校	・学校の実情に応じた継続配置	・継続実施	・継続実施	・継続実施	

事業・取組	現状. 2	事業内容・目標				
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	
	●福祉部門と連携した一人ひとりの教育的ニーズに応じた早期からの一貫した教育支援の実施 ・福祉と連携した教育支援の充実	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
	●社会的自立に向けた就労支援の実施 ・高等部における就労に向けた職業教育の実施	・関係機関との連携による支援の充実	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
	●特別支援学校の計画的な施設整備 ○中央支援学校大戸分教室の増築 ・基礎調査の実施	・校舎等の設計・工事	・継続実施	完成		
	○中央支援学校高等部分教室の整備 ・基本計画の策定及び学校化に向けた検討	・校舎等の設計・工事 ・学校化に向けた検討結果に基づく取組の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
	○受入枠拡充に向けた神奈川県との調整 ・神奈川県との協議の実施	・県立特別支援学校新設に向けた取組の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
	●児童生徒の実態に応じた交流及び共同学習の推進 ・児童生徒の実態に応じて各校で実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
	障害のある子どもや保護者等に対する相談事業 学校及び療育機関等への相談方法の周知を行います。	●特別な教育的ニーズのある子どもの相談に係る周知 ・各学校の担当者が集まる会議等における相談室の利用の周知	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
		●就学相談 ・各学校への周知と療育機関、保育園・幼稚園を通じた周知	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
・説明会資料及び説明動画を川崎市のホームページに掲載		・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
●支援教育コーディネーターを中心とした児童生徒に係る教育相談の推進 ・支援教育コーディネーター連絡会議の開催（年4回、校種別開催あり）		・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	

(3) 児童養護施設入所の子どもへの情報提供や不登校の子どもへの支援

事業・取組	事業内容・目標				
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
子どもの権利ノートの作成・配布等 児童養護施設等に入所する児童に対して子どもの権利ノートを配布し、説明を行うとともに、児童及び施設職員の意識醸成を行います。	●子どもの権利ノートの作成・配布				
	・子どもの権利ノートの作成・配布	・継続実施 ・随時改定	・継続実施 ・随時改定	・継続実施 ・随時改定	・継続実施 ・随時改定
不登校の子どもへの支援 不登校で悩む児童生徒とその保護者への各種相談事業等を実施します。	●児童及び施設職員の意識醸成				
	・取組の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●支援教育コーディネーターを中心とした児童生徒支援の推進				
	○支援教育コーディネーターの配置				
	小学校：全校 中学校：41校	小学校：全校 中学校：全校	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	○コーディネーターのスキルアップに向けた研修の実施				
	研修の実施：8回	・研修の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●スクールカウンセラー・学校巡回カウンセラーを活用した専門的相談支援の充実				
	○スクールカウンセラーの配置				
	・全中学校・高等学校への配置	・カウンセラーによる専門的支援の充実	・継続実施	・継続実施	・継続実施
○学校巡回カウンセラーの派遣					
・全小学校、特別支援学校への要請派遣	・小学校、特別支援学校への定期派遣の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
●多様な相談機能の提供					
・24時間電話相談 ・教育相談室の運営 ・不登校児童生徒へのICTを活用した学習保障	・多様な相談機能による相談支援の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
●不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援のための居場所としての「ゆうゆう広場」の運営					
・市内6か所の運営	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	

(4) やさしい日本語等による情報発信や外国人母子に対する保健サービスの実施

事業・取組	事業内容・目標				
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
広報資料の多言語化と相談・手続に係る多言語対応 外国人市民が必要な情報や行政サービスを受けられるよう、広報資料の多言語化の推進、「やさしい日本語」の活用や窓口の多言語対応の支援などを行います。	●「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」に基づく広報資料の多言語化の推進				
	・多言語広報資料についての調査及び進捗管理 R2 多言語化した広報資料の延べ種類言語数：517 言語 ・多言語広報資料一覧の配布及びホームページでの公開	・継続実施 多言語化した広報資料の延べ種類言語数：525 言語以上 ・継続実施	・継続実施 多言語化した広報資料の延べ種類言語数：530 言語以上 ・継続実施	・継続実施 多言語化した広報資料の延べ種類言語数：535 言語以上 ・継続実施	・継続実施 多言語化した広報資料の延べ種類言語数：540 言語以上 ・継続実施
	●外国人の相談や手続に係る多言語対応の支援の実施				
	・多言語対応の支援の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
外国人母子保健サービスの提供 子育てをする外国人市民に対し、外国語版母子健康手帳等の配布や両親学級や乳幼児健康診査受診時における通訳ボランティアの派遣など、日本語が不慣れな外国人市民の子育て支援を行います。	●外国語版母子健康手帳等の配布				
	・外国語版母子健康手帳（10か国語）や乳幼児健診問診票等の母子保健事業帳票翻訳版の配布	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●親子育児教室の実施				
	・外国人市民が参加できるような工夫して開催	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●通訳ボランティアの派遣				
	・通訳ボランティア（英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語等）の派遣	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●外国人を含めた自主的な子育てグループの支援				
	・取組の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施

3 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障

(1) 保護者等への子どもの権利保障及び子どもの養育に関する支援

事業・取組	事業内容・目標				
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
子どもの権利に関する広報・啓発（再掲） 広報資料・ホームページ等の活用、「かわさき子どもの権利の日のつどい」の開催によるさまざまな世代に向けた広報及び意識普及の促進を図ります。	●パンフレット等を活用した広報・意識普及の促進				
	・R2 広報資料配布部数：175,420 部	・パンフレット等を活用した取組の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●ホームページ等の活用によるさまざまな世代に向けた意識普及の促進				
	・事業実施	・子どもの権利の理解を深める取組の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●「かわさき子どもの権利の日のつどい」の開催				
	・事業実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
研修への講師派遣等の実施（再掲） 子どもの権利に関する意識を広めるため、市民活動団体への研修開催等の支援や子どもに関わる職員等への研修を行います。	●市民活動団体が実施する研修等への講師派遣の実施				
	・講師派遣の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●子どもに関わる職員等への研修の実施				
	・研修の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施

（2）地域における子どもの安全への配慮や、子育て及び教育環境の整備

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
学校安全推進事業 スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、登下校時の交通事故等、地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組を推進します。また、学校防災教育研究推進校による先進的な研究の推進や成果の共有等により、各学校の防災力の向上を図るとともに、子どもたちの防災意識を高めます。	●学校を巡回し、通学路の危険か所のチェックや防犯対策を行うスクールガード・リーダーの配置				
	配置：25名	・スクールガード・リーダーの配置	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●踏切等の危険か所への地域交通安全員の適正な配置				
	配置：100か所（R3.12月末時点）	・各学校の実情に応じた適正な配置	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●通学路安全対策会議での議論を踏まえた危険か所の改善の推進				
	○通学路安全対策会議の開催				
	・会議の開催	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
○危険か所の改善					
・危険か所の改善に向けた取組の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
●学校防災教育研究推進校による先進的な研究や成果の共有と各学校の実態に応じた防災教育の推進					
○学校防災教育研究推進校の指定					
指定校数：7校	・研究推進校の指定	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
○各学校における防災教育の推進					
・防災学習テキストの配布と防災教育の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	

（3）子どもの居場所の確保とその役割等の広報・啓発

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
こども文化センターの運営 子どもが自ら育ち学べる居場所を提供します。	●こども文化センターの運営				
	・適切な管理運営の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
子ども夢パークにおける各種イベント等の実施 子ども夢パークにおける子どもの自発的な活動の支援及び子どもを対象とした各種イベント等を実施します。	●子ども夢パークにおける子どもの自発的な活動の支援及び子どもを対象とした各種イベント等の実施				
	R2 利用人数： 53,717人 (H30 87,103人)	利用人数： 92,000人以上	利用人数： 92,000人以上	利用人数： 92,000人以上	利用人数： 92,000人以上

(4) 育ち・学ぶ施設の職員に対し、子どもの虐待・体罰やいじめの防止に関する啓発

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
川崎市児童虐待対応ハンドブック等の活用 「川崎市児童虐待対応ハンドブック」等を活用し、保育所、幼稚園、学校等児童の所属する機関における対応の充実と連携した取組の強化を図ります。	●ハンドブックの作成及び関係機関への配布・周知				
	・ハンドブックの関係機関への配布・周知	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
子どもの権利に関する教育の推進（再掲） 子どもの権利に関する教育の推進に向けた会議の開催や研修等の取組を行います。	●人権尊重教育推進会議の開催を通じた子どもの権利に関する教育についての情報共有等の実施				
	開催：年1回	・人権尊重教育推進会議を通じた情報共有の推進や意見交換の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●人権尊重教育研究推進校等の研究支援及び教職員やPTAへの研修の実施				
	R2 研修参加者数： 2,878人（PTAは中止）	研修参加者数： 3,053人以上	研修参加者数： 3,053人以上	研修参加者数： 3,053人以上	研修参加者数： 3,053人以上

(5) 保護者等による虐待・体罰の未然防止に向けた啓発活動の充実

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
児童虐待防止普及啓発活動 児童虐待防止に関する普及啓発活動を行います。	●児童虐待防止普及啓発活動の実施				
	R2実施数：18回	実施数：22回以上	実施数：22回以上	実施数：22回以上	実施数：22回以上

(6) 育ち・学ぶ施設における子どもの権利侵害に関する相談体制の整備及び関係機関との連携の推進

事業・取組	事業内容・目標				
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
<p>子どもの権利侵害に関する相談体制の整備等（一部再掲）</p> <p>子どもたちの豊かな心を育むため、スクールカウンセラー等を配置し、活用を図ります。また、子どもが置かれている環境の調整を行うスクールソーシャルワーカーを各区に配置し、関係機関との連携により児童生徒の抱える課題の解決を支援します。</p>	●スクールカウンセラー・学校巡回カウンセラーを活用した専門的相談支援の充実				
	○スクールカウンセラーの配置				
	・全中学校・高等学校への配置	・カウンセラーによる専門的支援の充実	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	○学校巡回カウンセラーの派遣				
・全小学校、特別支援学校への要請派遣	・小学校、特別支援学校への定期派遣の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
●スクールソーシャルワーカーによる学校・家庭等への支援及び関係機関との連携強化					
配置：8名 ・各学校への要請訪問と巡回型による支援に向けた検討・試行	配置：11名 ・各学校への要請訪問と巡回派遣による支援の充実	配置：12名 ・継続実施	配置：13名 ・継続実施	配置：14名 ・継続実施	
●多様な相談機能の提供					
・24時間電話相談 ・教育相談室の運営 ・不登校児童生徒へのICTを活用した学習保障	・多様な相談機能による相談支援の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	

4 子どもの参加

(1) 子どもが利用する施設において、子ども運営会議等、子どもが構成員として参加し、意見表明することへの支援

事業・取組	事業内容・目標				
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
<p>こども文化センターにおける子ども運営会議の実施</p> <p>こども文化センターにおいて子ども運営会議を実施します。</p>	●子ども運営会議の実施				
・子ども運営会議の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
<p>子ども夢パークにおける子ども運営委員会の実施</p> <p>子ども夢パークにおいて各種子ども運営委員会を実施します。</p>	●子ども運営委員会の実施				
・子ども運営委員会の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	

(2) 子ども会議の開催による、市政等について子どもが市民として意見表明することへの支援

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
川崎市子ども会議の充実 「子どもの権利に関する条例」に基づき、地域における子どもの育ちや意見表明を促進します。	●「川崎市子ども会議」の充実による子どもの育ちと意見表明の促進				
	・子どもの権利に関する条例に基づく川崎市子ども会議の開催	・子ども会議の充実による意見表明の場の拡充	・継続実施	・継続実施	・継続実施

5 相談及び救済

(1) 相談・救済機関についての広報と、関係機関及び団体との連携による、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
児童相談所における関係機関との連携 保健・医療機関や警察・検察等の司法機関との連携を図り、児童の心理、健康・発達、法律等の側面で専門知識を活かした支援を推進します。	●関係機関と連携した児童虐待防止対策の推進				
	・警察、裁判所、医療機関と連携した取組の実施	・連携強化に向けた取組の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施
教育相談の実施等 教育相談を実施するとともに教育相談窓口に関する広報を行います。	●子どもの権利侵害の特性に配慮した相談				
	・電話相談実施 ・来所相談実施 ・不登校家庭訪問相談実施	・各種相談の継続的な実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●相談機関についての広報の取組				
	・「相談窓口のご案内」の関係機関への配布及びHPに掲載	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
人権オンブズパーソン運営事業（再掲） 子どもの権利の侵害について、問題解決に向けた助言・支援や、関係機関等への調査・調整を実施します。	●子どもの権利の侵害に対する支援等の実施				
	・相談に対する助言及び支援	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	○救済申立てに関する調査・調整等の実施				
	・調査・調整等の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	○相談・救済についての広報・啓発の実施及び人権オンブズパーソンの運営状況の公表				
	・啓発の実施等	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	○市の機関及び関係機関等との連携した取組の推進				
	・子どもの権利の侵害に対する支援等の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施

(2) 相談・救済を必要とする子どもが気軽に人権オンブズパーソンに相談できる環境づくり

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
子どもが気軽に人権オンブズパーソンに相談できる環境づくり 相談・救済を必要とする子どもが気軽に人権オンブズパーソンに相談できる環境づくりに取り組みます。	●小・中学校等での「子ども教室」の実施				
	・取組の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
●様々な広報媒体を活用した効率的、効果的な広報啓発活動の実施					
	・取組の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施

○施策２ 男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重の取組の推進

【現状と課題】

性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、国では平成11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」を制定するとともに、雇用分野においては、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等、女性に対する暴力防止に向けては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」等の法律に基づき、制度を整備し取組を推進してきました。

川崎市は、市民・事業者・市が連携しながら、男女共同参画社会としての「男女平等のまち・かわさき」の実現を目指すため、平成13（2001）年に「男女平等かわさき条例」を制定しました。同条例に基づき、平成16（2004）年には「川崎市男女平等推進行動計画」を策定し、社会状況の変化に対応しながら取組を推進してきました。また、男女平等施策を推進する拠点施設として、平成11（1999）年には、「川崎市男女共同参画センター」（愛称：すくらむ21）を開設し、市民グループや地域団体と連携しながら、調査・研究、情報収集・発信、学習・研修、市民の交流活動支援など、幅広い事業を実施しています。

男女共同参画社会の実現に向けては、性別に係る人権侵害の解消を図ることが重要です。人権オンブズパーソンは、平成13（2001）年に制定された「川崎市人権オンブズパーソン条例」に基づき、男女平等にかかわる人権侵害について、相談及び救済を行っています。また、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為を含む人権侵害であり、被害者は多くの場合女性です。DV相談支援センターや各区役所では、様々な困難を抱える女性の相談及び支援を実施することで、女性の人権擁護と自立支援を推進しています。さらに、性と生殖に関する正しい知識の獲得は、自分自身や他者を尊重する意識を高め、将来的に望まない妊娠や児童虐待を防ぐためにも必要であるため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の観点から周知啓発を行っています。

こうした人権侵害の解消に向けた取組とともに、性別にかかわらず、誰もがライフイベントに応じて多様で柔軟な働き方が選択できる社会の実現に取り組むことも、男女共同参画の課題です。川崎市では、政策・方針の立案及び決定への女性の参画や女性のキャリア形成支援など、働く場における女性活躍推進、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革及び職場におけるハラスメント防止に向けた啓発、子育て家庭の多様なニーズに応じた支援策の推進、家事・育児と就労への負担が大きいひとり親家庭への支援などに取り組んできました。

しかしながら、家庭や働く場における男女間の格差や、女性に対する暴力、固定的な性別役割分担意識などの課題は社会に根強く残っており、特に、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、これらの課題が顕在化するとともに、複雑かつ深刻化しています。平成27（2015）年に持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、目標の5番目を「ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う」と位置付けており、「誰一人取り残さない」社会の構築に向け、男女共同参画の視点から課題解決に取り組むことが求められています。

【施策の方向性】

- ・ 川崎市では、こうした現状を踏まえ、今後も、性別にかかわらず、全ての個人が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会としての「男女平等のまち・かわさき」の実現に向けた取組を推進します。

- ・ 男女共同参画社会の実現に向けては、まず、市民一人ひとりがその意義や重要性を理解することが重要です。そのため「男女共同参画に係る教育・啓発の推進」として、家庭、学校、働く場、地域などあらゆる場において、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた教育・啓発の推進に取り組みます。
- ・ 「職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進」として、政策・方針の立案及び決定への女性の参画拡大や女性のキャリア形成支援など職業生活における女性の活躍推進と併せて、家庭生活における男性の参画促進、仕事と生活の両立に向けた働き方改革の一体的な推進に取り組みます。
- ・ 「地域における男女共同参画の推進」として、地域防災活動をはじめとする様々な地域活動、DV被害者や貧困など困難を抱える女性への支援、生涯にわたる健康支援など、多様な地域課題を男女共同参画の視点から推進します。

【関係する計画】

- ・ 第5期川崎市男女平等推進行動計画 令和4（2022）年3月策定（予定）
計画期間：令和4（2022）年度～令和7（2021）年度

【計画期間の主な取組】

1 男女共同参画に係る教育・啓発の推進

（1）男女共同参画の理解の促進

事業・取組	現状	事業内容・目標				
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	
男女共同参画の理解の促進	●市の広報資料の作成に関する手引きの周知及び活用の徹底					
	・取組の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
男女共同参画社会の実現に向けた普及啓発に係る取組を推進します。	●男女共同参画に関する広報・啓発の推進					
	・「男女平等推進週間」の実施や「男女共同参画かわさきフォーラム」の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
	●地域と連携した男女共同参画の推進					
	・「かわさき男女共同参画ネットワーク（すくらむネット21）」による情報と活動成果の共有	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
男女平等教育教材の活用（再掲）	●小学3年生及び教員用の男女平等教育教材「自分らしくかがやく」を活用した学習の実施					
学校教育における男女共同参画に関する教育を推進します。	・「自分らしくかがやく」の作成・配布	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	

(2) 男女共同参画の視点に立った施策の推進

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
男女共同参画の視点に配慮した公的広報の作成に関する表現 市の広報資料の作成に当たっては、「公的広報の作成に関する表現の手引き」の活用を徹底し、男女共同参画の視点に配慮します。	●男女共同参画の視点に配慮した公的広報の作成に向けた取組				
	・「公的広報の作成に関する表現の手引き」の活用の周知	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施

2 職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進

(1) 政策・方針の立案及び決定への女性の参画拡大

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
政策・方針立案及び決定への女性の参画拡大 審議会等委員への女性の参画を促進し、市の政策・方針の立案及び決定過程に、多様な視点を反映します。	●審議会等委員への女性の参画の推進				
	・事前協議の実施	・事前協議の継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施

(2) 働く女性・働きたい女性へのキャリア形成支援

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
働く女性の就業継続とキャリアアップ支援の推進 女性がキャリアを形成しながら働き続けることができるよう、就業継続やキャリアアップに向けた情報提供、相談支援を推進します。	●女性の就業継続・キャリアアップに向けた支援講座の実施				
	・男女共同参画センターによる女性の就業就労支援講座の実施 ・個別キャリア相談の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●就業と就業継続支援の推進				
	・「キャリアサポートかわさき」によるセミナー等の実施 ・労働相談の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施

(3) 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた環境づくり

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
ワーク・ライフ・バランスの推進 長時間労働を前提とした従来の働き方の見直しや在宅勤務やテレワークなど多様な柔軟な働き方、ワーク・ライフ・バランスやハラスメント防止について、啓発や情報提供を行います。	●ワーク・ライフ・バランス等の働き方改革への取組を通じた働きやすく魅力ある職場づくりの推進 ・テレワークの導入など働き方改革の推進に向けたセミナーの開催等の啓発活動の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
ハラスメントの防止 働く場における多様なハラスメント防止に向けた啓発や情報提供を実施します。	●働く場におけるハラスメントの防止と被害者支援の推進 ・かわさき労働情報等による情報提供 ・労働相談の実施	・継続実施 ・継続実施	・継続実施 ・継続実施	・継続実施 ・継続実施	・継続実施 ・継続実施
待機児童対策の取組の推進 就労しながら子育てを行う家庭の増加による保育需要に対応するため、待機児童対策を継続して推進します。	●区役所における保育所入所相談、コーディネートなどのきめ細やかな利用者支援の実施 ・窓口・電話での相談支援 ・情報端末を活用した利用者支援 ・円滑な保育所申込のための環境整備	・継続実施 ・継続実施 ・継続実施	・継続実施 ・継続実施 ・継続実施	・継続実施 ・継続実施 ・継続実施	・継続実施 ・継続実施 ・継続実施

(4) 女性活躍や働き方改革に向けた企業の取組の促進

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
女性の活躍推進 女性活躍や働き方改革に取り組む企業の認証等を行い、好事例の発信などを通じ、性別にかかわらず、個性や能力を十分に発揮しながら働ける環境整備を促進していきます。	●「かわさき☆えるぼし」認証制度による中小企業における女性活躍推進の取組の促進 ・かわさき☆えるぼし認証企業数：83企業	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施

(5) 家庭生活への男性の参画促進

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
家庭生活における男性の参画促進 男性が家事・育児・介護へ積極的に参画する働きかけを行い、誰もが主体的に家庭生活を営むことができるよう取組を推進していきます。	●家事・子育て・介護における男性の主体的な参画の促進 ・男性の家庭生活の参画に向けた啓発や情報提供の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施

3 地域における男女共同参画の推進

(1) 女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
DV防止と被害者支援の推進 「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」に基づき、関係機関と連携した被害者への支援や支援を担う関係者の人材育成、DVに関する相談窓口の周知と予防啓発に取り組みます。	●ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援の推進 ・テートDVや性暴力の防止に向けたワークショップの実施 ・相談窓口の周知	・継続実施 ・継続実施	・継続実施 ・継続実施	・継続実施 ・継続実施	・継続実施 ・継続実施
女性保護事業 日常生活にさまざまな困難を抱える女性の相談・支援を行うとともに、DV被害者等への支援を自治体間で連携しながら取り組みます。	●女性相談の実施 ・女性相談員による相談・自立支援の実施 ・事業実施	・継続実施 ・継続実施	・継続実施 ・継続実施	・継続実施 ・継続実施	・継続実施 ・継続実施
	・DV相談支援センターを活用したDV被害者等への相談・支援の実施 ・事業実施	・継続実施 ・継続実施	・継続実施 ・継続実施	・継続実施 ・継続実施	・継続実施 ・継続実施
	・効果的な相談支援体制等の検討	・相談支援の充実に向けた検討	・相談支援の充実に向けた検討及び検討結果に基づく取組の推進	・継続実施	・継続実施
	●DV被害者等の緊急一時保護の実施 ・緊急時における対応事業実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
人権オンブズパーソン運営事業（再掲） 男女平等に関わる人権侵害について、問題解決に向けた助言・支援や、関係機関等への調査・調整を実施します。	●男女平等に関わる人権侵害に対する支援等の実施				
	・相談に対する助言及び支援	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	・救済申立てに関する調査・調整等の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	・調査・調整等の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
○相談・救済についての広報・啓発の実施及び人権オンブズパーソンの運営状況の公表					
・啓発の実施等	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
○市の機関及び関係機関等との連携した取組の推進					
・男女平等に関わる人権侵害に対する支援等の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	

（２）地域活動における男女共同参画の推進

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
男女共同参画の視点に立った地域防災の推進 災害時の支援において性別等によりニーズが異なることに配慮し、男女共同参画の視点から災害対策を推進します。また、より多くの女性が地域防災の担い手として参画し、多様な視点が地域防災活動に反映されるよう取組を進めます。	●男女共同参画の視点に立った地域防災の推進				
	・男女共同参画の視点に立った情報発信や講座の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
●男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制の構築の推進					
・地域防災計画やマニュアルに男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制の構築の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	

(3) 男女共同参画の視点に立った貧困など複合的な困難に対する支援

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
<p>ひとり親家庭等の総合的支援事業</p> <p>ひとり親家庭等に対して、経済的支援をはじめ、子育て・生活支援、養育費確保、就業支援などを実施します。また、必要な情報が的確に届くよう、実用的な情報を能動的に発信するとともに、関係機関と連携しながら課題を抱えた家庭に効果的な相談支援を実施するなど、ひとり親家庭等への総合的な支援を推進します。</p>	●児童扶養手当の支給				
	・対象者への適正な支給 R2 支給世帯数： 5,836 世帯	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●ひとり親家庭等への医療費の一部助成の実施				
	・一部助成の実施 R2 助成対象者数： 12,164 人	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業の実施				
	・貸付事業の実施 R2 新規貸付件数： 299 件	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●ひとり親家庭等への日常生活支援の実施				
	・生活援助及び子育て支援の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●ひとり親家庭等の子どもへの居場所の提供・学習支援等の実施				
	・居場所の提供及び学習支援等の実施： 市内 16 か所 (R2)	・居場所の提供及び学習支援等の実施： 市内 17 か所	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●養育費確保に向けた支援の実施				
	・養育費確保事業の実施 ・法律相談及び養育費確保に係る講座等の実施	・継続実施 ・法律相談及び養育費確保に係る講座等の充実	・継続実施	・継続実施	・継続実施
●母子・父子福祉センターにおける生活・就業相談及び支援の実施					
・生活・就業相談及び支援の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
●ひとり親家庭への資格取得支援の実施					
・自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金の支給 R2 職業訓練促進給付金受給者が資格を活用して1年以内に就労した割合：90%	・継続実施 1年以内に就労した割合：90%以上	・継続実施 1年以内に就労した割合：90%以上	・継続実施 1年以内に就労した割合：90%以上	・継続実施 1年以内に就労した割合：90%以上	
●母子家庭の保護・自立促進に向けた母子生活支援施設の運営					
・事業実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	

(4) 生涯を通じた健康支援

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
<p>健康に関する正しい知識の普及啓発</p> <p>生涯を通じて心身ともに満たされ健康にいられるよう、性と生殖に関する正しい知識や、健康をおびやかす問題についての周知啓発を推進します。</p>	●学校保健と連携した集団指導等の実施				
	・思春期の心と身体の健康教育の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施

○施策3 高齢者の人権尊重と住み慣れた地域で安心して暮らせる取組の推進

【現状と課題】

本市は、令和2（2020）年10月1日時点で高齢者人口が約32万人となり、約5人に1人がひとり暮らし高齢者で、約13世帯に1世帯が高齢者夫婦世帯です。

また、要介護・要支援認定者（第1号被保険者）は5.7万人を超え、本市の全高齢者の約18.0%を占めるとともに、約5.8万人には、認知症があると推計しています。

本市では、高齢者人口は年々増加を続け、後期高齢者の数が令和7（2025）年度には約20万人になると見込まれ、さらに、令和22（2040）年度には高齢化率が29%を超える推計となっています。

また、要介護・要支援認定者数も同様に年々増加を続け、令和7（2025）年度には約7.4万人となり、令和22（2040）年度には9.8万人を超える推計となっています。認知症高齢者数も同じく増加を続け、令和22（2040）年度には約10万人まで増加すると想定しています。

このような背景を踏まえ、これまで本市が進めてきた地域包括ケアシステムの取組の進化とともに令和22（2040）年を見据え、今後、急速な高齢化の進展による介護サービス需要の増加等が見込まれるため、引き続き、介護サービス基盤の整備を進めるとともに在宅サービスの充実を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう取組を行っていくことが重要となっています。

本市では、令和3（2021）年に「第8期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（かわさきいきいき長寿プラン）」を策定し、「川崎らしい都市型の地域居住の実現」をめざすことを基本方針とし、①高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり、②介護が必要となっても「かわさき」で暮らし続けられる支え合いのまちづくりを基本目標として、すべての高齢者が安心して生活できるような施策展開を進めています。

【施策の方向性】

- ・ いきがい・介護予防施策の推進として、介護予防に関する普及啓発を図り、自助・互助の意識の醸成を図ります。事業の推進に当たっては、自立支援・重度化防止の観点から、事業の実績把握、改善、見直しなどを行いながら取り組みます。
- ・ 市民や民間事業者等の多様な主体との協働により、地域特性に応じた見守りネットワークづくりを推進するとともに、相談支援ネットワークの中核を担う「地域包括支援センター」の機能の充実を図ります。
- ・ 要介護・要支援高齢者が地域で生活をするために必要なサービスの提供においては、「かわさき健幸福寿プロジェクト」における、これまでの取組状況、評価、分析等を踏まえ、介護サービス事業所及びサービス利用者等のより一層の意識醸成を図るため、普及啓発を図るとともに、急速な高齢化が進む中、更なる介護人材の確保・定着が求められることから、より一層事業の推進を図ります。
- ・ 医療介護連携・認知症施策の推進の観点からは、在宅医療・介護に関わる多職種連携の強化、在宅療養者に対する一体的な支援体制の構築に向けた取組を推進し、併せて、認知症サポーター養成講座等を引き続き実施するとともに、認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組み（チームオレンジ）の整備に向けた取組と、同時に本市成年後見制度利用促進計画を策定し、本人の意思決定支援や身上保護を重視した支援体制の構築をめざします。

- 多様な居住環境の実現として、特別養護老人ホームに、医療的ケアが必要な要介護高齢者、高齢障害者等の受入れを推進するとともに、老朽化施設の再編整備に取り組みます。また、高齢者の居住ニーズや地域特性に応じたサービス付き高齢者向け住宅の供給促進を図り、併せて、居住支援協議会を適切に運営して、取組等について情報発信をするとともに、住宅確保要配慮者への支援のあり方を検討します。

【関係する計画】

- 第8期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 かわさきいきいき長寿プラン
令和3（2021）年3月策定
計画期間：令和3（2021）年度～令和5（2023）年度

【計画期間の主な取組】

1 いきがい・介護予防施策等の推進

(1) 高齢者の社会参加（地域づくり）型の介護予防の実現

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
一般介護予防事業 介護予防を目的とした体操や健康講座などのさまざまな活動を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた地域の担い手づくり及び活動への支援 ・地域における担い手の発掘 ・介護予防活動グループの立ち上げ、活動の支援 ・介護予防のための体操教室や講座を通じた介護予防の普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施

(2) いこいの家やいきいきセンターの運営など、介護予防拠点の位置付けと機能強化

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
いこいの家等の運営 高齢者が地域活動に積極的に参加する場を提供するとともに、介護予防の拠点として高齢者の健康増進を図るため、いこいの家及びいきいきセンターを適切に運営します。	<ul style="list-style-type: none"> ●指定管理者によるいこいの家48か所、いきいきセンター7か所の運営 R2いこいの家及びいきいきセンター利用者数：325,449人 	<ul style="list-style-type: none"> いこいの家及びいきいきセンター利用者数：867,000人以上 ●いこいの家・老人福祉センター活性化計画に基づく施設の老朽化対策や有効活用等の実施 R2いこいの家老朽化対策実施数：2か所 	<ul style="list-style-type: none"> いこいの家及びいきいきセンター利用者数：867,000人以上 ・施設の状況を踏まえたいこいの家の老朽化対策の検討・実施 ・いこいの家の機能重視の考え方への転換と施設配置の見直しの実施 ・新たな利用者への獲得に向けた取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> いこいの家及びいきいきセンター利用者数：867,000人以上 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> いこいの家及びいきいきセンター利用者数：867,000人以上 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施

2 地域のネットワークづくりの強化

(1) 単身高齢者をはじめとする高齢者に対する、地域における見守りネットワークの充実

事業・取組	事業内容・目標				
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
地域見守りネットワーク事業 ひとり暮らし高齢者等の異変を早期に発見し、支援ができるよう、地域に密着した事業者とのネットワークを構築します。	●単身高齢者等の生活上の課題に対して「発見の目」となる支え合いのしくみづくりの推進 ◦地域見守りネットワークの広報の実施 ・市政だより等による 広報 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施 ◦協力民間事業者の拡充に向けた取組の実施 R2協力事業者数：69か所 協力事業者数：75か所以上 協力事業者数：78か所以上 協力事業者数：81か所以上 協力事業者数：84か所以上 ◦人命救助につながった協力民間事業者への表彰 ・R2表彰者数：3件 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施				
ひとり暮らし等高齢者見守り事業 ひとり暮らし等高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、支援に取り組めます。	●ひとり暮らし等高齢者の地域における見守り事業の実施 ・民生委員児童委員の協力による状況把握や安否確認等の実施 ・地域における見守りの継続実施 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施				

3 利用者本位のサービスの提供

(1) 介護保険サービス等の着実な提供

事業・取組	事業内容・目標				
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
介護保険サービス等の着実な提供 介護を要する状態になっても、利用者自身の選択に基づく介護サービスの利用により、できる限り自宅で自立した日常生活が営めるように、必要な介護サービスを総合的かつ一体的に提供します。	●介護保険制度の安定的な運用 ・ニーズを踏まえた利用者本位のサービス提供 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施				

4 医療介護連携・認知症施策等の推進

(1) 権利擁護体制の推進

事業・取組	事業内容・目標				
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
<p>高齢者、障害者を含め誰もが、虐待や消費者被害等の権利侵害を受けることなく、安心して生活できるよう、社会生活における相談支援の提供等の、権利擁護の取組を推進します。</p>	●成年後見制度の法人後見や社会福祉法に定める日常生活自立支援事業を行う「あんしんセンター」の運営				
	運営数：各区1か所	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●成年後見制度利用促進計画に基づく取組の推進				
	○成年後見制度の普及啓発、親族向け・関係機関向け研修の開催				
	R2開催回数：4回	開催回数：4回	開催回数：4回	開催回数：4回	開催回数：4回
	○成年後見制度に関する相談支援の実施				
	・中核機関職員や専門職の派遣等による相談支援の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
○市民後見人の養成と業務支援の取組の推進					
・市民後見人の養成、フォローアップ及び裁判所から選任された後見人の相談支援の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
●市職員への虐待対応研修、事例検討会の開催及び弁護士等による相談支援事業の実施					
R2市職員向け虐待対応研修開催数：2回 ・事例検討会の開催、権利擁護に関する弁護士相談事業の実施	市職員向け虐待対応研修：2回 ・継続実施	市職員向け虐待対応研修：2回 ・継続実施	市職員向け虐待対応研修：2回 ・継続実施	市職員向け虐待対応研修：2回 ・継続実施	

5 高齢者の多様な居住環境の実現

(1) 在宅生活が困難な方のための介護サービス基盤の整備

事業・取組	事業内容・目標				
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
<p>多様な手法により、特別養護老人ホーム等の整備など、地域居住の実現に向けた介護サービス基盤の整備を進めます。</p>	●特別養護老人ホームの整備				
	R3.3の累計：4,901床	開所：283床 累計：5,281床 ・麻生区百合丘地区、高津区蟹ヶ谷地区、中原区上小田中地区	開所：0床 累計：5,281床	開所：132床 累計：5,413床 ・多摩区长沢地区	累計：5,413床 (R7)〔2025〕
	●介護付有料老人ホームの整備				
	R3.3の定員数：7,584名	R5(2023).3までに定員7,764名(180名分)を整備	R6(2024).3までに定員7,944名(180名分)を整備	R7(2025).3までに定員8,124名(180名分)を整備	累計：8,284名 (R7)〔2025〕
●認知症高齢者グループホームの整備					
R3.3のユニット数：263ユニット	R5(2023).3までに累計271ユニット(6ユニット分)を整備	R6(2024).3までに累計277ユニット(6ユニット分)を整備	R7(2025).3までに累計289ユニット(12ユニット分)を整備	累計：301ユニット (R7)〔2025〕	

(2) 市営住宅の建替え等に伴うユニバーサルデザイン仕様への変更

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
市営住宅等ストック活用事業 「市営住宅等ストック総合活用計画(市営住宅等長寿命化計画)」に基づき、建替え及び改善等の実施や、地域包括ケアシステムの構築に資する市営住宅用地の活用を進めます。	●「市営住宅等ストック総合活用計画」に基づく効率的な整備・管理の推進				
	・計画改定に向けた検討 ・小世帯化等に応じたストックの最適化や集約再編の検討	・計画改定	・取組の推進、進行管理	・継続実施	・継続実施
	●計画的な市営住宅の建替え及び改善等の推進				
	・建替え・改善等実施 R2完了棟数：6棟	・継続実施 着手棟数：6棟 完了棟数：8棟	・継続実施 着手棟数：10棟 完了棟数：6棟	・継続実施 着手棟数：10棟 完了棟数：10棟	・継続実施 着手棟数：8棟 完了棟数：10棟
	●「地域包括ケアシステム」の構築に資する大規模建替えに伴う市営住宅用地の活用の推進				
	・市営住宅用地の活用に関する調整 R1：提供公園や社会福祉施設用地の創出：1団地	・継続実施 提供公園や社会福祉施設用地の創出：1団地	・継続実施 提供公園や社会福祉施設用地の創出：1団地	・継続実施 提供公園や社会福祉施設用地の創出：1団地	・継続実施 提供公園や社会福祉施設用地の創出：1団地

(3) 住宅のバリアフリー化等環境整備の支援

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
分譲マンション共用部分の工事費の助成 分譲マンションのバリアフリー化等に対する支援等の取組を推進することで、誰もが安全で快適に暮らせる、良質な住宅の形成を図ります。	●分譲マンション共用部分の段差か所における手すり・スロープ等の設置に要する工事費の助成				
	・R2助成件数：13件(681戸)	助成件数：1000戸	助成件数：1000戸	助成件数：1000戸	助成件数：1000戸

(4) 「居住支援協議会」による住宅確保要配慮者の居住安定確保や入居継続に向けた取組の推進

事業・取組	事業内容・目標				
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
民間賃貸住宅等居住支援推進事業 高齢者、障害者、外国人等の住宅確保要配慮者の居住の安定に向け、居住支援協議会において入居から退去までに必要な支援等について協議を行うなど、多様な主体との連携により入居支援や入居後の生活支援等の取組を推進します。	●「住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」に基づく取組の推進				
	・計画策定（H30） ・住宅確保要配慮者向け登録住宅の普及啓発	・取組の検証、計画改定に向けた検討 ・継続実施	・計画改定 ・継続実施	・取組の推進、進行管理 ・継続実施	・継続実施 ・継続実施
	●「居住支援協議会」による住宅確保要配慮者に対する入居・生活支援の促進				
	○居住支援協議会の運営				
	・家主等の不安解消に向けた支援の検討	・支援事例の検証	・地域の担い手や家主等との連携強化の検討	・連携強化による取組の実施	・継続実施
	○住宅確保要配慮者の住み替え相談や空き家の利活用に関する相談の実施				
	R2 相談件数：490件	相談件数：500件以上	相談件数：500件以上	相談件数：500件以上	相談件数：500件以上
	・住宅確保要配慮者への物件情報の提供	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	○入居手続の同行等支援				
	R2 支援件数：9件	支援件数：12件	支援件数：12件	支援件数：12件	支援件数：12件
●居住支援制度による住宅確保要配慮者の居住安定の確保					
・入居支援 R2 支援件数：112件	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	

○施策4 障害者の人権尊重と共に生きる取組の推進

【現状と課題】

本市では、平成9（1997）年に「かわさきノーマライゼーションプラン」を策定して以来、障害のある人もない人も、お互いを尊重しながら共に支え合う、自立と共生の地域社会の実現に向けて取り組んでいます。

令和3（2021）年3月に策定した「第5次かわさきノーマライゼーションプラン」では、「育ち、学び、働き、暮らす～多様なニーズに対応するための包括的な支援体制（地域リハビリテーション）の構築～」、「地域とかがわる～地域の中でいきいきと暮らしていける『心のバリアフリー都市川崎』の実現～」、「やさしいまちづくり～誰もが安心・安全で生活しやすいまちづくりの推進～」の3つの基本方針を掲げ、障害者施策の推進に取り組んでいます。その中で、人権を尊重する主な施策として、障害を理由とする差別解消、障害者虐待防止に向けた取組、成年後見制度等による「権利を守る取組」やかわさきパラムーブメント等による「心のバリアフリー」を推進しています。

また、障害者手帳交付者数は、平成18（2006）年4月の37,480人から令和2（2020）年4月の62,508人と約1.7倍に増加しており、障害のある方への支援ニーズは年々高まっています。この増加・多様化するニーズに対応するため、相談支援体制や地域生活支援体制の充実を図る必要があるとともに、高齢者を含む全世代・全対象型の支援体制（地域リハビリテーション）を構築する必要があります。

その他の課題としては、高齢障害者の増加とそれに伴う障害の重度化・重複化、医療技術の進歩や障害に対する理解の深まりに伴う障害児支援ニーズの増加・多様化、障害のある方を支える家族の高齢化などがあることから、それらを踏まえて必要な取組を推進していく必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 「権利を守る取組」では、関係機関と連携しながら、障害のある方の権利擁護に関する様々な取組を推進します。また、「障害者虐待防止法」や「障害者差別解消法」の趣旨、合理的配慮の提供など、権利擁護に関する様々な制度について普及啓発を図るとともに、成年後見制度などの利用を促進するための取組を推進します。
- ・ 「心のバリアフリー」では、「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指せる地域づくり」を目指した「かわさきパラムーブメント」の取組を推進します。また、地域や教育の場で障害の理解促進や普及啓発を行うなど、引き続き、全市民的な意識の醸成（心のバリアフリー）に向け、必要な取組を推進します。
- ・ 今後も、各事業者、福祉、保健、医療、保育、教育、就労支援などの関係機関と連携しながら、障害のある人もない人も、お互いを尊重しながら共に支え合う、自立と共生の地域社会の実現を目指していきます。

【関係する計画】

- ・ 第5次かわさきノーマライゼーションプラン 令和3（2021）年3月策定
計画期間：令和3（2021）年度～令和8（2026）年度（障害者計画）
令和3（2021）年度～令和5（2023）年度（障害福祉計画・障害児福祉計画）

【計画期間の主な取組】

1 育ち、学び、働き、暮らす～多様なニーズに対応するための包括的な支援体制（地域リハビリテーション）の構築～

(1) 就学相談や教育相談の充実など、子どもと家庭への支援

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
障害のある子どもや保護者等に対する相談事業（再掲） 学校及び療育機関等への相談方法の周知を行います。	●特別な教育的ニーズのある子どもの相談に係る周知				
	・各学校の担当者が集まる会議等における相談室の利用の周知	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●就学相談				
	・各学校への周知と療育機関、保育園・幼稚園を通じた周知 ・説明会資料及び説明動画を川崎市のホームページに掲載	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
●支援教育コーディネーターを中心とした児童生徒に係る教育相談の推進					
・支援教育コーディネーター連絡会議の開催（年4回、校種別開催あり）	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	

(2) 障害者相談支援センターの運営など、地域生活を支えるための取組

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
障害者相談支援事業 障害者相談支援センター等の運営を通じて、障害者の地域生活を支えるため、相談支援や地域のネットワークづくりに取り組みます。	●障害者相談支援センターの運営				
	・基幹型3か所、地域型23か所の設置・運営	・安定的な運営と地域の関係機関との連携	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●地域自立支援協議会の推進				
	R2 開催回数：2回	・開催回数：4回以上	・開催回数：4回以上	・開催回数：4回以上	・開催回数：4回以上
●指定特定相談支援事業所の拡充に向けた、計画相談支援体制の強化等					
・体制強化に向けた支援や障害福祉サービス事業所等によるサポートプラン作成の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	

(3) 就労支援ネットワークの形成など、就労支援と雇用の拡充

事業・取組	事業内容・目標				
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
<p>障害者就労支援事業</p> <p>一般企業への就労を希望する方への就労支援や、企業への雇用支援、障害福祉サービス事業所等の工賃向上に取り組むことで、障害者の特性に応じた就労を推進します。</p>	●障害者等の特性に応じた就労支援の実施				
	○一般就労に向けた支援の実施				
	・就労援助センターや就労移行支援事業所を中心とした就労支援等の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	○障害者の特性に応じた多様な働き方の推進				
	・短時間雇用求人の開拓と障害者とのマッチングの実施	・就労の準備段階から求職、定着までの一貫した支援の充実と実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●障害者雇用を行う企業への支援の実施				
○障害者雇用に関する理解の促進とノウハウの共有					
R2障害者雇用促進ネットワーク会議開催回数：3回 ・パターン・ランゲージや職場定着支援プログラム(K-STEP)の普及・啓発と企業への支援の実施	障害者雇用促進ネットワーク会議開催回数：1回 ・継続実施	障害者雇用促進ネットワーク会議開催回数：1回 ・継続実施	障害者雇用促進ネットワーク会議開催回数：1回 ・継続実施	障害者雇用促進ネットワーク会議開催回数：1回 ・継続実施	
●障害福祉サービス事業所等に対する工賃向上の取組					
・業務の共同受注窓口である「川崎市障がい者施設しごとセンター」を中心とした取組の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
R2販売会の開催回数：1回	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	

2 地域とかがわる～地域の中でいきいきと暮らしていける「心のバリアフリー都市川崎」の実現～

(1) 障害を理由とする差別解消の推進

事業・取組	事業内容・目標				
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
<p>障害を理由とする差別解消の推進</p> <p>差別のない「自立と共生の地域社会づくり」を進めるため、市職員向けの研修や、市民等に対する障害者差別解消法の理解促進に向けた取組の強化など、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を推進します。</p>	●障害者差別解消法に基づく取組の実施				
	・市職員への周知及び研修等の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	・市民や事業者への普及・啓発	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	・障害者差別解消支援地域協議会の運営	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施

(2) 学校における福祉教育の推進など、地域における交流の促進

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
学校における福祉教育の推進（再掲） 障害の重複化・多様化、医療的ケアの支援等の課題に対して、関係機関と連携して取り組みます。	●福祉部門と連携した一人ひとりの教育的ニーズに応じた早期からの一貫した教育支援の実施				
	・福祉と連携した教育支援の充実	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
●児童生徒の実態に応じた交流及び共同学習の推進					
	・児童生徒の実態に応じて各校で実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施

(3) 成年後見制度等の利用の促進や虐待の防止など、権利擁護の推進

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
権利擁護体制の推進（再掲） 高齢者、障害者を含め誰もが、虐待や消費者被害等の権利侵害を受けることなく、安心して生活できるよう、社会生活における相談支援の提供等の、権利擁護の取組を推進します。	●成年後見制度の法人後見や社会福祉法に定める日常生活自立支援事業を行う「あんしんセンター」の運営				
	運営数：各区1か所	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●成年後見制度利用促進計画に基づく取組の推進				
	○成年後見制度の普及啓発、親族向け・関係機関向け研修の開催				
	R2開催回数：4回	開催回数：4回	開催回数：4回	開催回数：4回	開催回数：4回
	○成年後見制度に関する相談支援の実施				
・中核機関職員や専門職の派遣等による相談支援の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
○市民後見人の養成と業務支援の取組の推進					
・市民後見人の養成、フォローアップ及び裁判所から選任された後見人の相談支援の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
●市職員への虐待対応研修、事例検討会の開催及び弁護士等による相談支援事業の実施					
R2市職員向け虐待対応研修開催数：2回	市職員向け虐待対応研修：2回	市職員向け虐待対応研修：2回	市職員向け虐待対応研修：2回	市職員向け虐待対応研修：2回	
・事例検討会の開催、権利擁護に関する弁護士相談事業の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	

(4) 文化・スポーツ活動の推進など、社会参加活動の充実

事業・取組	事業内容・目標				
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
<p>パラアート推進事業</p> <p>パラアート推進事業を引き続き実施することにより、障害の有無に関わらず気軽に文化芸術に参加することができる環境づくりに取り組めます。</p>	<p>●パラアート推進事業の実施</p> <p>◦パラアートプラットフォームの運営支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> プラットフォームの運営支援 <p>◦Colorsかわさき展の開催支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 展覧会の開催支援 				
<p>アートセンターにおけるバリアフリー上映の実施</p> <p>バリアフリー上映などを引き続き行い、障害の有無に関わらず気軽に文化芸術に触れることができる環境づくりに取り組めます。</p>	<p>●バリアフリー上映の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> バリアフリー上映の実施 				
<p>川崎シンフォニーホールにおける体感音響システムの試験的な実施</p> <p>体感音響システムの試験的な実施などを引き続き行い、障害の有無に関わらず気軽に文化芸術に触れることができる環境づくりに取り組めます。</p>	<p>●音楽公演における体感音響システム導入などのプログラムの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 体感音響システム導入などのプログラムの実施 				
<p>パラスポーツの充実</p> <p>市障害者スポーツ大会や体験教室の開催等を通じて、パラスポーツの普及や障害への理解の促進に取り組めます。</p>	<p>●パラスポーツの普及・促進に向けた取組の推進</p> <p>◦市障害者スポーツ大会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 大会の開催・運営 <p>◦パラスポーツ推進に向けた小・中学校や高齢者施設などでの体験講座等の取組の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> R2 開催件数：26件 <p>◦ポッチャの普及に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> R2 体験会開催数：20回 <p>◦初級障がい者スポーツ指導員養成講習会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> R2 講習会受講者数：25人 				

(5) かわさきパラムーブメントの推進

事業・取組	事業内容・目標				
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
<p>かわさきパラムーブメント推進事業（一部再掲）</p> <p>人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創出することを理念として、「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指せる地域づくり」のため、「かわさきパラムーブメント」の取組を推進します。</p>	●かわさきパラムーブメントの理念浸透に向けた取組の推進				
	<ul style="list-style-type: none"> かわさきパラムーブメントの取組の検証・総括 かわさきパラムーブメント推進ビジョンの見直し（予定） 市民参加プロジェクトやプロモーションイベントの推進 	<ul style="list-style-type: none"> 推進ビジョンに基づく取組の推進 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施
	●かわさきパラムーブメントの推進に向けたプラットフォームの構築と多様な主体との連携や各主体の自発的な取組の支援の実施				
	○プラットフォームの構築・運営				
		<ul style="list-style-type: none"> プラットフォームの構築に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> プラットフォームの構築・運営 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施
	○多様な主体との連携や各主体の自発的な取組の支援の実施				
	<ul style="list-style-type: none"> フォーラムの運営 多様な主体との連携した取組の実施・支援や各主体の自発的な取組の支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 有識者との意見交換の実施 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 継続実施
	●かわさきパラムーブメントのレガシー形成に向けた取組の推進				
	<ul style="list-style-type: none"> 心のバリアフリーに関する研修の開催 eスポーツ体験会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 継続実施
	●ホストタウン・先導的共生社会ホストタウンとしての取組の推進				
<ul style="list-style-type: none"> ホストタウン・共生社会ホストタウンとしての取組の推進 フリティッシュ・カウンスルと連携した取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 継続実施 	

3 やさしいまちづくり～誰もが安心・安全で生活しやすいまちづくりの推進～

(1) 誰もが暮らしやすく訪れやすいユニバーサルデザインのまちづくりの推進

事業・取組	事業内容・目標				
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
ユニバーサルデザイン推進事業 「バリアフリー基本構想・推進構想」の進捗管理とともに、ユニバーサルデザイン社会の実現に向け、誰もが利用しやすいまちづくりを推進します。	●誰もが訪れやすく暮らしやすいまちに向けた取組の推進				
	○ユニバーサルデザインの理解促進に向けた取組の推進				
	・事業者等への普及啓発	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	○「誰もが分かりやすい公共サイン整備に関するガイドライン」に基づく取組の推進				
	・駅周辺や公共施設等での取組推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
●「バリアフリー基本構想・推進構想」に基づくバリアフリー化の推進					
・構想の進捗管理 ・基本構想の評価手法の検討	・継続実施 ・新川崎・鹿島田駅周辺地区バリアフリー基本構想の改定	・継続実施 ・効果的な推進に向けた協議・調整	・継続実施 ・継続実施	・継続実施 ・継続実施	
・バリアフリーマップの更新	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	

(2) 災害・緊急時対策の強化

事業・取組	事業内容・目標				
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
<p>災害時や緊急時における支援体制の充実</p> <p>障害者等に対する災害時援護体制の整備を図ります。</p>	<p>●災害時における福祉支援体制の構築</p> <p>○災害時の要援護者に対する支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の緊急入所の検討と実施 ・個別避難計画作成支援の制度設計・実施 ・医療的ケア児者の災害時電源確保に向けた取組の検討・実施 <p>○災害時に支援が必要な方の避難場所である、二次避難所の整備・拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域リハビリテーションセンターへの二次避難所の設置 ・二次避難所の物資・備蓄品の整備、感染症を踏まえた開設訓練の実施 <p>○災害福祉調整本部と災害福祉システムに関する取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害福祉調整本部の設置と災害福祉システム構築・仮運用 <p>●一次避難所等における要配慮者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所等における乳幼児や高齢者等に必要の備蓄物資や医薬品確保に向けた取組の推進 ・要配慮者専用スペースの設置 ・避難所のバリアフリー化の検討・実施 				
<p>災害に関する情報伝達手段の確保</p> <p>防災・災害情報を障害者へ円滑に伝達するための取組を推進します。</p>	<p>●防災情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発広報誌、防災マップ、市ホームページ等を活用した防災情報の提供の実施 <p>●災害情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メールニュース、市ホームページ、各種防災アプリ、防災行政無線、テレビ・ラジオなど、文字情報や音声情報による災害関連情報の提供 				
<p>障害者緊急通報システムの設置</p> <p>重度の身体障害のある方などの在宅生活を支援するため、機器を設置し、対象となる方の緊急時の連絡体制を確保します。</p>	<p>●緊急事態発生連絡用の機器の設置を行い、障害のある方の緊急時の連絡体制を確保します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある方の緊急時の連絡体制を確保 				

○施策5 同和問題の解決に向けた取組の推進

【現状と課題】

同和問題は、「日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれていることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けるなどする、我が国固有の人権問題である」として、人権課題の一つに位置付けられてきました。

昭和40（1965）年の「同和対策審議会」の答申において、同和問題の早急な解決は、国の責務であり、同時に、国民的課題であるとされ、昭和44（1969）年には、「同和対策事業特別措置法」が制定され、平成14（2002）年に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効するまでの33年間、同和問題の解決に向けた取組が全国で実施されました。その結果、同和地区の環境に対する物的な基盤整備は着実に進み、一般地区との格差は改善されましたが、現在もなお、同和地区の出身という理由で就職差別や結婚差別、差別的な落書きなどが発生し、差別を受けている人々がいます。

近年の情報化の進展に伴い、インターネット上に特定の地域を同和地区であるとする情報を公開するなど、部落差別を取り巻く状況に変化が生じており、このような現状等に鑑み、平成28（2016）年には、部落差別は許されないものであるとの認識の下、部落差別のない社会を実現することを目的に、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めることとされました。

今後も同和問題の解消に向けて、部落差別解消推進法及び附帯決議の趣旨を踏まえつつ、的確に対応していく必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 同和地区の出身者の一人ひとりが差別や偏見を受けることのない地域社会を実現し、一人ひとりが尊厳を持って生活できるよう、取組を進めていきます。
- ・ 引き続き、正確な知識の普及を図り、同和問題に対する理解を深め、同和地区の出身との理由による差別や偏見の解消を目指し、教育や啓発に取り組むとともに、関係団体等とも連携し、協力し合いながら、課題の解決に向けて、個別のニーズに応じた相談に応じ、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していきます。

【計画期間の主な取組】

1 同和問題の解決に向けた啓発・支援の推進

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
同和対策事業 同和問題をはじめとする人権問題への正しい理解を深めるため、講演会・研修会等を通じて、人権意識の普及に向けた取組を推進します。	●人権啓発冊子・物品等の配布等による同和問題をはじめとする人権意識の普及に向けた取組の推進				
	・人権啓発冊子・物品等の活用による啓発の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●関係団体が実施する研修会や人権・同和対策生活相談事業等への支援をはじめとする連携した取組の推進				
	・職員への研修の実施 ・県政令市人権同和対策推進会議等を通じた近隣自治体及び関係団体との連携	・継続実施 ・継続実施	・継続実施 ・継続実施	・継続実施 ・継続実施	・継続実施 ・継続実施
	・関係団体が実施する生活相談への支援	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
戸籍関係証明書等の適正交付の取組 本人のみならず、本人等以外の者からの請求に対して、住民基本台帳法や戸籍法令に基づき厳正な審査の上、対応します。	●戸籍関係証明書・住民票の写しの請求への適正な対応				
	・取組の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施

○施策6 外国人市民の人権尊重と多文化共生社会に係る取組の推進

【現状と課題】

本市には、令和3（2021）年3月末日現在、約4万5千人の外国人市民が暮らしています。歴史的経緯により特別永住資格を有する在日韓国・朝鮮人が市の南部地域を中心に多く暮らしている一方、1980年代後半以降の地球規模での社会経済構造の変化等によって多くの人が様々な国・地域から様々な目的をもって来日し、市内全域にわたって居住するようになるなど、その出身国や来日の理由は40年前と比較すると多様化しており、外国人市民の状況も大きく変化しています。また、国際結婚により生まれた人や海外からの帰国者、日本国籍取得者など、日本国籍であっても外国文化を背景に持つ人々も増えています。

本市は1970年代から、外国人市民が国籍や文化、言語の違いなどによって社会的な不利益を受けまいよう、本市の実情を踏まえながら制度の改善を図るとともに、併せて教育・普及等の取組を進めてきました。また、外国人市民は地域社会を構成するかけがえのない一員であるとの認識のもと、外国人市民の声を市政に反映するため平成8（1996）年に「川崎市外国人市民代表者会議」を条例で設置するなど、共生の地域社会づくりを進めてきました。代表者会議から出された提言は設置以来24年間で52の提言（121項目）に及び、「川崎市住宅基本条例」への意見の反映や「外国人市民情報コーナー」の設置など外国人市民施策の推進に結実しています。

しかし、多様な文化を持つ市民が共に生活することにより地域社会が豊かになる一方、文化の違いから摩擦が生じる場合もあります。また、偏見や差別意識がなくなっていないという現実もあります。さらに、長年、地域社会で生活していても、国籍の違いで不利益を被ったり、日本語が不自由であるなどの理由で個人の持つ能力を發揮することが難しい状況に置かれている市民も見受けられます。

こうしたことを背景に、本市では国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる多文化共生社会の実現に向け、施策推進の基本的な考え方と具体的推進内容を示す「川崎市多文化共生社会推進指針」を平成17（2005）年に策定（平成20（2008）年及び平成27（2015）年改定）し、外国人市民施策を推進してきました。

一方で、平成25（2013）年頃から、本市内で本邦外出身者の排斥を訴える内容のデモが繰り返され、地域社会に深刻な亀裂を生じさせました。こうした特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動は、近隣住民の方々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではありません。こうした状況を踏まえ、平成28（2016）年6月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「差別的言動解消法」という。）」が施行され、さらに、川崎市では令和元（2019）年12月に「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」を制定し、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の解消に向けた取組を推進することとなりました。

その後、令和3（2021）年には東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、新型コロナウイルス感染症による影響によって短期的な変化はあるものの、今後、新型コロナウイルス感染症が収束した後は、市内の外国人人口の増加が見込まれることから、外国人市民に対する偏見や差別意識をなくしていくとともに、より海外に開かれた魅力あるまちづくりを進める必要があります。

【施策の方向性】

多文化共生社会の実現に向け、本市がこれまで積み重ねてきた歴史を大切にしつつ、状況の変化を踏まえながら、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」、「川崎市多文化共生社会推進指針」及び「川崎市国際施策推進プラン」に基づき、外国人市民に関わる施策等を総合的かつ計画的に推進します。また、新型コロナウイルス感染症の影響等を受け、外国人市民の生活環境やこれらの取組の実施環境にも変化が生じていることから、事業の実施手法等について改善を図りながら、引き続き外国人市民の人権尊重と多文化共生社会に係る取組を推進していきます。

- ・ 外国人市民であることを理由とする差別の解消と人権侵害の防止に向けた取組として、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に基づく不当な差別のない人権尊重のまちづくりを推進するとともに、「差別的言動解消法」の規定に基づく「地域の実情」に応じた施策を講ずることにより「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組」を推進します。
- ・ 外国人市民が健康で安心して生活するために必要な情報や行政サービスを受けられるよう、行政情報や公共施設の表示の多言語化やルビ振り、外国人市民の存在を認識した施策のあり方の検討、国の在留管理制度の運用、通訳・翻訳体制の拡充、年金制度の広報啓発、神奈川県医療通訳派遣システム事業への参加、保育・高齢・障害等の福祉サービスにおける言語や生活習慣等への配慮、住宅に関する広報啓発・相談体制の充実、災害に関する情報提供などの施策の充実や環境整備に努めます。
- ・ 全ての子どもの学習権を保障し、社会における少数の立場の人の文化を尊重するとともに、自立と相互理解が図られるよう、学習環境の整備、外国人保護者の状況に配慮した情報提供や支援、多文化共生教育の推進、日本語学習をはじめとする学習支援などの取組を推進します。
- ・ 外国人市民が主体的に市政参加できる環境を整備し、地域社会の構成員として、自己の能力を十分に発揮しながら様々な活動に参加できるよう、外国人市民代表者会議の運営、外国人市民グループ・支援グループ等が活動しやすい環境の整備、各審議会等への外国人市民の登用の促進などの取組を推進します。
- ・ 全ての市民が互いに違いを認め合い共に生きる社会をつくるため、多文化共生に関する市民への広報・啓発、人権意識や多文化共生意識の啓発のための市職員及び教職員への研修、外国人が差別を受けることなく適正な雇用が行われるための事業者への広報・啓発、国際交流センターの利用の促進や多文化共生に向けた事業の充実など、行政、市民、事業者それぞれに対して意識啓発を進めるとともに、内外に開かれた地域社会づくりを進めます。
- ・ 他都市や市民グループ等との連携を図るとともに、外国人市民意識実態調査の実施により多文化共生社会の実現に向けた現状を把握し、施策に役立てるなど、施策の推進体制の整備を図ります。

【関係する計画】

- ・ 川崎市多文化共生社会推進指針 平成27（2015）年10月策定
計画期間：なし
- ・ 川崎市国際施策推進プラン 平成27（2015）年10月策定
計画期間：平成27（2015）年度～令和7（2025）年度

【計画期間の主な取組】

1 差別の解消と人権侵害の防止

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
<p>本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組</p> <p>川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例の規定に基づく取組等を推進し、不当な差別的言動の解消を図ります。</p>	●本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組・啓発の実施				
	・取組・啓発の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく『公の施設』利用許可に関するガイドライン」の適切な運用の実施				
	・ガイドラインの適切な運用の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●インターネット上への差別的書き込みに対する対策の実施				
	・差別的書き込みに対する対策の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施

2 行政サービスの充実

(1) 行政サービスの提供・情報提供・相談窓口

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
<p>広報資料の多言語化と相談・手続に係る多言語対応(再掲)</p> <p>外国人市民が必要な情報や行政サービスを受けられるよう、広報資料の多言語化の推進、「やさしい日本語」の活用や窓口の多言語対応の支援などを行います。</p>	●「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」に基づく広報資料の多言語化の推進				
	<p>・多言語広報資料についての調査及び進捗管理</p> <p>R2 多言語化した広報資料の延べ種類言語数：517 言語</p> <p>・多言語広報資料一覧の配布及びホームページでの公開</p>	<p>・継続実施</p> <p>多言語化した広報資料の延べ種類言語数：525 言語以上</p> <p>・継続実施</p>	<p>・継続実施</p> <p>多言語化した広報資料の延べ種類言語数：530 言語以上</p> <p>・継続実施</p>	<p>・継続実施</p> <p>多言語化した広報資料の延べ種類言語数：535 言語以上</p> <p>・継続実施</p>	<p>・継続実施</p> <p>多言語化した広報資料の延べ種類言語数：540 言語以上</p> <p>・継続実施</p>
	●外国人の相談や手続に係る多言語対応の支援の実施				
	・多言語対応の支援の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
<p>外国人来庁者に向けた多言語案内</p> <p>外国人の来庁者に向けて、タブレット端末を活用したテレビ通訳システムによる対面式多言語案内やAIによる通訳を活用するほか、区役所内に多言語で併記した総合案内板を設置し、外国人市民にも使いやすい区役所を目指します。</p>	●タブレット端末を活用した外国人来庁者への案内の実施				
	・事業実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●多言語総合案内板による案内の実施				
	・外国語に対応した案内表示板や情報端末等による案内の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
<p>外国人転入者に対する生活に必要な情報提供</p> <p>外国人転入者に対する外国語版冊子の配布や、外国人市民情報コーナーの設置等により生活に必要な情報を提供します。</p>	●生活に必要な情報提供の実施				
	<p>・外国人転入者への必要な冊子等の配布</p> <p>・外国人市民情報コーナーの設置</p>	<p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p>	<p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p>	<p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p>	<p>・継続実施</p> <p>・継続実施</p>

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
国際交流センター等を活用した外国人相談の実施 外国人市民が生活する上で必要な情報を提供し、さまざまな分野にわたる相談を行うとともに、関係機関と連携を図りながら対応します。	●外国人窓口相談事業（多文化共生総合相談ワンストップセンター）による生活相談等の実施				
	R2 相談件数：2,895件（R1：1,702件）	相談件数：2,720件以上	相談件数：2,450件以上	相談件数：2,710件以上	相談件数：2,770件以上

（２）年金制度・保健・医療・福祉

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
多言語による年金制度の周知 日本年金機構作成の多言語版パンフレットを利用し、国民年金加入促進や脱退一時金を含めた制度の周知を行います。	●多言語版パンフレットによる制度の周知の実施				
	<ul style="list-style-type: none"> 外国人の国民年金加入促進のための多言語版パンフレットの配布による年金制度の周知の実施 	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
外国人母子保健サービスの提供（再掲） 子育てをする外国人市民に対し、外国語版母子健康手帳等の配布や両親学級や乳幼児健康診査受診時における通訳ボランティアの派遣など、日本語が不慣れな外国人市民の子育て支援を行います。	●外国語版母子健康手帳等の配布				
	<ul style="list-style-type: none"> 外国語版母子健康手帳（10か国語）や乳幼児健診問診票等の母子保健事業帳票翻訳版の配布 	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●親子育児教室の実施				
	<ul style="list-style-type: none"> 外国人市民が参加できるような手法を工夫して開催 	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●通訳ボランティアの派遣				
	<ul style="list-style-type: none"> 通訳ボランティア（英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語等）の派遣 	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●外国人を含めた自主的な子育てグループの支援				
	<ul style="list-style-type: none"> 取組の推進 	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
医療通訳スタッフの派遣 外国人市民が安心して医療サービスを受けられるよう、必要な患者に医療通訳スタッフを派遣します。	●かながわ医療通訳派遣システム自治体推進協議会への参加				
	R2 利用実績：2,350件	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
保育所での言語や生活習慣等の違いへの配慮 子どもの状態や家庭状況などに十分配慮し、それぞれの文化を尊重した適切な援助を行います。	●個別の連絡帳や印刷物へのルビ振りの実施				
	・お便り等の配布物へのルビ振りの実施と個別の口頭説明	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●必要に応じた食事等への配慮の実施				
	・同じような献立を提供するための献立会議における検討	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	・食べられない食品がある場合の食品の除去や代替品など可能な限りの対応	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
言語や生活習慣等の違いに配慮した相談支援 外国人市民等が生活する上で、福祉サービスの利用や支援が必要な場合、各区地域みまもり支援センターや地域の相談支援機関等において、言語や生活習慣等の違いに配慮した相談支援を行います。	●各区地域みまもり支援センターや地域の相談支援機関等における、言語や生活習慣等の違いに配慮した相談支援の実施				
	・事業実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施

(3) 住宅

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
民間賃貸住宅等居住支援推進事業（再掲） 高齢者、障害者、外国人等の住宅確保要配慮者の居住の安定に向け、居住支援協議会において入居から退去までに必要な支援等について協議を行うなど、多様な主体との連携により入居支援や入居後の生活支援等の取組を推進します。	●「住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」に基づく取組の推進				
	・計画策定（H30）	・取組の検証、計画改定に向けた検討	・計画改定	・取組の推進、進行管理	・継続実施
	・住宅確保要配慮者向け登録住宅の普及啓発	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●「居住支援協議会」による住宅確保要配慮者に対する入居・生活支援の促進				
	○居住支援協議会の運営				
	・家主等の不安解消に向けた支援の検討	・支援事例の検証	・地域の担い手や家主等との連携強化の検討	・連携強化による取組の実施	・継続実施
	○住宅確保要配慮者の住み替え相談や空き家の利活用に関する相談の実施				
	R2 相談件数：490件	相談件数：500件以上	相談件数：500件以上	相談件数：500件以上	相談件数：500件以上
・住宅確保要配慮者への物件情報の提供	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
○入居手続の同行等支援					
R2 支援件数：9件	支援件数：12件	支援件数：12件	支援件数：12件	支援件数：12件	
●居住支援制度による住宅確保要配慮者の居住安定の確保					
・入居支援	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
R2 支援件数：112件					

(4) 防災

事業・取組	現状	事業内容・目標				
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	
多言語による防災啓発 防災啓発冊子「備える。かわさき」や避難所等を記載した「防災マップ」の多言語版を配布することにより、外国人市民の防災意識の向上を図ります。	●「備える。かわさき」(6言語)の発行					
	・「備える。かわさき」(6言語)の発行及び市役所・区役所窓口での配架、市内転入者への配布、ホームページ上での公開	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
	●防災マップ(6言語)の発行					
	・必要に応じたマップの修正・発行	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
外国人市民向け情報発信の取組 平常時における防災啓発や災害時(避難情報発令時)における、市ホームページでの「やさしい日本語」等による外国人市民向け情報発信の取組を推進します。	●外国人市民向け情報発信の実施					
	・取組の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
災害時における多言語支援センターの設置 災害時の外国人支援を円滑に行うため、本市の要請により国際交流センター指定管理者が川崎市災害時多言語支援センターを設置し、外国人市民へ提供する情報等の翻訳、外国人からの相談・問合せ等への対応、多言語放送への協力などを行います。	●関係機関と連携した、多言語支援センター設置訓練の実施					
	・設置訓練の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
	●訓練の課題等を踏まえたマニュアルの更新					
	・必要に応じたマニュアルの更新	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	

3 多文化共生教育の推進

(1) 就学の保障・学習支援・家庭へのサポート

事業・取組	事業内容・目標				
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
海外帰国・外国人児童生徒 相談・支援事業 学校と関係機関が連携して、日本語でのコミュニケーションに不安がある児童生徒等の相談・支援体制の整備を進めます。また、日本語指導初期支援員を配置するとともに、特別の教育課程による日本語指導体制の充実を図ります。	●海外帰国・外国人児童生徒に対する教育相談の実施				
	・教育相談の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●初期段階の日本語学習と学校生活への適応支援				
	新たに日本語指導初期支援員を配置した児童生徒数：168名(R2)	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●特別の教育課程による日本語指導の実施				
	○国際教室の設置及び非常勤講師の配置				
	国際教室設置校数：44校 巡回非常勤講師配置校数：75校	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	○国際教室担当者等への研修の実施				
	研修の実施：4回	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●多言語を用いた保護者等との円滑なコミュニケーション手段の確保				
	○通訳機器の配置				
	・通訳機器等、ICT機器の活用	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
○通訳・翻訳の充実					
・通訳・翻訳支援業務の外部委託	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
●円滑な就学に向けた支援					
○就学前の学校説明会「ブレスクール」の開催					
開催数：7回	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
○就学案内及び就学状況の把握による就学機会の確保					
・就学案内及び就学状況の把握	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	

(2) 違いを認め合う教育

事業・取組	事業内容・目標				
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
多文化共生教育推進事業 子どもたちの異文化理解と相互尊重をめざした学習を推進します。また、多文化共生と多様性を尊重した意識と態度の育成を推進します。	●さまざまな国や地域の文化を伝える外国人市民等を講師として派遣する「多文化共生ふれあい事業」の推進				
	派遣校数：78校(212人)	派遣校数：62校(187人)	派遣校数：62校(187人)	派遣校数：62校(187人)	派遣校数：62校(187人)
	●外国人教育推進連絡会議の開催を通じた情報共有や意見交換の実施				
	開催：年1回	・外国人教育推進連絡会議の開催	・継続実施	・継続実施	・継続実施
●各学校の多文化共生教育の充実に向けた情報交換の実施					
・実践事例報告会や事業説明会の開催	・実践事例報告会や事業説明会を活用した情報交換の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	

(3) 地域における学習支援

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
識字学習活動の支援 教育文化会館・市民館・分館において、市民の自主的・主体的な学びを支援していくため、学級・講座やイベント等を実施・開催します。	●識字・日本語学級の実施 ・事業実施 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施				

4 社会参加の促進

(1) 市政参加

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
外国人市民代表者会議の運営 外国人市民代表者会議を開催し、外国人市民の市政参加を推進します。	●会議の運営及び提言を踏まえた取組の推進 ・取組の推進 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施 ●代表者の募集・選考 ・第14期代表者の募集・選考 ・第15期代表者の募集・選考 ・第16期代表者の募集・選考 ●外国人市民代表者会議ニュースレターの発行 R2 ニュースレター発行数：12,700部 (R1：19,050部) ニュースレター発行数：15,000部以上 ニュースレター発行数：15,000部以上 ニュースレター発行数：15,000部以上 ニュースレター発行数：15,000部以上 ●外国人市民代表者会議オープン会議の開催 R2 オープン会議参加者数：0人(中止) (R1：95人) オープン会議参加者数：100人 オープン会議参加者数：100人 オープン会議参加者数：100人 オープン会議参加者数：100人				

(2) 地域における外国人市民グループ等の活動

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
(公財)川崎市国際交流協会の民間国際交流活動への支援 (公財)川崎市国際交流協会事業において、市民レベルでの国際交流や国際相互理解、多文化共生の推進を支援します。	●(公財)川崎市国際交流協会事業との連携・活用 ・民間団体による国際交流活動への助成等による支援 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施				

5 共生社会の形成

(1) 市民への意識啓発

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7(2025) 年度
多文化共生の考え方についての広報・啓発 国籍、民族、文化の違いを越えて、全ての人々が互いを認め合う多文化共生の考え方が社会に浸透するよう、さまざまな機会を捉えて広報・啓発の取組を推進します。	●市民に向けた広報・啓発の実施				
	・さまざまな媒体を活用した広報・啓発の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
●市民グループ、ボランティア団体等に対する広報・啓発の推進					
・市民や団体等への研修の実施や職員派遣等の支援		・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
・地域日本語連絡会等の活用		・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施

(2) 市職員等の意識改革

事業・取組	現状	事業内容・目標				
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	
多文化共生、国際理解に関する研修等の実施 多文化共生意識の醸成や国際理解の向上などを図るため、各職位に応じた講義や希望職員への研修を実施します。また、「やさしい日本語」の研修などを通じて、外国人市民への対応・広報に関する意識啓発を行います。	●国際交流員を活用した職員研修等の実施					
	・職員を対象とした異文化コミュニケーション研修等の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
	●階層別研修等における研修の実施					
	・多様な市民に関する人権意識を身につけるための研修の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
	●外国人市民への広報等に有効な研修の実施					
・事業実施		・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
●外国人市民への広報のあり方に関する考え方の周知						
・事業実施		・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
教職員への人権・多文化共生研修の実施 教職員の研修に、人権尊重教育を組み入れ、それぞれのライフステージに応じて人権・多文化共生に関する研修を行います。また、人権尊重教育担当者への研修により、人権・多文化共生の意識啓発を行います。	●人権・多文化共生に関する研修の実施					
	・事業実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
●人権尊重教育担当者研修の実施						
・事業実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	

(3) 事業者への啓発

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
労働資料の調査及び刊行 外国人労働者の適正な雇用・労働条件の確保等について広報誌「かわさき労働情報」に記事を掲載します。	●事業者への広報啓発				
	・取組の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施

(4) 国際交流センターの活用

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
川崎市国際交流センターを活用した取組 川崎市国際交流センターにおける講座・イベント等の開催を通じて、市民交流を促進し、国際相互理解・多文化共生の促進を図ります。	●国際交流や多文化共生を促進する講座・イベント等の開催及び日本語・外国語等の研修の実施				
	○国際交流や多文化共生を促進する講座・イベント等の開催				
	R2 講座・イベント等の開催数：55回	講座・イベント等の開催数：55回以上	講座・イベント等の開催数：41回以上	講座・イベント等の開催数：55回以上	講座・イベント等の開催数：55回以上
	○日本語、外国語等の講座・研修事業の実施				
	R2 国際理解講座受講者数：271人 (R1：418人) R2 日本語講座受講者数：448人 (R1：364人)	国際理解講座受講者数：390人以上 日本語講座受講者数：350人以上	国際理解講座受講者数：340人以上 日本語講座受講者数：310人以上	国際理解講座受講者数：510人以上 日本語講座受講者数：470人以上	国際理解講座受講者数：540人以上 日本語講座受講者数：480人以上
	●国際交流に取り組む市民、団体等の主体的な国際活動を促す情報提供等の実施				
	・情報提供等の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●計画的な施設の補修等の推進				
	・補修等の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施

6 施策の推進体制の整備

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
外国人市民意識実態調査の実施 川崎市に住む外国人市民の意識や実態、ニーズなどを把握し、市の施策に生かします。	●外国人市民意識実態調査の実施				
	・調査を踏まえた取組の推進 ・実態調査の実施 (R1)	・継続実施	・継続実施	・実態調査の実施	・調査を踏まえた取組の推進

○施策7 疾病に関する人権尊重の取組の推進

【現状と課題】

本市では、更なる高齢化の進展や医療ニーズの増加・多様化といった社会環境の変化を踏まえて、市民が主体となって健康づくりに取り組めるよう、生涯を通じた健康づくりを支援するとともに、入院医療から在宅医療・介護まで一連のサービスが切れ目なく円滑に提供できる体制の構築を目指し、「かわさき保健医療プラン」に基づく総合的な保健医療施策の推進に取り組んでいます。

また、全国各地で発生している大規模な自然災害や、世界各地で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症などの状況を踏まえ、大規模自然災害の発生に備えた災害時医療救護体制の強化や、新興感染症への対応の視点も含めた質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の整備を進めていくことが求められています。

感染症については、医学医療の進歩や衛生水準の向上により、過去に多くの感染症が克服されてきた一方で、新たな感染症の出現や既知の感染症の再興、国際交流の進展等に伴う感染症の流入に対応するため、感染症の予防及びまん延防止に係る総合的な施策の実施が求められています。

さらに、かつてハンセン病やH I V患者が受けた、いわれない差別への教訓から、感染症の患者やその家族が差別や偏見を受けないよう、人権の尊重に努める必要があります。

その中でも、新型コロナウイルス感染症については、感染者とその家族のほか、感染者が入院する医療機関の従事者等の人権や、新型コロナワクチンの接種を受けていない人の人権への配慮が求められています。

【施策の方向性】

- ・ 引き続き、「地域包括ケアシステム」と「効率的で質の高い保健医療提供体制」の構築を施策の両輪とした「かわさき保健医療プラン」に基づく取組を推進し、市民とともに支える誰もが住み慣れた地域で安心して保健医療サービスを受けることができる社会の実現を目指します。
- ・ 本市においてもエイズ患者・H I V感染者は増加しており、患者・感染者に対する偏見と差別のない社会づくりを目指し、疾患の正しい理解、感染予防の正しい知識の普及啓発などが一層必要となっています。特定感染症予防指針に基づき、感染予防対策の推進、検査・相談体制の整備及び患者支援について、関係機関との連携を図りながら取り組みます。
- ・ 新型コロナウイルス感染症及び新型コロナワクチンの接種に関連する差別行為等を防止するため、市民に、国や本市など公的機関が提供する正確な情報を入手し、人権に配慮した冷静な行動をお願いするなどの普及啓発の取組を進めます。

【関係する計画】

- ・ かわさき保健医療プラン [2018-2023年度] 改定版
平成30（2018）年3月策定・令和3（2021）年3月改定
計画期間：平成30（2018）年度～令和5（2023）年度

【計画期間の主な取組】

1 感染症に関する啓発、支援等

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
<p>感染症に関する普及啓発等の取組</p> <p>感染症の発生及びまん延を予防するため、新型コロナウイルス感染症をはじめとする新型インフルエンザ等感染症の状況把握及び市民等への普及啓発を実施します。</p>	<p>●感染症の患者発生動向の把握と情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等に基づく感染症の届出状況や集団発生等の情報の把握による全数把握疾患や定点把握疾患の探知 ・市ホームページ、広報、報道等による情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・継続実施
<p>新型コロナウイルス感染症に関する人権意識の普及啓発</p> <p>新型コロナウイルス感染症に関し、市民が人権に配慮した冷静な行動をとるよう普及啓発の取組を進めます。</p>	<p>●人権意識の普及に向けた取組の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ等の広報媒体を活用した啓発の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施

○施策8 ホームレス（野宿生活者）の人権擁護と自立支援に係る取組の推進

【現状と課題】

ホームレス問題は大都市に顕著に現れており、京浜工業地帯の中心として発展してきた本市においても、その発展を支えてきた日雇労働者等の一部が、景気に左右されながら次第に野宿生活を強いられ、ホームレス問題として顕在化することになりました。

国においては、平成14（2002）年8月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行され、ホームレスの自立支援施策が国及び自治体の責務として位置付けられました。

本市においては、特別措置法に基づき、ホームレスに関する諸問題の解決を目指して、平成16（2004）年に「川崎市ホームレス自立支援実施計画」を策定しました。その後、5年ごとに本計画を更新しており、平成31（2019）年には第4期計画を策定し、総合的な自立支援の推進に取り組んでいます。

平成27（2015）年4月には広く生活困窮者に対し包括的な支援を行うことを目的とした「生活困窮者自立支援法」が施行され、ホームレスの自立支援事業に関しても同法の枠組みを活用し、実施しています。

各種の自立支援施策に取り組んだ結果、河川・公園・道路等において起居している市内のホームレス数は、平成15（2003）年の1,038人をピークに、令和3（2021）年1月には182人まで減少しました。一方、終夜営業店舗等で起居する方の中には、失業等により生活に困窮する方もおり、どのようにして市の支援施策につなげるかが課題となっています。

【施策の方向性】

- ・ ホームレス等の自立に向けて、第4期計画に基づき、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化等へ対応するとともに、自立支援センター退所者の再野宿化を予防し、医療的視点に基づいたきめ細やかな相談や支援を実施できるよう、「一人ひとりの状況や課題に応じたきめ細やかな相談支援による安定した地域生活の実現をめざして」を基本目標に掲げ、総合的かつ計画的に取組を推進していきます。
- ・ 具体的には、①巡回相談員による市内のホームレスの訪問、②自立を目指す方や災害時などに緊急に宿泊援護を必要とする方を対象とした生活困窮者・ホームレス自立支援センターの運営、③再野宿の防止と地域定着を目的としたセンター退所後の住居への訪問、④年末年始の緊急援護事業を4つの施策の柱と位置付けて取り組んでいます。
- ・ 特に、長期に路上等で起居するホームレス等に対して、住まいの確保を優先し、訪問による相談支援を行うホームレス訪問型自立支援住宅事業、及び終夜営業店舗等に起居するホームレスとなるおそれのある人への相談窓口・施策の周知等について、取組を推進していきます。
- ・ なお、取組にあたっては、公共職業安定所、医療機関、ホームレスの支援を行う民間団体等の関係機関と連携していきます。

【関係する計画】

- ・ 第4期川崎市ホームレス自立支援実施計画 平成31（2019）年3月策定
計画期間：平成31（2019）年度～令和5（2023）年度

【計画期間の主な取組】

1 ホームレス自立支援事業

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
<p>ホームレス自立支援事業</p> <p>ホームレスが地域社会での生活に戻れるよう、総合的かつ計画的に支援施策を推進していきます。</p>	●巡回相談事業の実施				
	<ul style="list-style-type: none"> 生活状況等の把握 状況に応じた支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 継続実施
	●生活困窮者・ホームレス自立支援センター事業の実施				
	<ul style="list-style-type: none"> 自立を目指すホームレス等に宿所・食事を提供 自立に向けた支援を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 継続実施
	●アフターケア事業の実施				
	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な訪問や生活訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施
●越年対策事業の実施					
<ul style="list-style-type: none"> 年末年始の緊急援護事業として、ホームレス等に宿所・食事を提供 継続的な支援につなげるための取組の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 継続実施 	

2 関係機関との連携による取組

事業・取組	事業内容・目標				
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
<p>人権擁護に関する取組</p> <p>偏見や差別意識解消のため、啓発の実施や学校教育におけるホームレスについての正しい理解を深める教育等を推進します。</p>	<p>●偏見や差別意識の解消、啓発、襲撃等の事案に関する適切な解決、人権尊重・尊厳の確保</p>				
	<p>・取組の推進</p>	<p>・継続実施</p>	<p>・継続実施</p>	<p>・継続実施</p>	<p>・継続実施</p>
<p>就業の機会の確保に関する取組</p> <p>一人ひとりがニーズや能力に応じた就労に結びつくよう支援します。</p>	<p>●公共職業安定所等と連携した就業支援の実施</p>				
	<p>・自立支援センターにて職業相談を実施</p>	<p>・継続実施</p>	<p>・継続実施</p>	<p>・継続実施</p>	<p>・継続実施</p>
<p>安定した居住の確保に関する取組</p> <p>自立支援センター退所後に安定した住まいを確保できるよう支援します。</p>	<p>●川崎市居住支援協議会等との連携による民間賃貸住宅への入居支援</p>				
	<p>・居住支援協議会等との連携による入居支援</p>	<p>・継続実施</p>	<p>・継続実施</p>	<p>・継続実施</p>	<p>・継続実施</p>
<p>保健及び医療の確保に関する取組</p> <p>疾病の早期発見と治療につなげます。</p>	<p>●野宿者健診、医療機関との連携による保健・医療の確保</p>				
	<p>・健康診断、結核検診等の実施</p>	<p>・継続実施</p>	<p>・継続実施</p>	<p>・継続実施</p>	<p>・継続実施</p>
<p>市民懇談会及び関係機関との連携に関する取組</p> <p>委員等から意見聴取等を行い、事業運営に生かします。</p>	<p>●川崎市ホームレス自立支援施策推進市民懇談会の開催</p>				
	<p>・市民懇談会の開催：年1回</p>	<p>・継続実施</p>	<p>・継続実施</p>	<p>・継続実施</p>	<p>・継続実施</p>

○施策 9 拉致問題の解決に向けた取組の推進

【現状と課題】

北朝鮮当局による日本人拉致は、我が国に対する主権侵害であるとともに、重大な人権侵害です。

北朝鮮当局は、1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人をその意思に反して、北朝鮮に拉致しました。北朝鮮は、長年にわたり日本人拉致を否定していましたが、平成14（2002）年9月、第1回目の日朝首脳会談において、金正日国防委員長（当時）は、小泉総理大臣（当時）に対し、日本人拉致を初めて認めて謝罪しました。

現在、国は、17名の日本人を北朝鮮による拉致被害者として認定しており、このうち5名は、既に平成14（2002）年10月に、帰国が実現しましたが、残りの12名の拉致被害者は、今なお帰国できずに、拉致されたままです。このほかにも、拉致の可能性を排除できない特定失踪者が多く存在しており、日本政府は、北朝鮮に対し、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者を一日も早く帰国させるよう、強く求めており、国は、平成19（2007）年2月に、「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」に署名しています。

平成14（2002）年12月には、「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」が制定され、拉致被害者及び被害者の家族の支援に関する国及び地方公共団体の責務として、国及び地方公共団体は、帰国被害者等を支援するため、有機的連携の下に必要な施策を講ずるものとされています。

また、平成18（2016）年6月には、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定され、国及び地方公共団体の責務等を定めるとともに、毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることを定めています。

我が国は、米国、韓国、中国、ロシアをはじめとする各国との首脳会談、外相会談等において、この拉致問題を取り上げており、各国からは、我が国の立場への理解と支持が表明されています。

拉致問題の解決には、国内世論及び国際世論の後押しが重要であるとの観点から、多くの市民が関心を持ちつづけ、認識を深めるために、北朝鮮当局による日本人拉致の問題についての正しい知識の普及、理解促進に努めていく必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 本市には、拉致被害者の横田めぐみさんの御家族が在住されており、拉致被害者の一日も早い帰国の実現を願うとともに、より多くの市民に拉致問題について理解を深めてもらうため、「拉致被害者家族を支援するかわさき市民のつどい」（平成20（2008）年度から実施）を引き続き開催していきます。
- ・ 市民一人ひとりが、この拉致問題を自分ごととして捉え、この問題を風化させることなく、声を上げ続けることが、政府を後押しし、問題の解決にもつなげる力と成り得ることから、引き続き、正しい知識の普及を図るための人権教育・人権啓発の取組を進めていきます。
- ・ 本市では、拉致被害者の一日も早い帰国の実現が図られるよう、最大限の努力をするとともに、関係団体等とも連携しながら、国を後押ししていきます。
- ・ 「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」及び「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を踏まえ、拉致被害者及び被害者家族の支援並びに拉致問題に関する啓発を図るため、平成15（2013）年1月に、「川崎市拉致被害者及び被害者家族支援連絡会議」を設置しており、引き続き、庁内関係部局間の連携を密にしながら、取組を進めていきます。

【計画期間の主な取組】

1 拉致被害者及び被害者家族の支援並びに拉致問題の啓発に関する取組の推進

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
<p>拉致被害者及び被害者家族を支援する取組の推進</p> <p>拉致被害者及び被害者家族の支援並びに拉致問題の啓発に関する取組を推進します。</p>	●拉致問題の支援・啓発の実施				
	<ul style="list-style-type: none"> 「拉致被害者家族を支援するかわさき市民のつどい」の実施 写真展の実施や映像・懸垂幕等による啓発の実施 拉致被害者及び被害者家族支援連絡会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 継続実施 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 継続実施 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 継続実施 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 継続実施 継続実施
●国、他自治体、市民団体等との連携					
	<ul style="list-style-type: none"> 政府拉致対策本部、関係自治体、あさがおの会等と連携した情報共有、啓発等の実施 近隣自治体への写真パネルの貸与 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 継続実施

○施策10 性的マイノリティの人々の人権尊重の取組の推進

【現状と課題】

性的マイノリティとは、異性愛者以外の性的指向を持つ人や体の性と心の性が一致しない人のことで、LGBT（Lはレズビアン（女性同性愛者）、Gはゲイ（男性同性愛者）、Bはバイセクシャル（両性愛者）、Tはトランスジェンダー（体と心の性が一致しない人））等の方々の総称です。性は多様であり、「〇〇種類」あるというようにはっきりと決めることはできないものでもあります。性的マイノリティの人々は、マイノリティ（＝少数派）であるがゆえに、次のような生きづらさを抱えています。

- ・ 性的マイノリティに対する社会の理解が不十分であるため、自分が性的マイノリティであることを周囲に知られることで、職場・地域・学校などの社会生活上で偏見や差別、ハラスメントに遭ってしまう。
- ・ こうした偏見や差別、ハラスメントに遭うことを避けるために、自分が性的マイノリティであることを周囲に打ち明けること（カミングアウト）ができず、息苦しい生活をせざるを得ない。
- ・ 自分が性的マイノリティであることを明らかにしていない、あるいは明らかにする範囲を限定しているにもかかわらず、自分の意思に反して勝手に暴露（アウティング）されることがある（自己の情報をコントロールする権利の侵害）。
- ・ 法律婚・事実婚ができない組み合わせでパートナーとなる場合に、男女の法律婚や事実婚であれば受けられる公共・民間での社会経済上の便宜や特典が受けられず、生活で不利・不便を強いられる。

このように性的指向や性自認（性同一性）に起因する生きづらさは、状況によっては、当事者を自殺に追い込みかねないほどの深刻な課題となっており、性的マイノリティの人々への偏見や差別を解消し、正しい理解を広げていくための様々な取組が行われています。

性的マイノリティの方の生きづらさへの対応としては、平成16（2004）年7月には、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障害者であって、一定の要件を充たす場合に、戸籍上の性別変更が可能になっています。

さらに、性的指向や性自認（性同一性）を理由とする偏見や差別を解消するため、「労働施策総合推進法」の改正（令和2（2020）年6月施行）に基づいて定められた、パワーハラスメント防止のための指針において、相手の性的指向・性自認（性同一性）に関する侮辱的な言動を行うこと等がパワーハラスメントに該当すると考えられる例として明記され、職場における性的指向・性自認（性同一性）に関する正しい理解を促進するための取組が進められています。

なお、世界保健機構（WHO）では、平成30（2018）年に「国際疾病分類」（ICD-11）を改訂し、これまで「精神疾患」に分類されていた「gender identity disorder（性同一性障害）」を、「性保健健康関連の病態」に分類される「gender incongruence（性別不合 ※厚生労働省の仮訳）」に変更しました。これを受け、今後国内では、性的マイノリティに対する各種の制度変更等が行われる可能性があります。

本市では、平成22（2010）年に、全国の自治体で初めて、性同一性障害のある子どもの相談窓口を開設しました。現在は、児童相談所や教育相談センターなどの相談窓口で、性的マイノリティ当事者や家族の方を含め、子育てに関する様々な問題で戸惑い、悩んでいる方のお話を伺っています。

また、性的マイノリティに関する啓発として、企業向けのLGBTセミナーや人権啓発上映会「ピープルデザインシネマ」を開催しています。上映会終了後には情報共有ルームを開設し、性的マイノリティ当事者やその家族などの情報交換や相談を実施しています。

さらに、性的マイノリティ当事者の抱える生きづらさの解消に当たっては、当事者の生活上の障壁を取り除く取組が重要であるとの認識の下、当事者自身が人生のパートナーであることを宣誓することにより、パートナーとして共に生活をしていきたいというカップルの気持ちを本市が受け止め、その宣誓の事実を公的に認める「川崎市パートナーシップ宣誓制度」を令和2（2020）年7月に創設し、運用を開始しました。また、同年12月には、川崎市に転出入する同制度の利用者の負担の軽減を図るため、相模原市と「都市間連携に関する協定」の締結を行いました。

「パワーハラスメント防止のための指針」の制定など、一定の取組は進んできている状況ではありますが、引き続き、日常生活での生きづらさの解消を進めるために性的マイノリティについて正しい理解を広げていく必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 令和2（2020）年3月に川崎市人権施策推進協議会から提出された答申「性的マイノリティの人々の人権に関して」を踏まえ、施策の優先度、必要性に鑑みつつ、性的マイノリティの人が尊厳を持って自分らしく生活できるよう、また、生きづらさの解消が図られるよう、取組を進めていきます。
- ・ 窓口で市民対応をする職員を含めた本市の全職員が、性的マイノリティについて理解することが重要であることから、引き続き、性的マイノリティについて正しく理解できるよう階層別研修の「人権」の講座や人権研修での説明を実施していきます。
- ・ 企業向け講座及び映画上映・情報共有ルームについては、継続して実施していきます。
- ・ 相談体制については、児童相談所や教育相談センターでの相談のほか、総合リハビリテーション推進センターこころの健康課では、一般精神保健に関する電話相談等を継続して実施していきます。

【計画期間の主な取組】

1 偏見や差別を解消するための啓発の推進

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
<p>性的マイノリティに関する啓発の取組</p> <p>企業及び市民を対象として性的マイノリティに関する啓発を行います。</p>	●「性的マイノリティに関するセミナー」等の実施				
	R 2 企業向け LGBT セミナーの参加企業数：16 社 ・啓発イベント（ピープルデザインシネマ）の開催	企業向け LGBT セミナーの参加企業数：18 社以上 ・セミナーや啓発イベントの継続的な実施	企業向け LGBT セミナーの参加企業数：18 社以上 ・継続実施	企業向け LGBT セミナーの参加企業数：18 社以上 ・継続実施	企業向け LGBT セミナーの参加企業数：18 社以上 ・継続実施
<p>学校における性的マイノリティの知識向上に関する取組</p> <p>性的マイノリティについての正しい理解の促進を図るとともに、子どもたちの人権感覚の育成や教職員の人権意識や指導力の向上に向けた取組を推進します。</p>	●校長、教頭、養護教諭をはじめとする教員等を対象にした研修の実施				
	・性的マイノリティをテーマとした教職員向け各種研修の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●各種関係団体との連携による啓発資料等の配布・周知				
	・関係団体による啓発資料の周知	・継続実施 ・啓発資料の作成・周知	・継続実施 ・継続実施	・継続実施 ・継続実施	・継続実施 ・継続実施

2 当事者の抱える生きづらさの解消に向けた取組の推進

事業・取組	事業内容・目標				
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
<p>性的マイノリティに関する課題に関する取組</p> <p>性的マイノリティの方々の人権についての啓発や課題等についての取組を推進します。また、川崎市パートナーシップ宣誓制度の周知と適正な運用を行います。</p>	<p>●川崎市パートナーシップ宣誓制度の周知と運用</p> <p>・制度運用と周知の実施</p> <p>●性的マイノリティに関連する情報及び相談窓口等の広報</p> <p>・取組の推進</p> <p>●市人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会性的マイノリティ専門部会の開催</p> <p>・取組の推進</p>				
<p>性的マイノリティに関する広報による意識、普及啓発の取組</p> <p>広報資料・ホームページの活用によるさまざまな世代に向けた広報及び意識普及を促進します。</p>	<p>●広報資料・ホームページによるさまざまな世代に向けた広報及び意識普及</p> <p>・取組の推進</p>				
<p>性的マイノリティの児童生徒に関するニーズに応じた取組</p> <p>他機関等と連携し、性的マイノリティの児童生徒及び学校に対しニーズに応じた支援を図ります。</p>	<p>●他機関等と連携した、児童生徒及び学校のニーズに応じた支援の実施</p> <p>・他機関等と連携した、児童生徒及び学校のニーズに応じた支援</p>				
<p>児童相談所での相談の取組</p> <p>学齢期の子どもを対象としたからだところの悩みについての相談を実施します。</p>	<p>●学齢期の子どもを対象としたからだところの悩みについての相談</p> <p>・相談の実施</p>				
<p>精神保健相談での相談の取組</p> <p>精神保健相談(性別不含有含む。)を実施します。</p>	<p>●精神保健相談(性別不含有含む。)</p> <p>・相談の実施</p> <p>・事業内容を変更し継続実施</p>				
<p>教育相談センターでの相談の取組</p> <p>小学生から高校生までを対象としたからだところの悩みについての相談を実施します。</p>	<p>●小学生から高校生までを対象とした相談の実施</p> <p>・相談の実施</p>				

○施策11 自殺をめぐる問題に係る取組の推進

【現状と課題】

日本の年間自殺死亡者数は、平成10（1998）年に急増し、3万人を超える深刻な状況が続きました。このため、平成18（2006）年に「自殺対策基本法」が制定されるとともに平成19（2007）年には「自殺総合対策大綱」が策定され、国を挙げての取組を推進してきました。その結果、平成22（2010）年以降、年間自殺者数は減少傾向に転じています。しかし、依然として諸外国と比べて自殺死亡率は高く、年間約2万人の方が自殺により亡くなっている現状があります。

本市においては、「自殺対策基本法」や「自殺総合対策大綱」等を踏まえ、神奈川県及び県内の政令指定都市、首都圏9都県市と連携して取組を進め、平成25（2013）年12月に「川崎市自殺対策の推進に関する条例」を制定し、同条例の中で、「自殺の防止等に対する市民の意識の高揚を図りつつ、市の状況に応じた自殺対策を総合的に推進し、もって市民が互いに支え合い、健康で生きがいを持って暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること」を目的として、市の状況に応じた自殺対策を総合的に推進するための計画を定めることを規定しました。そして同条例に基づき、平成27（2015）年度から平成29（2017）年度の3年間を計画期間として「川崎市自殺対策総合推進計画」を策定し、自殺対策を推進してきました。

その後「自殺対策基本法」の改正や「自殺総合対策大綱」の見直しを踏まえ、「川崎市自殺対策推進計画」を改定し、平成30（2018）年度から令和2（2020）年度の3年間を計画期間として「第2次川崎市自殺対策総合推進計画」を策定し、自殺対策を推進してきました。

ライフステージ別の対策の必要性や、地域の実態に応じた自殺対策の推進等の課題を整理し、新型コロナウイルス感染症等の心理・社会的影響も考慮しながら更なる自殺対策の推進を図るため、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度の3年間を計画期間とした「第3次自殺対策総合推進計画」を策定し、引き続き自殺対策に取り組んでいます。

【施策の方向性】

第3次自殺対策総合推進計画では、条例の基本理念にのっとり、「学校・事業主・地域住民組織等の身近な地域の多様な主体と協働し、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追い込まれない社会の実現を目指します。」と基本理念を掲げています。自殺対策には、市民の生涯にわたって幅広いサポートが効果的に行われる必要があるため、幅広い領域の協働が必要です。そのため、「地域包括ケアシステム」の構築を推進していくとともに、庁内外の関係機関と連携し自殺対策を推進していきます。基本理念の実現のために、3つの基本方針を掲げ必要な取組を進めていきます。

- ・ 自殺の実情を知る取組として、自殺の実態や自殺予防に関する調査研究の推進、情報収集、分析等を進めるとともに、自殺や精神保健に関する正しい知識等の啓発やこころの健康づくりに関する事業を通して、自殺予防等に関する市民の理解の増進を図ります。
- ・ 自殺防止のためにつながる取組として、自殺対策に関わる人材の育成や、職域・学校・地域等におけるこころの健康の保持に関する取組を進めます。また、自殺の危険因子に対応する相談窓口等の設置、連携を進めるとともに、民間団体の行う自殺予防活動に対する支援を行います。

- ・ 自殺防止のために支える取組として、適切な医療を提供するための体制の整備や、自殺未遂者、自死遺族等に対する支援に取り組みます。

【関係する計画】

- ・ 第3次川崎市自殺対策総合推進計画 令和3（2021）年3月策定
計画期間：令和3（2021）年度～令和5（2023）年度

【計画期間の主な取組】

1 自殺の実情を知る

(1) 自殺予防に関する普及啓発事業

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
自殺予防に関する普及啓発事業 街頭キャンペーン等による普及啓発活動や、自殺に関する知識の普及や理解の促進を目的とした講演会を実施します。	●自殺の防止等に関する市民の理解の増進				
	・自殺予防街頭キャンペーン等での普及啓発物の配布：年3,000個以上 ・市民向け講演会の実施：年1回以上	・継続実施 ・継続実施	・継続実施 ・継続実施	・継続実施 ・継続実施	・継続実施 ・継続実施

(2) 「いのち、こころの教育」の推進

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
「いのち、こころの教育」の推進 自己肯定感の醸成や他者の尊重、相互の助け合いの姿勢を育むことを目的に、道徳教育の充実、体験活動等のいのちに触れる活動を展開します。	●いのち、こころの教育の実践				
	・市立小中学校の各教科・全教育活動におけるいのちの授業の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●神奈川県との連携				
	・県教育委員会「いのちの授業」募集への各学校の授業実践事例の応募	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施

2 自殺防止のためにつながる

(1) ゲートキーパー講習の実施

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
ゲートキーパーの養成 行政、民間問わず様々な分野におけるゲートキーパーの養成を行います。	●自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上				
	R2ゲートキーパー講座開催回数：6回	ゲートキーパー講座開催回数：6回	ゲートキーパー講座開催回数：6回	ゲートキーパー講座開催回数：6回	ゲートキーパー講座開催回数：6回

(2) 各種相談窓口の設置及び連携

事業・取組	現状	事業内容・目標				
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	
<p>区相談事業</p> <p>生活の中で生じる困りごとへのアドバイスをを行います。</p>	<p>●日常生活での悩みごとに関する相談への助言、適切な窓口の紹介などの相談の実施</p> <p>・各区役所での実施</p> <p>●弁護士や司法書士等による法律、土地・建物の登記などの専門的な相談の実施</p> <p>・各区役所での実施</p>					
<p>男女共同参画センターにおける総合相談</p> <p>男女共同参画センターにおいて、こころとからだ、人間関係、働き方等の相談を行います。</p>	<p>●男女共同参画センターにおけるこころとからだ、人間関係、働き方等の相談の実施</p> <p>・取組の推進</p>					
<p>各区役所における精神保健相談</p> <p>各区役所地域みまもりセンターにて、専門職による精神保健福祉相談等を実施し、市民の心の健康の保持及び増進を図ります。</p>	<p>●各区役所における精神保健相談の実施</p> <p>・各区役所での実施</p>					
<p>障害者に対する相談支援事業</p> <p>障害者相談支援センターにおいて、地域の関係機関と連携しながら、障害のある方等への相談を行います。</p>	<p>●障害者相談支援センターにおける障害のある方及びその家族への相談の実施</p> <p>・取組の推進</p>					
<p>自殺予防に関わる機関、民間団体等による連携促進</p> <p>川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議において、地域の関係機関及び団体との情報交換等を通じ、連携体制を整備します。また、かながわ自殺対策会議や九都県市自殺対策キャンペーン連絡会議を近隣都市とともに開催し、連携した取組を進めます。</p>	<p>●川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議の実施</p> <p>・会議開催：年2回以上</p> <p>●近隣都市との自殺対策関係会議への参加</p> <p>・会議参加：年2回以上</p>					

(3) 児童分野における精神保健等に関する包括的研修の実施

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
精神保健等に関する包括的研修 児童相談所職員、児童養護施設職員等に対して、遺児支援も含む精神保健・自殺予防に関する包括的研修を実施します。	●精神保健等に関する包括的研修の実施				
	・包括的研修の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施

(4) 地域・職域連携推進事業の実施

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
地域・職域連携推進事業の実施 協会けんぽ、地域産業保健センターなどと連携し、働き盛り世代に対する健康づくり施策を推進します。また、従業員数50名未満の事業所に対してこころの健康づくりを含めた啓発を行います。	●地域・職域連携推進連絡会議				
	・会議の開催	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●健康づくりに関する普及啓発				
	・地域活動団体や企業・職域保健等と連携した身近な場所での健康づくり普及啓発活動の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●出前健康教育による事業所への直接的支援				
	・各区と連携した事業所への健康教育の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●事業所が行う従業員の健康づくり活動の実態把握				
	・市内中小事業所へのアンケート調査の実施		・次回調査時期について検討		

(5) こころの電話相談の実施

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
こころの電話相談（再掲） 市民を対象とした、こころの健康や病気に関する電話相談を実施します。	●こころの電話相談の実施				
	・こころの電話相談の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施

(6) 教職員向け心の健康相談支援事業の実施

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
健康相談支援事業 児童生徒の心の健康問題に対処するために、養護教諭等が行う健康相談に対する支援等を行います。また、研修会を学校関係者を対象に実施します。	●専門医による面接相談				
	・学校からの申込みに応じて実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●専門医による学校訪問				
	・学校からの申込みに応じて実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●研修会の開催				
	・研修会の開催：年1回実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施

3 自殺防止のために支える

(1) 自死遺族の集いの開催

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
自死遺族へのケアと情報提供 自死遺族同士の交流、わかちあいの場を開催又は支援します。	●自死遺族の集い「わかちあいの会」の開催				
	・「わかちあいの会」の開催：年6回以上	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施

(2) 自死遺族電話相談「ほっとライン」の実施

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
自死遺族電話相談の実施 自死遺族が安心して相談できる専用電話窓口を開設し、専門研修を受講した相談員が対応できる体制を整備します。	●自死遺族電話相談「ほっとライン」の実施				
	・自死遺族電話相談の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施

(3) 自殺未遂者支援の実施

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
自殺未遂者及びその家族への支援 自殺未遂者やその家族等に対して医療機関等の関係機関と連携体制を構築し、支援を行います。	●自殺未遂者支援に関連した関係機関との連携会議の実施				
	・連携会議の実施：年6回以上 ・関係機関による連携体制の構築	・継続実施 ・継続実施	・継続実施 ・継続実施	・継続実施 ・継続実施	・継続実施 ・継続実施

○施策12 インターネットによる人権侵害に係る取組の推進

【現状と課題】

我が国では、社会のデジタル化の進展により、国民のインターネットの利用率が上昇を続けており、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）が若年層を中心に広く普及し、半数の小学生がスマートフォンを利用しています。インターネットやSNSにより、国民の生活は便利になりましたが、その一方で、インターネットを利用した誹謗中傷、プライバシーの侵害、差別的な書き込み、児童買春などの人権侵害が増加しています。また、インターネット上には、児童ポルノなどの違法情報や、犯罪や自殺の勧誘などの有害情報が、誰でも閲覧可能な状態で存在しています。

インターネット上では、誰でも、匿名で、容易に情報を発信することができ、発信された情報は瞬時に広範囲に拡散するといった特徴があります。そのため、インターネット上の誹謗中傷やプライバシーを侵害する情報は、短期間に広範囲に拡散し、被害者に深刻なダメージを与えることがあります。また、インターネット上の違法情報や有害情報によって、子どもが犯罪に巻き込まれ、深刻な被害に遭うことがあります。

令和2（2020）年以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、テレワークやオンライン消費の増加など、社会のデジタル化の進展が更に加速しています。生活の中でインターネットを利用する機会が増えれば、インターネットによる人権侵害の被害も更に増加するおそれがあります。

インターネット上の人権侵害の対策として、平成14（2002）年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「プロバイダ責任制限法」という。）」が、平成20（2008）年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行されています。また、令和2（2020）年には、国において、「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」が取りまとめられ、令和3（2021）年に「プロバイダ責任制限法」が改正されて新たな裁判制度が創設されるなど、インターネットによる人権侵害の対策が進められています。

本市においても、平成20（2012）年に、教育委員会に「インターネット問題相談窓口」を設置し、学校でネットトラブルにあっている子どもたちや保護者からの相談を受けています。また、令和元（2019）年に、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」を制定し、インターネット上の本邦外出身者に対する不当な差別的言動の拡散を防止するための措置（プロバイダへの削除要請）を講じているほか、人権相談の窓口として、「かわさき人権相談ダイヤル」を開設し、インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害で困っている市民から相談を受け、救済のための助言と情報提供を行っています。

【施策の方向性】

- ・ 現代社会において、インターネットは、情報の入手やコミュニケーションの手段として日常生活に不可欠なものとなっており、情報モラル（情報化社会で適切に活動するための倫理）とICTリテラシー（情報通信技術を活用する能力）は、インターネット上で加害者にも被害者にもならないために、誰もが身に付ける必要があることから、市民の情報モラルとICTリテラシーの向上のため、市民向け講習会の開催、ホームページ等による情報発信など啓発活動を推進していきます。また、「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づき、市立学校において、児童・生徒の情報モラルとICTリテラシーの向上のための教育を推進していきます。

- ・ インターネットによる人権侵害は、家族や周囲の人からは被害の実態が見えにくいため、被害を受けた本人が孤立しがちになることから、市民のための人権相談の窓口（かわさき人権相談ダイヤル）で、被害を受けた方からの相談に的確に応じるとともに、トラブルへの対処方法や専門の相談機関の情報をホームページ等で発信していきます。
- ・ 川崎市教育委員会のインターネット問題相談窓口で、ネットいじめ、架空請求・不当請求などインターネット上のトラブルで困っている子どもたちや保護者からの相談に応じていきます。
- ・ インターネット犯罪（詐欺罪等）による被害について、「川崎市犯罪被害者等支援条例」に基づき、相談支援や情報提供等を実施していきます。
- ・ インターネット上の本邦外出身者に対する不当な差別的言動について、その解消に向けて、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に基づき、拡散防止措置（プロバイダ等への削除要請）や啓発を行うなどの取組を進めていきます。
- ・ インターネットによる人権侵害は、国全体の課題であり、国における検討も進められていることから、その動向を注視しつつ、国の施策を踏まえながら、本市の実情に応じた効果的な手法・手段について、検討を進めていきます。

【計画期間の主な取組】

1 啓発、支援、拡散防止措置、教育等の取組の推進

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
インターネットによる人権侵害に係る取組 インターネットによる人権侵害についての啓発や支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●情報モラルとICTリテラシーの向上のための啓発の推進 ・市ホームページやパンフレット等による啓発 ●人権相談、必要な情報の提供の実施 ・人権侵害による被害を受けた方のための人権相談の実施 ・インターネットによる人権侵害への対処方法に係る情報の提供 ●本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に係る施策の実施 ・差別のない人権尊重のまちづくり条例に基づく拡散防止措置（削除要請）等の実施 ●インターネットによる人権侵害の解消に向けた施策の検討 ・人権侵害の未然防止や救済に資する効果的な手法・手段の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施
教育の情報化推進事業に基づく取組 市立学校でインターネットによる人権侵害に関する人権教育を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●情報モラル教育の充実 ・道徳や総合的な学習の時間等を活用した情報モラル教育の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・判断力の育成など情報モラル教育の充実と家庭との連携推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施
市立学校におけるインターネット上の問題に対する取組 市立学校でのインターネット上のトラブルの相談を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●児童、生徒、保護者のための相談の実施 ・ネットトラブルに遭っている子どもや保護者のための相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施
犯罪被害者等支援事業 インターネット犯罪の被害に遭われた方の支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●犯罪被害者等支援事業の実施 ・犯罪被害者等支援条例の制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等支援条例に基づく相談支援、情報提供等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施

○施策13 様々な人権課題に対する取組の推進

(1) 固有の歴史・文化を持つ人々（アイヌの人々）の人権

【現状と課題】

アイヌの人々は、現在の北海道などの地域における先住民族であり、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、ユーカラなどの多くの口承文芸などの独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言いがたい状況にあります。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつあります。

令和元（2019）年5月に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」では、アイヌの人々への、アイヌであることを理由とした差別等の禁止やアイヌ政策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置などが定められています。

アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会を実現することが求められます。

【施策の方向性】

- 様々な固有の歴史・文化・伝統等を持つ人の権利を保障し、尊重と理解を深めるため、ポスターやパンフレット等の媒体を活用した人権意識の普及・啓発に取り組みます。

【計画期間の主な取組】

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
固有の歴史・文化を持つ人々への理解を深めるための取組	●人権意識の普及 ・ポスターやパンフレット等による普及啓発	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
様々な固有の歴史や文化・伝統等を持つ人の権利を保障し、尊重と理解を深めるための取組を行います。					

(2) 犯罪被害者等の人権

【現状と課題】

犯罪被害者やその家族等は、直接的な被害のほかに、興味本位のうわさや心ない中傷により傷つけられたり、プライバシーが侵害されたりするなどの二次的な被害を受けることがあります。

平成16（2004）年12月に、犯罪被害者等のための施策に関する国・地方公共団体・国民の責務を明らかにし、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とした「犯罪被害者等基本法」が制定され、地方公共団体においても犯罪被害者等の支援のための施策を実施することが責務として定められました。国においては、基本法に基づく「犯罪被害者等基本計画」が策定され、取組が進められているところです。

また、同法第4条で国は「犯罪被害者等のための施策の総合的な策定及び実施の責務」を、第5条で地方公共団体は「国との役割分担を踏まえ地方公共団体の地域の状況に応じた施策の策定及び実施の責務」を有するとされています。本市では、平成20（2008）年5月に「犯罪被害者等支援相談窓口」を設置し、相談員（警察OB）による面接又は電話による相談に応じるほか、各種支援施策の情報提供などを行っており、さらに、令和3（2021）年12月には「川崎市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

今後も引き続き、犯罪被害者やその家族等の権利保護が図られる社会の実現に向けた取組を推進することが求められます。

【施策の方向性】

- 「川崎市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等に特化した支援として、日常生活支援、経済的支援、住居支援、相談支援を実施するとともに、犯罪被害者等を支援するための体制整備、被害者等の状況や相談窓口等に関する広報啓発を行います。

【計画期間の主な取組】

事業・取組	現状	事業内容・目標				
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	
犯罪被害者等支援事業（一部再掲） 「犯罪被害者等支援相談窓口」を設置し、相談員による面接又は電話による相談に応じるほか、各種支援施策の情報提供などを行います。	●犯罪被害者等支援事業の実施					
	・犯罪被害者等支援条例の制定	・犯罪被害者等支援条例に基づく日常生活支援、経済的支援、住居支援、相談支援の実施 ・広報啓発の実施	・継続実施 ・継続実施	・継続実施 ・継続実施	・継続実施 ・継続実施	

(3) 刑を終えて出所した人々の人権

【現状と課題】

罪を犯した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人にとって、現実には極めて厳しい状況にあります。

本市は、平成29（2017）年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、令和2（2020）年2月に「川崎市再犯防止推進計画」を策定し、「就労・住居の確保」や「民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進」などを重点項目と位置付け、再犯防止のための様々な施策を推進しています。

刑を終えて出所した人々の社会復帰を促進し、再犯を防止するためには、本人の強い更生意欲と併せて、周りの人々の理解と協力が不可欠であることから、人権意識の普及を図り、取組を進めていく必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 関係機関・団体と連携して、本人及びその家族への偏見や差別の解消に向けた取組を推進します。
- ・ 犯罪をした人等の更生を図るとともに、犯罪予防活動を推進します。

【計画期間の主な取組】

事業・取組	現状	事業内容・目標				
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	
刑を終えて出所した人及びその家族への差別や偏見の解消に向けた取組 刑を終えて出所した人及びその家族への差別や偏見の解消に向けた取組を行います。	●人権意識の普及 ・パンフレット等による普及啓発	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	
更生保護事業 犯罪をした人等の更生を図るとともに、犯罪予防活動を推進します。	●犯罪や非行のない明るい社会づくりに向けた活動 ・保護司会等、更生保護関係団体への支援 ・社会を明るくする運動の実施 ・再犯防止推進計画に基づく取組の推進	・継続実施 ・継続実施 ・継続実施	・継続実施 ・継続実施 ・継続実施	・継続実施 ・継続実施 ・第2期「再犯防止推進計画」の策定	・継続実施 ・継続実施 ・第2期「再犯防止推進計画」の実施	

(4) 災害被害者の人権

【現状と課題】

平成23年(2011)年3月11日に発生した東日本大震災及びこれに伴う原子力発電所の事故により、多くの方が避難生活を強いられ、さまざまな事情をもつ被災者への支援や配慮などが改めて認識されることになりました。

引き続き、災害に遭われた方が安心して生活できるような取組を行っていくことが求められています。

【施策の方向性】

- 「川崎市地域防災計画」に基づき地震や台風などにより被害に遭われた方々が安心して生活できるよう、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に配慮した避難所の運営や、共助による災害時要援護者への避難支援に取り組みます。
- 災害の犠牲となる可能性の高い子ども、妊婦、高齢者、障害者、外国人市民等に対し、自主防災組織、地域住民、企業等、地域の共助により支援を行っていく体制の整備を進めます。

【関係する計画】

- 川崎市地域防災計画 震災対策編 (令和元年度修正版) 計画期間：なし
- 川崎市地域防災計画 風水害対策編 (令和2年度修正版) 計画期間：なし
- 川崎市地域防災計画 都市災害対策編 (平成26年度修正版) 計画期間：なし

【計画期間の主な取組】

事業・取組	事業内容・目標				
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
人権に配慮した地域防災の取組の推進 (一部再掲) 自助・共助・公助の取組、連携の強化や各主体の防災意識の向上等により、人権に配慮した地域防災力の向上を図ります。	●避難所の運営等への女性参画の推進				
	・男女のニーズの違いなどに配慮した避難所運営に向けた自主防災組織等への支援の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●災害時要援護者避難支援制度の啓発・取組推進				
	・制度の啓発及び取組の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	●災害時要配慮者等へ向けた防災啓発の実施				
	・冊子、ウェブ等を活用した取組の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
	・教育・福祉等の各分野や事業者と連携した横断的な啓発の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
災害時要配慮者に配慮した備蓄等の推進 生活必需品の粉ミルクやオムツなど、要配慮者への備蓄を継続的に実施します。	●備蓄倉庫の維持・管理等				
	・備蓄物資の計画配置	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
東日本大震災避難者への支援の継続 本市に避難している東日本大震災避難者に対し、情報提供等の支援を継続します。	●東日本大震災避難者への支援				
	・被災地の状況やイベントに関する情報提供等の支援の実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
外国人市民向け情報発信の取組（再掲） 平常時における防災啓発や災害時（避難情報発令時）における、市ホームページでの「やさしい日本語」等による外国人市民向け情報発信の取組を推進します。	●外国人市民向け情報発信の実施				
	・取組の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施
災害時における多言語支援センターの設置（再掲） 災害時の外国人支援を円滑に行うため、本市の要請により国際交流センターの指定管理者が川崎市災害時多言語支援センターを設置し、外国人市民へ提供する情報等の翻訳、外国人からの相談・問合せ等への対応、多言語放送への協力などを行います。	●関係機関と連携した多言語支援センター設置訓練の実施及びマニュアルの更新				
	・取組の推進	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施

(5) 人身取引被害者の人権

【現状と課題】

人身取引とは、売春や強制労働をさせるなどの搾取の目的で、暴力、脅迫、誘拐、詐欺などの手段を用いて、人を移動したり、隠したり、受け取ったりする行為をいいます。

国は、平成26（2014）年12月の犯罪対策閣僚会議において「人身取引対策行動計画2014」を策定し、国内における人身取引の実態の把握、人身取引の防止・撲滅及び被害者の保護を推進しています。

人身取引は、重大な人権侵害であり、その被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その被害の回復は非常に困難であることから、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められています。

【施策の方向性】

- ・ 国の法整備等の動向を踏まえながら、関係団体・関係機関との情報交換や人権意識の普及等の取組を進めます。

【計画期間の主な取組】

事業・取組	現状	事業内容・目標			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
関係団体・関係機関との情報交換や人権意識の普及等の取組 国の動向を踏まえながら、関係団体・関係機関との情報交換や人権意識の普及等の取組を進めます。	●関係団体等との情報交換と人権意識の普及等 ・ポスターやパンフレット等による普及啓発	・継続実施	・継続実施	・継続実施	・継続実施

第4章 計画の推進

1 人権施策推進体制の経緯

(1) 庁内体制

本市では、人権施策を推進するために、平成7（1995）年に市民局に人権担当を設置し、翌年に、外国人市民施策を事務分掌に加え「人権・共生推進担当」とし、平成11（1999）年に女性行政推進室と統合して、「人権・男女共同参画室」を設置しました。

その後、平成13（2001）年には、「子どもの権利担当」を教育委員会から移管し、また、平成14年（2002）年には「同和対策担当」を健康福祉局から移管することにより、分野別の人権施策を総合的に推進する体制を整備しました。

また、庁内における連絡調整組織については、平成11（1999）年の組織統合の際に、「人権・共生推進連絡会議」と「女性行政推進会議」を統合し、「川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議」を設置し、人権に関わる諸施策について全庁的な連携・調整を行っています。

(2) 外部委員による検討体制

人権施策に係る外部委員による検討・協議組織については、平成8（1996）年に「川崎市人権施策研究会」を設置し、平成9（1997）年に「川崎市人権施策推進指針」の策定に向けた協議機関として「かわさき人権懇話会」に改組しました。

「かわさき人権懇話会」は、平成11（1999）年に、「かわさき人権啓発推進協議会」として改組され、人権施策の推進を図るために必要な事項について検討・協議するための組織として位置付けられました。

また、平成24（2012）年には、「かわさき人権啓発推進協議会」が基本計画の推進に当たり意見及び助言を行うことを明確にするために、要綱の改正を行い、同協議会の名称を「かわさき人権施策推進協議会」に変更するとともに、設置目的及び所掌事務を改めました。さらに、平成27（2015）年には「川崎市附属機関設置条例」を制定し、「川崎市人権施策推進協議会」に名称を変更するとともに、「人権教育及び人権啓発に関する施策を推進する計画の実施その他人権擁護のために必要な事項に関して調査審議すること」を所掌事務とする市長の附属機関として設置しました。

さらに、令和元（2020）年12月に「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」を制定し、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進する会議体として「川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会」としました。

2 人権施策推進体制について

(1) 庁内連絡調整組織

基本計画を効果的に推進するためには、人権施策に係る庁内各部局の調整や協力が不可欠です。そのためには、人権教育、人権研修、相談・救済等を総合的に検討する組織が必要であることから、「川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議」を活用して、庁内推進体制を整備します。

また、各部局で人権施策に係る様々な事業を展開していることから、「川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議」を親会議として、子どもの権利や男女平等施策などの分野別の人権施策を推進するために設置した各部会等で具体的な施策を協議、検討し、横断的かつ総合的に人権施策を推進していきます。

(2) 協議組織

人権施策の推進を図るために必要な事項について、検討・協議を進めるとともに、「川崎市人権施策推進基本計画」の実施状況の検討等について意見や助言を行うための附属機関として、学識経験者、人権関係団体、市民で構成された「川崎市人権施策推進協議会」を平成27（2015）年4月に設置しました。その後、令和元（2019）年12月に制定された「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の制定に伴い改組され、同条例に基づき「川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会」を設置することとなりました。本協議会は、不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するための組織であり、庁内連絡調整組織とそれぞれの役割を担いながら人権施策を総合的に推進します。

(3) 関係団体・関係機関

人権が尊重され差別のない社会の実現に当たっては、関係団体や関係機関との協力が引き続き必要であることから、施策の効果的な推進をより一層図るために「川崎人権啓発活動地域ネットワーク協議会」（横浜地方法務局川崎支局、川崎人権擁護委員協議会、川崎市で構成）や「かわさき男女共同参画ネットワーク（すくらむネット21）」（市域で活動する民間団体等が加盟）等の各分野において多様な活動を展開している関係団体等との連携を強化し、取り組んでいきます。

3 進行管理について

基本計画の人権に関する施策の基本理念及び基本目標など、今後、基本理念と基本目標を実現するために、計画策定後の進捗管理が重要です。また、新しい人権課題や社会情勢等の変化にも柔軟に対応できる計画の運用が必要となります。

基本計画に基づく取組の進捗管理には、「計画(P L A N)－実行(D O)－評価(C H E C K)－見直し(A C T I O N)」のいわゆるP D C Aサイクルの手法を取り入れます。

P D C Aサイクルによる進行管理に当たっては、基本計画の中で、人権に関する施策の基本目標と人権課題ごとに設定した目標の到達度について自己評価を実施し、また、事業・取組の状況について、毎年度、進捗状況を把握するとともに、外部の視点として、附属機関である「川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会」に意見・助言を求め、その結果を公表します。

また、施策の効果の検証手法の一つとして、「人権に関する市民意識調査」を定期的を実施するほか、社会情勢の変化等も確認しながら、市民意識の把握に努めつつ、施策を推進していきます。

4 成果指標

基本計画を着実に推進していくために、次のとおり成果指標を設定し、目標の達成度を評価する際に参考とする指標とします。なお、施策の評価については、この数値のみをもって施策の成果とするものではなく、事業の進捗状況を踏まえて総合的に判断します。

目標達成に向け、各分野の啓発や各事業の取組の一層の推進を図ります。

	項目	現状【年度】	目標値【年度】
全体目標	平等と多様性が尊重されていると思う市民の割合	36.6% 【令和3(2021)年度】	41.0%以上 【令和7(2025)年度】 43.0%以上 【令和13(2031)年度】
基本目標1	「人権侵害」について、あってはならないと思う市民の割合	77.2% 【令和2(2020)年度】	81.0%以上 【令和7(2025)年度】 85.0%以上 【令和13(2031)年度】
基本目標2	「一人ひとりが互いに違いを認め合い、共に暮らしていける社会になっている」と思う市民の割合	24.4% 【令和2(2020)年度】	28.0%以上 【令和7(2025)年度】 32.0%以上 【令和13(2031)年度】
基本目標3	「国や市の機関のさまざまな人権相談窓口を知っている」市民の割合が30%を超えている相談窓口の数	3つ 【令和2(2020)年度】	5つ 【令和7(2025)年度】 7つ 【令和13(2031)年度】
基本目標4	他人の人権を侵害しないように配慮して、日々の生活を送っている市民の割合	87.4% 【令和3(2021)年度】	91.0%以上 【令和7(2025)年度】 93.0%以上 【令和13(2031)年度】
2-1	子どもの人権について、差別があると思う市民の割合	66.0% 【令和2(2020)年度】	62.0%以下 【令和7(2025)年度】
2-2	男女平等に関わる人権について、差別があると思う市民の割合	76.6% 【令和2(2020)年度】	73.0%以下 【令和7(2025)年度】
2-3	高齢者の人権について、差別があると思う市民の割合	62.7% 【令和2(2020)年度】	59.0%以下 【令和7(2025)年度】
2-4	障害者の人権について、差別があると思う市民の割合	75.9% 【令和2(2020)年度】	72.0%以下 【令和7(2025)年度】
2-5	同和問題について、差別があると思う市民の割合	46.5% 【令和2(2020)年度】	43.0%以下 【令和7(2025)年度】
2-6	外国人の人権について、差別があると思う市民の割合	59.6% 【令和2(2020)年度】	56.0%以下 【令和7(2025)年度】
2-7	HIV感染者・ハンセン病患者などの感染症や疾病に関する人権について、差別があると思う市民の割合	55.8% 【令和2(2020)年度】	52.0%以下 【令和7(2025)年度】
2-7	新型コロナウイルス感染症に関する人権について、差別があると思う市民の割合	77.3% 【令和2(2020)年度】	73.0%以下 【令和7(2025)年度】
2-8	ホームレスの人権について、差別があると思う市民の割合	60.0% 【令和2(2020)年度】	56.0%以下 【令和7(2025)年度】
2-9	北朝鮮当局によって拉致された被害者などの人権について、差別があると思う市民の割合	58.1% 【令和2(2020)年度】	54.0%以下 【令和7(2025)年度】
210	性的マイノリティの人権について、差別があると思う市民の割合	66.2% 【令和2(2020)年度】	62.0%以下 【令和7(2025)年度】
2-11	厚生労働省人口動態統計における自殺死亡率(人口10万人当たりの死者数)の3年間平均	14.2 【平成29(2017)年～令和元(2019)年の平均】	13.5未満 【令和3(2021)年～令和5(2023)年の平均】
2-12	インターネットやSNSによる人権侵害について、差別があると思う市民の割合	82.6% 【令和2(2020)年度】	79.0%以下 【令和7(2025)年度】

2-1 3	アイヌの人々の人権について、差別があると思う市民の割合	37.4% 【令和2(2020)年度】	33.0%以下 【令和7(2025)年度】
2-1 3	犯罪被害者やその家族の人権について、差別があると思う市民の割合	69.2% 【令和2(2020)年度】	65.0%以下 【令和7(2025)年度】
2-1 3	刑を終えて出所した人の人権について、差別があると思う市民の割合	60.2% 【令和2(2020)年度】	56.0%以下 【令和7(2025)年度】
2-1 3	人身取引（性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引）被害者の人権について、差別があると思う市民の割合	59.9% 【令和2(2020)年度】	56.0%以下 【令和7(2025)年度】

資料編

世界人権宣言	116
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	120
川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例	122
第1期川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会への諮問について	128
「川崎市人権施策推進基本計画」の改定の方向性について-答申- (抜粋)	129

世界人権宣言

昭和 23 (1948) 年 12 月 10 日
第 3 回国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第 1 条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第 2 条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第 3 条 すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第 4 条 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかな

る形においても禁止する。

第5条 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条 すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条 すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条 すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条 すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条 すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条 すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条 すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条 すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に

十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であるか否かを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条 すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中であってのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 (2000) 年 12 月 6 日
法律 第 147 号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養^{かんよう}を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例

令和元（2020）年12月16日
川崎市条例第35号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進（第3条～第10条）

第3章 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進（第11条～第20条）

第4章 雑則（第21条・第22条）

第5章 罰則（第23条・第24条）

附則

川崎市は、日本国憲法及び日本国が締結した人権に関する諸条約の理念を踏まえ、あらゆる不当な差別の解消に向けて、一人ひとりの人間の尊厳を最優先する人権施策を、平等と多様性を尊重し、着実に実施してきた。

しかしながら、今なお、不当な差別は依然として存在し、本邦外出身者に対する不当な差別的言動、インターネットを利用した人権侵害などの人権課題も生じている。

このような状況を踏まえ、市、市民及び事業者が協力して、不当な差別の解消と人権課題の解決に向けて、人権尊重の理念の普及をより一層推進していく必要がある。

ここに、川崎市は、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、不当な差別のない人権尊重のまちづくりに関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権に関する施策の基本となる事項及び本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する事項を定めることにより、人権尊重のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって人権を尊重し、共に生きる社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不当な差別 人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別をいう。
- (2) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消

に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号。以下「法」という。）第2条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動をいう。

第2章 不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進

（市の責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

（市民及び事業者の責務）

第4条 市民及び事業者は、市の実施する不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（不当な差別的取扱いの禁止）

第5条 何人も、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない。

（人権施策推進基本計画）

第6条 市長は、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、川崎市人権施策推進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権に関する施策の基本理念及び基本目標
- (2) 人権に関する基本的施策
- (3) その他人権に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（人権教育及び人権啓発）

第7条 市は、不当な差別を解消し、並びに人権尊重のまちづくりに対する市民及び事業者の理解を深めるため、人権教育（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第2条に規定する人権教育をいう。）及び人権啓発（同条に規定する人権啓発をいう。）を推進するものとする。

（人権侵害による被害に係る支援）

第8条 市は、インターネットを利用した不当な差別その他の人権侵害による被害の救済を図るため、関係機関等と連携し、相談の実施、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（情報の収集及び調査研究）

第9条 市は、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

（人権尊重のまちづくり推進協議会）

第10条 第6条第3項に定めるもののほか、不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進に

関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員12人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験者、関係団体の役職員及び市民のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 第3項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。
- 7 臨時委員は、前項の規定による調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 9 協議会は、必要に応じ部会を置くことができる。
- 10 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

（この章の趣旨）

第11条 市は、法第4条第2項の規定に基づき、市の実情に応じた施策を講ずることにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図るものとする。

（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止）

第12条 何人も、市の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所において、拡声機（携帯用のものを含む。）を使用し、看板、プラカードその他これらに類する物を掲示し、又はビラ、パンフレットその他これらに類する物を配布することにより、本邦の域外にある国又は地域を特定し、当該国又は地域の出身であることを理由として、次に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせてはならない。

- (1) 本邦外出身者（法第2条に規定する本邦外出身者をいう。以下同じ。）をその居住する地域から退去させることを煽動し、又は告知するもの
- (2) 本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることを煽動し、又は告知するもの
- (3) 本邦外出身者を人以外のものにたとえるなど、著しく侮辱するもの

（勧告）

第13条 市長は、前条の規定に違反して同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせた者が、再び当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る国又は地域と同一の国又は地域の出身であることを理由とする同条の規定に違反する同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動（以下「同一理由差別的言動」という。）を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、その者に対し、地域を定めて、この項の規定による勧告の日から6月間、同一理由差別的言動を行い、又は行わせてはならない旨を勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等

審査会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

(命令)

第14条 市長は、前条第1項の規定による勧告に従わなかった者が、再び同一理由差別的言動を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、その者に対し、地域を定めて、この項の規定による命令の日から6月間、同一理由差別的言動を行い、又は行わせてはならない旨を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

(公表)

第15条 市長は、前条第1項の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わなかったときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 命令を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあっては、その代表者又は管理人の氏名
- (2) 命令の内容
- (3) その他規則で定める事項

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、前項に規定する川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴いて、第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表される者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(公の施設の利用許可等の基準)

第16条 市長は、公の施設（市が設置するものに限る。以下同じ。）において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがある場合における公の施設の利用許可及びその取消しの基準その他必要な事項を定めるものとする。

(インターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表)

第17条 市長は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用する方法による表現活動（他の表現活動の内容を記録した文書、図画、映像等を不特定多数の者による閲覧又は視聴ができる状態に置くことを含む。以下「インターネット表現活動」という。）のうち次に掲げるものが本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当すると認めるときは、事案の内容に即して、当該インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 市の区域内で行われたインターネット表現活動
- (2) 市の区域外で行われたインターネット表現活動（市の区域内で行われたことが明らかでないものを含む。）で次のいずれかに該当するもの
 - ア 表現の内容が特定の市民等（市の区域内に住所を有する者、在勤する者、在学する者その他市に関係ある者として規則で定める者をいう。以下同じ。）を対象としたものであると明らかに認められるインターネット表現活動

イ アに掲げるインターネット表現活動以外のインターネット表現活動であって、市の区域内で行われた本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容を市の区域内に拡散するもの

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨、当該インターネット表現活動に係る表現の内容の概要及びその拡散を防止するために講じた措置その他規則で定める事項を公表するものとする。ただし、これを公表することにより第11条の趣旨を阻害すると認められるときその他特別の理由があると認められるときは、公表しないことができる。

- 3 前2項の規定による措置及び公表は、市民等の申出又は職権により行うものとする。
- 4 市長は、第1項及び第2項の規定による措置及び公表をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、第2項の規定による公表をするに当たっては、当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容が拡散することのないよう十分に留意しなければならない。

(差別防止対策等審査会)

第18条 第13条第2項本文、第14条第2項本文、第15条第2項及び前条第4項に定めるもののほか、不当な差別の解消のために必要な事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市差別防止対策等審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、委員5人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験者のうちから市長が委嘱する。
- 4 第10条第4項から第10項までの規定は、審査会について準用する。

(審査会の調査審議手続)

第19条 審査会は、市長又は第17条第4項の規定により調査審議の対象となっているインターネット表現活動に係る同条第3項の規定による申出を行った市民等に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を述べさせることその他必要な調査を行うことができる。

- 2 審査会は、第13条第2項本文、第14条第2項本文若しくは第15条第2項の規定により調査審議の対象となっている者又は前項のインターネット表現活動を行ったと認められる者に対し、相当の期間を定めて、書面により意見を述べる機会を与えることができる。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に第1項の規定による調査を行わせることができる。

(表現の自由等への配慮)

第20条 この章の規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第4章 雑則

(報告及び質問)

第21条 市長は、第13条から第15条までの規定の施行に必要な限度において、第12条の規定に違反して同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、若しくは行わせたと認められる者又は第13条第1項の規定による勧告若しくは第14条第1項の規定に

よる命令に従わなかったと認められる者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第23条 第14条第1項の規定による市長の命令に違反した者は、500,000円以下の罰金に処する。

第24条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第6条第3項、第10条、第11条及び第16条から第20条までの規定 令和2年4月1日

(2) 第12条から第15条まで、第21条及び第5章の規定 令和2年7月1日

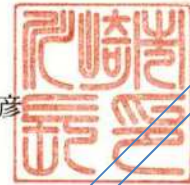
(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている川崎市人権施策推進基本計画は、第6条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

2川市人第265号
令和2年8月31日

川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会
会長 建石 真公子 様

川崎市長 福田 紀彦



第1期川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会への諮問について

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号）第6条第3項及び第10条第1項の規定により、次の事項について諮問します。

1 諮問事項

川崎市人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」の改定の方向性及び新たな人権課題への対応策について

2 諮問の理由

本市では、平成27年3月、川崎市人権施策推進基本計画を策定し、同計画に基づき、人権施策を総合的かつ計画的に推進しています。

令和元年12月に制定した「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」第6条第1項では「市長は、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、川崎市人権施策推進基本計画（中略）を策定するものとする」と規定し、同条例附則第2項では「この条例の施行の際現に策定されている川崎市人権施策推進基本計画は、第6条第1項の規定により策定された基本計画とみなす」と規定しています。

「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の理念を踏まえ、現行の川崎市人権施策推進基本計画については、今般、計画期間の満了（令和8年3月）前に、改定することを検討しており、その改定（策定）の方向性について、とりまとめていただくため諮問するものです。

また、社会状況の変化等により、インターネットを利用した人権侵害など、新たな人権課題も生じており、「人権を尊重し、共に生きる社会」を目指している本市としては、こうした新たな人権課題を再度認識し、着実に取組を進めていく必要があります、当該人権課題への対応策についても、とりまとめていただくため諮問するものです。

3 答申期限

- (1) 川崎市人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」の改定の方向性
令和3年3月31日
- (2) 新たな人権課題への対応策
令和4年3月31日

4 その他

今後の本市における人権施策の状況等により、優先的に調査審議を依頼する事項が生じた場合には、別途、諮問することがあります。

「川崎市人権施策推進基本計画」の改定の方向性について-答申-(抜粋)

令和 3 (2021) 年 3 月 25 日
川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会

3 答申～川崎市人権施策推進基本計画の改定の方向性について

人権条例第 6 条では「市長は、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本計画を策定するものとする」とされ、「市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会の意見を聴かなければならない」とされています。

また、「基本計画には、人権に関する施策の基本理念及び基本目標、人権に関する基本的施策、その他人権に関する施策を推進するために必要な事項を定める」とされており、市長から本協議会に対して、現行基本計画の改定の方向性についての審議が依頼（諮問）されました。

本協議会では、現行基本計画の改定の方向性として、次のとおり、項目 1 から項目 4 までの 4 つの事項に集約して、とりまとめを行いました。

(1) 項目 1 人権に関する施策の基本理念の方向性

1. 不当な差別のない人権尊重のまちづくりの実現に向けての「基本計画」における「人権に関する施策の基本理念」は、個人の尊重に立脚した、「差別禁止、多様性の尊重、実効性のある人権救済、市民との対話」の 4 項目を明確に定める必要がある。
 2. 人権保護の核心は、日本国憲法第 13 条によって保障されている「個人の尊重」である。平等、差別の禁止、多様性の尊重、自由及び諸権利の保護は、個人の尊重を基盤としている点に留意し、「基本計画」を策定することが必要である。
 3. 高齢者や障がい者等のように、自由や権利の確保に当たって、自治体や公権力による積極的な施策を必要とする人々に関しても、個人の尊重、すなわち「意思決定の尊重」がベースとなる。「基本計画」は、個人の意思決定を支えるための施策であることに留意することが必要である。
 4. 差別禁止、多様性の尊重という施策の実効性を高めるために、当事者に対する具体的な「相談・人権救済、自立支援の充実」に力点を置くことが必要である。
 5. 施策の実施によってどの程度人権保護が実現したのか、すなわち、川崎市が「人権保護に関する市民との約束をいかに果たしたか」を明らかにし、施策の進展に繋げるため、「市民との対話」を理念として掲げることが不可欠である。
- * 「市民との対話」とは、施策の策定への参画はもちろん、施策の実施、実施された施策の実効性の評価、その評価に対する市からの改善策の提示などの全てのプロセスを含む。

人権条例に基づき、「人権に関する施策の基本理念」を定めるためには、人権救済、特に、「差別をなくす」、「多様性の尊重」という点に重きを置いた理念を定めることが要請される。

「差別のない」ということは、人権保護として考える場合、具体的にはどのような施策を必要とするのだろうか。

人権は、大別して自由権と社会権の2種類がある（より詳細には、他に平等、参政権、国務請求権、人身の自由など数種類に分類される。）。自由権とは、文字どおり、国の介入を受けずに、「自由」が保障される権利である。例えば、表現の自由、移動の自由、信教の自由等がある。社会権とは、自由権とは逆に、国をはじめとする公権力の介入によって、初めて実現する権利である。例えば、生存権、教育を受ける権利、勤労権などである。平等、差別禁止及び多様性の尊重は、こうした全ての自由や権利に関して、合理的な根拠のない異なる取扱いを受けないことを保障することを指す。差別を受けている人や行政に声の届きにくい人こそが、人権救済を求めている人である。行政は、そのような人が救済の声をあげる方法を多様に設け、全ての人が個人として尊重されるように、必要とされる施策を実施することが要請されている。

それでは、地方自治体の条例や施策が、差別禁止や多様性の確保を定める意味はどこにあるのだろうか。

それは、第一には、憲法上の基本的人権は、公権力が個人に対して侵害してはいけない人権を定めているため、私人間の人権侵害に対しては、法律や条例によって保護されることが必要だからである。例えば、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）」のような個別の法律や、それに基づいて制定された川崎市の「人権条例」などである。

第二に、はじめに述べたように、地方自治体は住民の生活により近く、人権尊重の理念の普及、住民の課題に即して差別の解消施策、人権課題の解決に取り組むことが要請されているからである。

川崎市の人権条例は、その第5条で「何人も、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない」として、「何人」（全ての人）に向けて、不当な差別的取扱いの禁止を課している。この点が「人権条例」の重要な点である。それにしたがって、「基本計画」も、人権条例の内容を反映した差別禁止に向けて、具体的で実効性のあるものでなければならない。

さらに、高齢者、障がい者のような社会的にケアの必要な立場にあり、多様な意味で支援や保護が必要な人々には、まずは「意思決定の尊重」を基盤に置いた取組や、施策を行うことが不可欠である。自律した個人として、尊厳を持って生きていくためには、個人の自律を支える条件を整えることが必須である。

また、人権条例が「不当な差別のない人権尊重のまちづくり」を明確にその目的と定めており、そして、現在でも人権課題が多く残されている事実を踏まえ、あらゆる分野において、市

民一人ひとりの人権に関する実効的な保護や救済を可能とするため、「相談・人権救済、自立支援の充実」の具体化が非常に重要である。

最も重要なことは、以上のような施策が実際に住民の人権保護に役立つために、人権に関する施策の実効性を常に高めていくことである。それには、施策の進展に関して、あらゆる方法によって「市民との対話」の機会を設け、施策の実効性の検証を求め、さらに対話の成果を市民にフィードバックしていかなければならない。

なお、これまでも、川崎市の人権施策においては、「人権教育」が行われてきており、その成果も次第に浸透してきている。しかし、人権保護に実効性を持たせるためには、教育や啓発の段階を経て、具体的な救済を実現していくべき段階へと進む必要がある。現在でも、人権条例に基づく施策の取組がなされているが、差別とは何かについては、一般的にも法的にも難しい問題である。人権条例の内容についての誤解や解釈の違いをなくしていくために、教育・啓発活動については引き続き真剣に取り組まなければならない。

以上より、「人権に関する施策の基本理念」については、「差別禁止、多様性の尊重、人権救済、市民との対話」という視点を明記することが適当である。

(2) 項目 2 人権に関する施策の基本目標の方向性

・「人権に関する施策の基本目標」には、「人権に関する施策の基本理念（差別禁止、多様性の尊重、実効性のある人権救済、市民との対話）」を施策へ繋げるために、以下のような具体的な目標が必要である。

1. 市、事業者、市民による「差別的取扱い」と「不当な差別的言動」をなくすこと。
2. あらゆる分野で「多様性の尊重」を推進すること。
3. 「相談、人権救済、自立支援」が、それを必要とする人に確実に届くこと。
4. 「市民との対話」を通じて施策の実効性を高めること。特に、可視化されにくい人権問題のあること、声の届きにくい当事者がいることに留意した「対話」を目指すこと。

「人権に関する施策の基本理念」には、差別禁止、多様性の尊重、実効性のある人権救済、市民との対話を定めるべきであるが、これらに基づいて、施策を策定し実施するために、具体的な目標が必要である。

差別禁止を実際に施策として実施しようとする際、難しい面がある。まず、差別とは何かという概念の問題でも、人によって、文脈によって、受け止め方が異なる場合がある。ある言葉や取扱いが差別に当たるかは、国や社会、歴史などの状況の影響を大きく受ける。例えば、「宗教」は、ある国では過激な人権問題を引き起こす要因となるが、そこまで過激な問題は引き起こさない国もある。

一方、日本においては、特定の国の出身者に関する差別的取扱いや差別的言動が大きな人権

問題となり、立法に繋がった事実がある。こうした差別的取扱いや差別的言動は、過去の歴史に起因し、出身や国籍を原因とする周縁化、「排除」へと繋がっている。全ての人個人として尊重されるという日本国憲法の保障する権利は、原則として、日本人だけではなく、外国人にも保障される。

出身や国籍による差別は、本人の責には基づかない原因による差別であり、特に、過去に川崎市で問題となった言動は、歴史的に長期間にわたり日本に居住する人に向けられたものであり、長い間、共に暮らしている人々を「排除」するという最も深刻な人権侵害を引き起こしていた。

迅速に、しかし粘り強く、「市、事業者、市民による『差別的取扱い』と『不当な差別的言動』をなくすこと」という「人権に関する施策の基本目標」に向かって施策を重ねることが求められている。

そのほか、「人権に関する施策の基本目標」には、「多様性の尊重、相談、人権救済、自立支援」が、それを必要とする人に確実に届くこと、「市民との対話」を通じて施策の実効性を高めること、特に、可視化されにくい人権問題があること、声の届きにくい当事者がいることに留意した「対話」を目指すことを掲げている。

これらは、施策により実効性を持たせ、実際に人権侵害によって苦悩している人々に届き、役に立つ施策を目指す目標である。目標は、掲げているだけでなく、生きた施策として必要としている人々に届かなければならない。

「市民との対話」は、基本理念にも掲げているように、施策の策定への参画はもちろん、施策の実施、実施された施策の実効性の評価、その評価に対する市からの改善策の提示などの全てのプロセスを含む。施策を見直し、見えていない人権問題に気づき、さらに施策を進展するという常に人権保護を進めていくことが目標となる。

以上より、「人権に関する施策の基本目標」は、「人権に関する施策の基本理念」を施策へ繋げるための具体的な目標とすべきである。

(3) 項目3 人権に関する基本的施策の方向性

1. 「人権に関する基本的施策」は、人権に関する施策の基本理念である「差別禁止」及び「多様性の尊重」を施策のあらゆる分野において実現されるように、分野横断的な検討が必要である。
2. インターネットを利用した人権侵害は、時代や社会状況の変化等とともに、人権に関する影響が大きく、「人権に関する基本的施策」の全体にも関わるものとなっていることから、「インターネットによる人権侵害に係る取組」については、新たな分野として独立させるべきである。

現行基本計画では、12の分野別施策を立てており、個々の施策は、それぞれの施策を所管する担当部局が推進しており、これらの12の柱立ては、国や他都市における取組事例などを

参考に設定している。

しかし、最近、特に統計上増えてきた深刻な人権問題、例えば、子どもの虐待やいじめ、性暴力などに関しては、一つの分野だけの対応では解決しにくい面がある。それらの人権問題は、以前から存在しつつも、近年になってやっと人権問題として認識され始めたため、被害者の救済に関する総合的な取組は緒に就いたばかりである。子どものいじめの問題を例にあげると、学校、教員、教育委員会、親や関係者の問題だけでなく、差別や親の貧困、子が養護施設で養育されている場合は社会的養護制度の貧しさ、資格のある人材の不足による子どもの心理ケアの不十分さ、子どもの教育を受ける権利への配慮など、子どもの権利保護と子どもをめぐる多様な人間関係や環境の改善について総合的に取り組む必要がある。

人権条例全体の目的である差別禁止と多様性の尊重との関連を踏まえ、各分野別施策には、「人権に関する施策の基本理念」を浸透させ、分野横断的な施策が必要である。

さらに、現行の分野別施策の一部には、その取組内容が具体的に明示されていないものもあり、進行管理を行う上で、その評価が困難と見込まれるものもあり、その取組内容を明示していく必要がある。

さらに、時代の変化とともに、その対応が求められているものとして、「インターネットによる人権侵害に係る取組」がある。SNS等の利用が幅広い世代に広がっている最近の社会情勢下においては、「人権に関する基本的施策」の全体にも関わるものとなっていることを勘案し、一つの柱として独立させる必要がある。

以上より、「人権に関する基本的施策」については、時代や社会状況の変化等に鑑み、「分野横断的な人権施策」の視点を加えること、及び「インターネットによる人権侵害に係る取組」を新たな分野として独立させることが適当である。

(4) 項目4 人権に関する施策に係る評価における「市民との対話」の重要性

1. 人権に関する施策は、実効性を高めることが最も重要である。そのためには、施策の進展に関して「市民との対話」の機会を設け、さらに対話の成果を市民にフィードバックすることが必要である。
2. 「人権に関する施策」の進行管理に関しては、当事者の視点からの検証を導入することが望ましい。
3. 施策に係る評価結果については、課題や改善点を抽出した上で、定期的に本協議会へ報告し、本協議会からの意見などを施策に反映する仕組みとすべきである。

「人権に関する施策」については、「人権に関する施策の基本理念（差別禁止、多様性の尊重、人権救済、市民との対話）」をいかに実効性のある具体的な施策として展開できるかという観点が必要とされる。

現行基本計画上の施策に係る評価については、「川崎市総合計画」上の事務事業評価の一環として取組を進めているが、本協議会への報告がないことから、各施策の進捗状況を把握することができないため、本協議会への報告を適切に行う必要がある。

また、具体的な「市民との対話」を通じて、事業実施の課題や改善点を明確にすることが大切である。市民との対話の成果は、市民に何らかの形でフィードバックすることが求められる。

以上より、人権に関する施策に係る評価結果については、定期的に本協議会へ報告し、本協議会からの意見などを反映させる仕組みを機能させることが必要である。

川崎市人権施策推進基本計画・第1期実施計画
「人権かわさきイニシアチブ」(案)

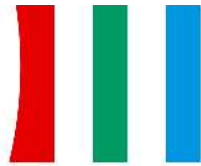
令和4(2022)年●月

川崎市 市民文化局 人権・男女共同参画室

電 話 (044) 200-2316

FAX (044) 200-3914

Eメール 25zinken@city.kawasaki.jp



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

「川崎市人権施策推進基本計画・第1期実施計画 『人権かわさきイニシアチブ』（案）」 について御意見をお寄せください

「川崎市人権施策推進基本計画」は、令和元（2019）年12月に制定した「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」第6条第1項の規定に基づく、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する計画であり、人権に関し行政として目指すものを体系的に整理し、本市の各部局の連携と、市民と、関係団体等を含めた事業者との連携協働の下に「人権尊重のまちづくり」を推進し、もって人権を尊重し、共に生きる社会の実現に向けた取組を進めるための今後約10年間の指針となるものです。

平成27（2015）年3月に策定された「川崎市人権施策推進基本計画『人権かわさきイニシアチブ』」は、令和8（2026）年3月末までを計画期間としており、経過措置により条例に基づく計画とみなしていますが、条例の規定に基づき「不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を『総合的かつ計画的に』推進」し、また、条例で新たに位置付けられた施策を推進するため、計画を全面的に見直し、改定することとしました。

今回、「川崎市人権施策推進基本計画・第1期実施計画『人権かわさきイニシアチブ』（案）」を取りまとめましたので、皆様の御意見をお寄せください。

1 意見募集の期間

令和4年2月10日（木）から3月14日（月）まで

2 意見の提出方法

次のいずれかの方法により、御提出ください。

* 電話及び来庁（口頭）による意見等はお受けできませんので、御了承ください。

(1) 市ホームページ

川崎市ホームページの「意見公募（パブリックコメント）」にアクセスし、案内にしたがって、専用フォームから送信してください。

(2) 郵送又は持参

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町1-1-2 川崎フロンティアビル9階
市民文化局 人権・男女共同参画室 宛て

*できるだけ、閲覧資料に添付の「意見書」を使用してください。「意見書」以外で提出される場合は、必ず、「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。「氏名」・「連絡先」は、「意見書」の内容を確認させていただく場合があるために記載をお願いするものです。

*郵送の場合、3月14日（月）必着です。

*持参の場合、開庁時間（平日午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時15分まで）に、上記の市民文化局人権・男女共同参画室に提出してください。

(3) FAX

FAX番号 (044) 200-3914

3 資料の閲覧方法

川崎市ホームページから閲覧できるほか、かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）、各区役所の市政資料コーナー、支所・出張所、図書館、市民館、公文書館、市民文化局人権・男女共同参画室に資料を配架します。

4 注意事項

- ・ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。なお、お寄せいただいた御意見の概要と、それに対する市の考え方と対応について、取りまとめを行い、川崎市ホームページで公表します。
- ・お寄せいただいた個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき、厳重に保護・管理されます。御意見の概要等を公表する際に、個人情報を公開することはありません。

問合せ先
市民文化局 人権・男女共同参画室 電話 (044) 200-2316